

平成25年度

科学研究費助成事業

科研費

公募要領

特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）
挑戦的萌芽研究、若手研究（A・B）

平成24年9月1日

独立行政法人日本学術振興会
(<http://www.jsps.go.jp/>)

はじめに

本公募要領は、平成25年度科学研究費助成事業－科研費－「特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）、挑戦的萌芽研究、若手研究（A・B）」の公募内容や応募に必要な手続き等を記載したものであり、

- I 科学研究費助成事業の概要等
- II 公募の内容
- III 応募される方へ
- IV 既に採択されている方へ
- V 研究機関の方へ

により構成しています。

このうち、「II 公募の内容」においては、公募する研究種目に関する対象、応募総額、及び研究期間等や応募から交付までのスケジュール等を記載しています。

また、「III 応募される方へ」、「IV 既に採択されている方へ」及び「V 研究機関の方へ」においては、それぞれ対象となる方に関する「応募に当たっての条件」や「必要な手続き」等について記載しています。

関係する方におかれましては、該当する箇所について十分御確認願います。

公募は、できるだけ早く研究者が研究を開始できるようにするため、審査のための準備を早期に進めることができるように、平成25年度予算成立前に始めるものです。

したがって、予算の状況によっては、今後、措置する財源等、内容に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

なお、平成25年度における主な変更点は以下のとおりです。

<平成25年度における主な変更点>

①基金化種目を3種目から5種目に拡大しました。（1頁参照）

平成23年度に複数年度研究費の改革(基金化)を行った「基盤研究(C)」、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究(B)」に加え、平成24年度には新たに「基盤研究(B)」及び「若手研究(A)」の新規採択分について基金化を導入しました(研究費総額のうち500万円以下)。

「基金化」を導入することにより、複数年度にまたがる研究費の使用を可能とするなど、交付の財源や使用ルールを変更していますが、これまでの「科研費」の目的・性格を変えるものではなく、その公募内容(対象・応募総額・研究期間等)も変えるものではありません。

また、今回公募を行う研究種目については、次の表のとおり取り扱います。本文中では、科研費(補助金分)、科研費(基金分)、科研費(一部基金分)の取扱いをそれぞれ書き分けていますので、ご注意ください。

[今回公募する研究種目一覧表【補助金分・基金分・一部基金分】]

研究種目	科研費（補助金分）	科研費（基金分）	科研費（一部基金分）
特別推進研究	・全研究課題 （新規・継続）		
基盤研究（S・A）	・全研究課題 （新規・継続）		
基盤研究（B）	・23年度以前採択 研究課題（継続）		・24年度採択研究課題 （継続） ・今回公募分（新規）
基盤研究（C）	・22年度以前採択 研究課題（継続）	・23・24年度採択研究 課題（継続） ・今回公募分（新規）	
挑戦的萌芽研究	・22年度以前採択 研究課題（継続）	・23・24年度採択研究 課題（継続） ・今回公募分（新規）	
若手研究（A）	・23年度以前採択 研究課題（継続）		・24年度採択研究課題 （継続） ・今回公募分（新規）
若手研究（B）	・22年度以前採択 研究課題（継続）	・23・24年度採択研究 課題（継続） ・今回公募分（新規）	

※予算の状況によっては、今後、措置する財源等、内容に変更があり得ます。

②「系・分野・分科・細目表」を改正しました。（32頁～57頁参照）

「系・分野・分科・細目表」については、平成15年度以来の大幅な改正が行われました。

改正に当たっては、文部科学省の科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会において審議が行われ、決定されました。

（参考）科学研究費助成事業－科研費－「系・分野・分科・細目表」の改正について
 （平成24年3月23日 科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会 決定）
 文部科学省ホームページ：
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1320054.htm
 日本学術振興会ホームページ：
http://www.jspss.go.jp/j-grantsinaid/06_jspss_info/g_120425_2/index.html

③新学術領域研究について改善を行いました。（「文部科学省公募要領」参照）

これまで1件とされていた公募研究への応募・受給を2件（同一領域は不可）まで認めるように改めるとともに、「新規の研究領域」の応募時における公募研究の規模（件数・研究経費）に以下の基準を設定しました。

- ・採択目安件数10件または領域全体の研究経費の10%以上を最低基準とする
- ・上記基準にとどまらず、新学術領域研究の目的及び当該領域の特性を踏まえ、当該領域の研究の幅広い発展を目指す上で必要な件数及び必要な金額とするよう努めること

また、以下の重複応募を可能としました。

- ・新学術領域研究の計画研究代表者と基盤研究（S）の研究代表者
- ・新学術領域研究の計画研究代表者・公募研究代表者と特別推進研究の研究分担者

④若手研究（B）の審査希望分野として2つの細目を選定可能としました。

（31頁参照）

若手研究（B）に応募する際に、研究計画が新興・融合的で複数の分野での審査を希望する場合に、「系・分野・分科・細目表」から2つの細目を選定できるようにしました。

○「2つ」の細目を選定した研究計画の審査の概要(予定)

- ・「1つ」の細目を選定した研究計画と同様、2段階の審査を行います。
- ・第1段審査は、選定した2細目ごとに、「若手研究（B）」の審査を行う第1段審査委員が書面審査を行います。
- ・第2段審査は、第1段審査の審査結果に基づき、「1つ」の細目を選定した研究計画を審査する委員会とは別の委員会（新たに設ける「2つ」の細目を選定した研究計画のみを審査する4系（総合系、人文・社会系、理工系、生物系）ごとの委員会及び全体の調整を行う委員会）において、第1段審査委員とは異なる審査委員による合議審査を行います。

※審査の詳細については、10月上旬頃に公表される「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」を参照してください。

目 次

I	科学研究費助成事業－科研費－の概要等	1
1	科学研究費助成事業－科研費－の目的・性格	1
2	科研費の基金化について	1
3	研究種目	3
4	文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係	3
5	科研費に関するルール	4
6	「競争的資金の適正な執行に関する指針」	6
	(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除	6
	(2) 不正使用、不正受給又は研究上の不正行為への対応	6
7	「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）	7
8	バイオサイエンスデータベースセンターへの協力	7
II	公募の内容	9
1	公募する研究種目	9
2	応募から交付までのスケジュール	9
	(1) 応募書類提出期限までに行うべきこと	9
	(2) 応募書類提出後のスケジュール（予定）	10
3	各研究種目の内容	11
	①特別推進研究	11
	②基盤研究（S）	11
	③基盤研究（A・B・C）	12
	④挑戦的萌芽研究	12
	⑤若手研究（A・B）	13
III	応募される方へ	14
1	応募の前に行っていただくべきこと	14
	(1) 応募資格の確認	14
	(2) 研究者情報登録の確認（e-Rad）	15
	(3) 電子申請システムを利用するためのID・パスワードの取得	15
2	重複制限の確認	16
	(1) 重複制限の設定に当たっての基本的考え方	16
	(2) 重複応募・受給の制限	16
	(3) 受給制限のルール	17
	(4) その他の留意点	18
	(5) 重複応募制限の特例	18
	（研究計画最終年度前年度の応募）	18
	（研究期間の延長に伴う重複応募制限の取扱い）	19
	別表1 重複制限一覧表	20
3	応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等	26
	(1) 電子申請システムを利用した応募	26
	(2) 研究計画調書の作成	26
	研究計画調書について	26
	研究計画調書の作成に当たって留意していただくべきこと	28
	①公募の対象とならない研究計画	28
	②研究組織	28
	③経費	30

④審査希望分野の選定	30
別表2 系・分野・分科・細目表	32
(1) 平成25年度科学研究費助成事業 系・分野・分科・細目表	32
(2) 平成25年度科学研究費助成事業 系・分野・分科・細目表の別表	
○ 時限付き分科細目表	34
別表3 「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧	39
IV 既に採択されている方へ	58
1 平成25年度に継続が予定されている研究課題の取扱いについて	58
① 特別推進研究	
② 特別推進研究以外の研究種目	
2 学生が研究組織に加わっている継続研究課題の取扱いについて	58
3 研究成果報告書の未提出者が研究代表者となっている継続研究課題の取扱いについて	59
V 研究機関の方へ	60
1 「研究機関」としてあらかじめ行っていただくべきこと	60
(1) 「研究機関」としての要件と指定・変更の手続き	60
(2) 所属する研究者の応募資格の確認	60
(3) 研究者情報の登録 (e-Rad)	61
(4) 研究機関に所属している研究者についてのID・パスワードの確認	61
(5) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」 に基づく「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出	62
(6) 研究成果報告書の提出について	63
(7) 公募要領の内容の周知	63
2 応募書類 (研究計画調書) の提出に当たって確認していただくべきこと	63
(1) 応募資格の確認	63
(2) 研究者情報登録の確認 (e-Rad)	63
(3) 研究代表者への確認	63
(4) 研究分担者承諾書の確認	63
(5) 応募書類の確認	64
3 応募書類 (研究計画調書) の提出等	65
電子申請手続の概要	65
(参考1) 審査等	66
1 審査	66
2 審査の方法・着目点等	66
3 審査結果の通知	66
(参考2) 科学研究費補助金取扱規程	67
(参考3) 独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業 (科学研究費 補助金) 取扱要領	74
(参考4) 独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業 (学術研究助 成基金助成金) 取扱要領	82
(参考5) 平成24年度科研費 (補助金分・基金分) の交付状況等	88
1 平成24年度科研費 (補助金分・基金分) の交付状況	88
2 予算額等の推移	90
問い合わせ先等	91

【参考】応募書類の様式等は別冊になります。別冊は、以下の内容となっています。

〈 別 冊 〉

平成25年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）、挑戦的萌芽研究、若手研究（A・B））（応募書類の様式・記入要領）

1 研究計画調書

(1) 特別推進研究

研究計画調書等作成・記入要領（新規・継続）

〈前半部分・応募情報（Web入力項目）〉

応募情報（Web入力項目）（画面イメージ）

〈後半部分・応募内容ファイル〉

様式S-1-1(1) 研究計画調書（「特別推進研究」新規・英語版）

様式S-1-1(2) 研究計画調書（「特別推進研究」新規・日本語版）

様式S-1-2 研究計画調書（「特別推進研究」継続）

(2) 特別推進研究以外の研究種目

〈前半部分・応募情報（Web入力項目）〉

応募情報（Web入力項目）（基盤研究（S・A・B・C）、挑戦的萌芽研究、若手研究（A・B））作成・入力要領

応募情報（Web入力項目）（画面イメージ）

〈後半部分・応募内容ファイル〉（研究計画調書作成・記入要領、研究計画調書様式）

様式S-1-6 研究計画調書（「基盤研究（S）」新規）

様式S-1-7 研究計画調書（「基盤研究（A・B）（一般）」新規）

様式S-1-8 研究計画調書（「基盤研究（C）（一般）」新規）

様式S-1-9 研究計画調書（「基盤研究（A・B）（海外学術調査）」新規）

様式S-1-10 研究計画調書（「挑戦的萌芽研究」新規）

様式S-1-12 研究計画調書（「若手研究（A）」新規）

様式S-1-13 研究計画調書（「若手研究（B）」新規）

様式S-1-14 研究計画調書（継続研究課題）

2 研究分担者承諾書

様式C-1-1 研究分担者承諾書（他機関用）《補助金分》

様式C-1-2 研究分担者承諾書（同一機関用）《補助金分》

様式F-1-1 研究分担者承諾書（他機関用）《基金分》

様式F-1-2 研究分担者承諾書（同一機関用）《基金分》

様式Z-1-1 研究分担者承諾書（他機関用）《一部基金分》

様式Z-1-2 研究分担者承諾書（同一機関用）《一部基金分》

3 補助事業完了届

様式U-1-1 平成24年度補助事業完了届《補助金分》

様式U-1-2 補助事業完了届《基金分》

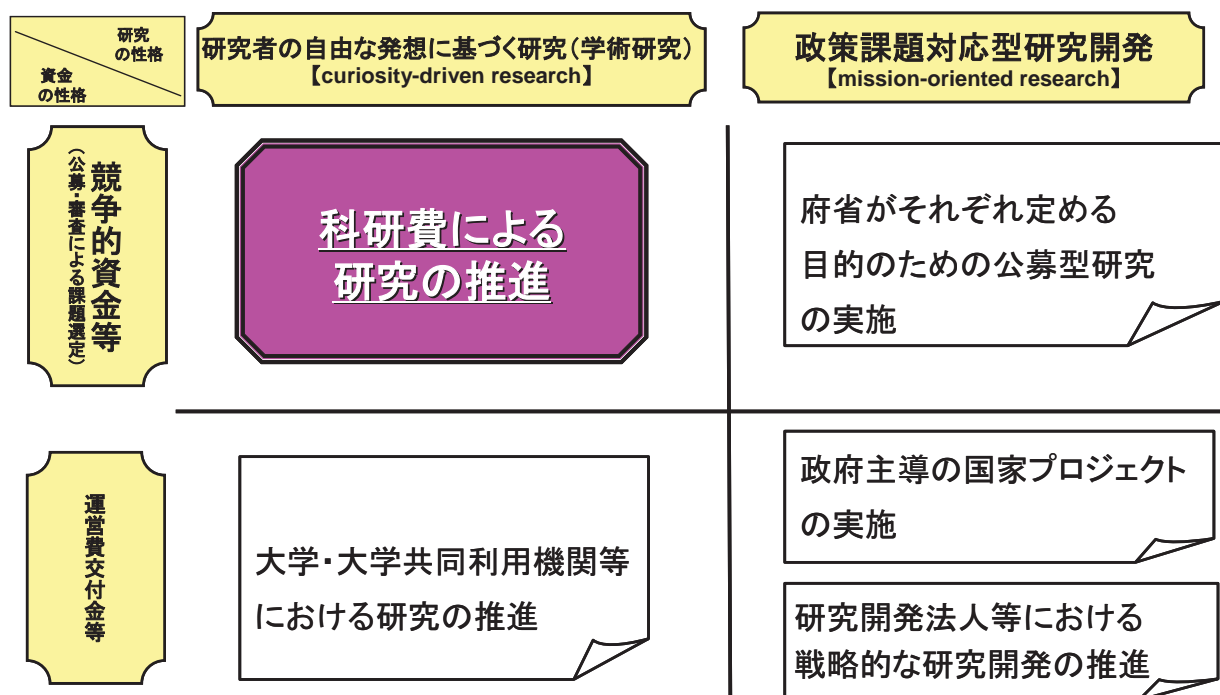
様式U-1-3 平成24年度補助事業完了届《一部基金分》

I 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

1 科学研究費助成事業－科研費－の目的・性格

科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であり、ピア・レビュー（専門分野の近い複数の研究者による審査）により、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

＜我が国の科学技術・学術振興方策における「科研費」の位置づけ＞

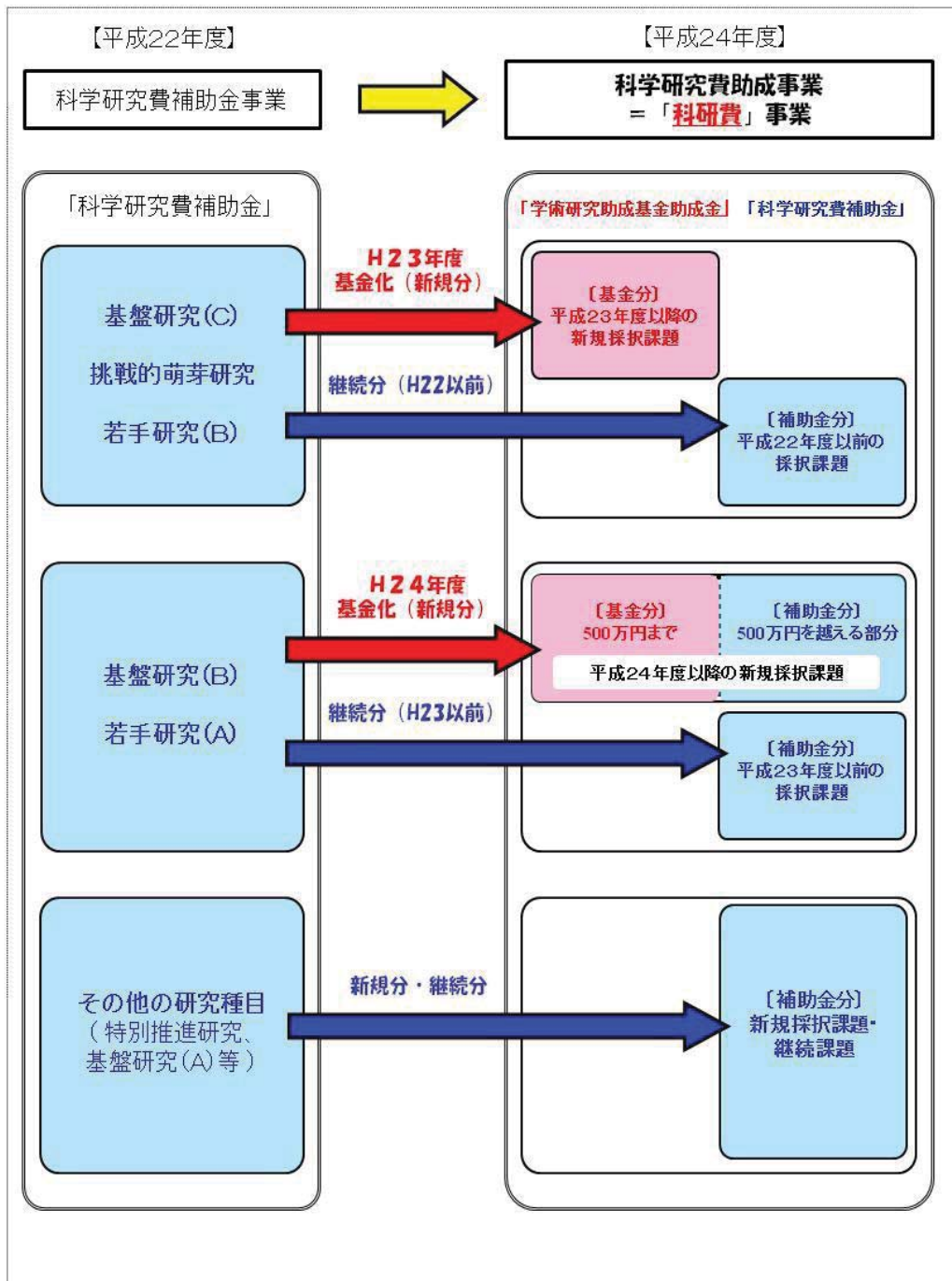


2 科研費の基金化について

平成23年度から科研費の一部研究種目について、文部科学省から交付される補助金により日本学術振興会に「学術研究助成基金」を創設し、研究費（学術研究助成基金助成金）を助成する「基金化」の制度改革をスタートし、複数年度にまたがる研究費の使用を可能としました。平成23年度に基金化を行った「基盤研究（C）」、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究（B）」に加え、平成24年度には新たに「基盤研究（B）」及び「若手研究（A）」の新規採択分について基金化を導入しました（研究費総額のうち500万円以下）。これらの「基金化」により、採択後において、研究の進捗に応じて、当初の研究計画を変更して研究費を前倒しして使用することや、事前の手續なく研究費を次年度に使用することが可能となりました。また、研究費の執行にあたり、年度をまたぐ物品の調達等が可能となりました。

なお、平成23年度から学術研究助成基金助成金（以下、「科研費（基金分）」という。）と従来の科学研究費補助金（以下「科研費（補助金分）」という。）を合わせて「科学研究費助成事業」として実施し、「科研費」と称して取り扱っていますが、これまでの「科研費」の目的・性格を変えるものではありません。

～科研費のイメージ～



3 研究種目

研究内容や規模に応じて研究種目を設定しています。

研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究 (期間3～5年、1課題5億円程度を応募総額の上限の目安とするが、上限、下限とも制限は設けない)
特定領域研究 ※	我が国の学術研究分野の水準向上・強化につながる研究領域、地球規模での取組が必要な研究領域、社会的要請の特に強い研究領域を特定して機動的かつ効果的に研究の推進を図る (期間3～6年、単年度当たりの目安1領域 2千万円～6億円程度)
新学術領域研究 ※	(研究領域提案型) 研究者又は研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成等の取り組みを通じて発展させる (期間5年、単年度当たりの目安1領域 1千万円～3億円程度) (研究課題提案型) 確実な研究成果が見込めるとは限らないものの、当該研究課題が進展することにより、学術研究のブレークスルーをもたらす可能性のある、革新的・挑戦的な研究(期間3年、単年度当たり1千万円程度)
基盤研究	(S) 1人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究 (期間原則5年、1課題5,000万円以上2億円程度まで) (A) (B) (C) 1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 (期間3～5年) (A) 2,000万円以上5,000万円以下 (応募総額によりA・B・Cに区分) (B) 500万円以上2,000万円以下 ★(C) 500万円以下
挑戦的萌芽研究	独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究(期間1～3年、1課題500万円以下) ★
若手研究	(S) 42歳以下の研究者が1人で行う研究(期間5年、1課題概ね3,000万円以上1億円程度まで) (A) (B) 39歳以下の研究者が1人で行う研究 (期間2～4年、応募総額によりA・Bに区分) (A) 500万円以上3,000万円以下 ★(B) 500万円以下
研究活動スタート支援	研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者等が1人で行う研究 (期間2年以内、単年度当たり150万円以下)
奨励研究	教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が1人で行う研究
特別研究促進費 ※	緊急かつ重要な研究課題の助成
研究成果公開促進費	
研究成果公開発表 ※	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成
学術定期刊行物	学会又は複数の学会の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するために定期的に刊行する学術誌の助成
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成
特別研究員奨励費	日本学術振興会の特別研究員(外国人特別研究員を含む)が行う研究の助成(期間3年以内)

注1) ※印の研究種目の審査・交付は文部科学省が行っております。

注2) 「研究成果公開発表」の中に、「研究成果公開発表(B・C)」の応募区分があります。

注3) 「特定領域研究」の「新規の研究領域」、「新学術領域研究(研究課題提案型)」及び「若手研究(S)」の新規募集は行っておりません。

注4) ★印の研究種目(基盤研究(C)、挑戦的萌芽研究、若手研究(B))のうち、平成23年度以降に新規に採択された研究課題については、「学術研究助成基金助成金」により実施しています。

注5) ◎印の研究種目(基盤研究(B)、若手研究(A))のうち、平成24年度に新規に採択された研究課題(以下、「科研費(一部基金分)」という。)については、「学術研究助成基金助成金」により実施しています(研究費総額のうち500万円以下)。

4 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係

平成10年度までは、文部省(現文部科学省)においてすべての研究種目の公募・審査・交付業務が行われていましたが、平成11年度から日本学術振興会への移管を進めており、現時点での公募・審査・交付業務は、次のように行われております。

研究種目	公募・審査・交付業務 (公募要領の作成主体、応募書類の提出先、交付内定・決定通知を行う主体、交付申請書・各種手続書類等の提出先)
特定領域研究、新学術領域研究、特別研究促進費、研究成果公開促進費(研究成果公開発表(B・C))	文部科学省
特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究、研究成果公開促進費(学術定期刊行物、学術図書、データベース)、特別研究員奨励費	日本学術振興会

※平成24年9月現在

5 科研費に関するルール

科研費（補助金分）は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年規程第17号）」等の適用を受けるものです。

科研費（基金分）は、「学術研究助成基金の運用基本方針」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年規程第19号）」等の適用を受けるものです。

科研費（一部基金分）は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）」、「学術研究助成基金の運用基本方針」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業の取扱要領（平成15年規程第17号及び平成23年規程第19号）」等の適用を受けるものです。

(1) 科研費の3つのルール

科研費には次の3つのルールがあります。

- ①応募ルール：応募・申請に関するルール
- ②評価ルール：事前評価（審査）・中間評価・事後評価・研究進捗評価・追跡評価に関するルール
- ③使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール

なお、科研費の3つのルールは、文部科学省交付分、日本学術振興会交付分ごとに次のように適用されます。

		応募ルール	評価ルール	使用ルール
文 部 科 学 省 交 付 分	科研費（補助金分）	文部科学省 公 募 要 領	文部科学省 科学研究費補助金における評価に関する規程 科学研究費補助金「新学術領域研究」の審査要綱 科学研究費補助金「新学術領域研究」の評価要綱	文部科学省 【研究者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等
	科研費（基金分）	日本学術振興会 公 募 要 領	日本学術振興会 科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程 ※平成25年度の評価ルールは10月上旬頃公表予定	日本学術振興会 【研究者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等
	科研費（一部基金分）			日本学術振興会 【研究者向け】 交付条件 【研究機関向け】 科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等
科研費（一部基金分）	日本学術振興会 【研究者向け】 交付条件 【研究機関向け】 科学研究費助成事業－科研費－（基盤研究（B）、若手研究（A）の新規の研究課題）の使用について各研究機関が行うべき事務等			

(2) 科研費の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（補助条件又は交付条件）に従い、これを適正に使用する義務が課せられています。このため、交付申請時には、科研費の不正な使用等（5頁注参照）を行わないことを確認します。

また、科研費の適正な使用に資する観点から、科研費の管理は、研究者が所属する研究機関が行うこ

ととしており、各研究機関が行うべき事務（機関使用ルール）を定めています。この中で、研究機関には、経費管理・監査体制を整備し、物品費の支出については納品検査を適正に実施するなど、科研費の適正な使用を確保する義務が課せられています。いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要です。「預け金」に関与した取引業者に対しては、取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要です。

研究者及び研究機関においては、採択後にこれらのルールが適用されることを十分御理解の上、応募してください。

(3) 科研費の使用に当たっての留意点

科研費（補助金分）は、応募に当たって研究期間を通じた一連の計画を作成し提出していただきますが、採択後の研究活動は、当該研究期間における各年度の補助事業として取り扱いますので、例えば、補助事業の年度と異なる年度の経費の支払いに対して補助金を使用することはできません。

また、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、年度内に完了しない見込みとなった場合には、文部科学大臣を通じて財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

科研費（基金分）は、採択後の研究活動を研究期間全体を通じた単一の補助事業として取り扱いますので、研究期間内であれば助成金の受領年度と異なる年度の経費の支払いに対しても助成金を使用することができます。

また、最終年度を除き、研究期間内の毎年度末に未使用額が発生した場合は、事前の手続きを経ることなく、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。なお、最終年度の年度末に未使用額が発生した場合は、事前に研究期間の延長の承認を得ることで、翌年度に繰り越して使用することができます。

科研費（一部基金分）は、応募に当たって研究期間を通じた一連の計画を作成し提出していただきますが、採択後の研究活動は、補助金については単年度、助成金については複数年度が補助事業期間となることを踏まえ、適切に補助事業を行うようにしてください。なお、基本的には、補助金は科研費（補助金分）、助成金は科研費（基金分）の取扱いに従います。

(4) 研究成果報告書を提出しない場合の取扱い

① 研究成果報告書は、科研費による研究の成果を広く国民に知ってもらう上で重要な役割を果たすとともに、国民の税金等を原資とする科研費の研究の成果を広く社会に還元するために重要なものです。

このため、研究終了後に研究成果報告書を提出することとしており、その内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）等において広く公開しています。なお、研究成果報告書は、研究者が所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。

② 研究終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うことがあるほか、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている研究者が、研究成果報告書を理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなりますので、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

(5) 関係法令等に違反した場合の取扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、研究計画を実施した場合に、科研費の交付をしないことや、科研費の交付を取り消すことがあります。

(注) 最近の不正使用、不正受給又は研究上の不正行為の事例

○不正使用

- ・業者に架空の取引を指示し、消耗品を購入したように装い、大学から科研費を支出させ、業者に預け金として管理させていた。
- ・業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品とは異なる品名が記載された虚偽の請求書を作成させて、大学から科研費を支出させていた。
- ・作業事実のない出勤表を大学院生に作成させて謝金の支払いを請求し、プール金として自ら管理していた。
- ・海外渡航の際、研究課題の目的から外れた共同研究の打ち合わせをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。

注) 事例のような架空の取引等による科研費の支出は、たとえ科研費支出の対象が当該科研費の研究課題のためであったとしても、すべて不正使用に当たります。

○不正受給

- ・応募・受給資格のない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に科研費を受給していた。

○研究上の不正行為

- ・科研費の研究成果として発表された論文において、実験のデータや図表の改ざん・ねつ造を行った。
- ・科研費の研究成果として発表された図書や研究成果報告書に、許諾を得ずに無断で英語の原著論文を翻訳し、引用であることを明記せずに掲載し、当該研究課題の研究成果として公表した。

6 「競争的資金の適正な執行に関する指針」

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）は、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを関係府省において申し合わせるものです。

科研費を含む競争的資金の執行に当たっては、この指針に基づき、適切に対処しますので、以下の点に留意してください。

(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除

- ① 府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）を活用し、「不合理な重複又は過度の集中」（7頁注参照）の排除を行うために必要な範囲で、応募内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有することとしています。

そのため、複数の競争的資金に応募する場合（科研費における複数の研究種目に応募する場合を含む。）等には、研究課題名についても不合理な重複に該当しないことがわかるように記入するなど、研究計画調書の作成に当たって十分留意してください。

不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、科研費を交付しないことがあります。

- ② 「最先端・次世代研究開発支援プログラム（NEXTプログラム）」に採択され、研究開発を実施している研究者は、科研費に応募することはできますが、採択後に科研費による研究を実施する場合には、日本学術振興会の承認を得た上でNEXTプログラムを廃止する必要がありますので留意してください。

- ③ 研究計画調書の作成に当たり、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況の記入内容（研究費の名称、研究課題名、研究期間、エフォート等）について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消又は減額配分とすることがあります。

なお、「世界トップレベル研究拠点プログラム」における拠点形成のための活動に要するエフォート等についても、研究計画調書に記入する必要がありますので、記入に当たっては「研究計画調書作成・記入要領」を確認してください。

(2) 不正使用、不正受給又は研究上の不正行為への対応

- ① 科研費に関する不正な使用、不正な受給又は不正行為を行った研究者等については、一定期間、科研費を交付しないこととしています（詳細については、「（参考2）科学研究費補助金取扱規程」（67頁～73頁）、「（参考3）独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領」（74頁～81頁）、「（参考4）独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領」（82頁～87頁）を参照してください。）。また、不正な使用、不正な受給又は不正行為が認められた研究課題については、当該科研費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

また、科研費以外の競争的資金（他府省所管分を含む。）で不正な使用、不正な受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととしています。

なお、これらに該当する研究者については、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正な使用、不正な受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限される場合があります。

- ② 科研費による研究論文・報告書等において、不正行為があったと認定された場合、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、上記①と同様に取扱います。
- また、不正行為に関与したと認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により一定の責任があるとされた者についても同様です。

(注) 不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」-抜粋-

(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ(平成21年3月27日改正))

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
 - 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
 - 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
 - その他これらに準ずる場合
- ② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
 - 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
 - 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
 - その他これらに準ずる場合

7 「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

科研費においては、これまで、研究成果発表のためのホームページ作成費用、研究成果広報用のパンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動などのアウトリーチ活動に係る費用を直接経費で支弁できることを研究者使用ルール(補助条件又は交付条件)や科研費ハンドブックなどに明記し、また、研究期間終了後に作成を求めている研究成果報告書において、アウトリーチ活動情報に関する記載を求めるなど、科研費による成果を積極的に社会・国民に発信するよう努めていただくこととしています。なお、日本学術振興会においては、最新の研究成果を、小・中学生や高校生に体験・実験・講演を通じて分かりやすく紹介する「ひらめき☆ときめきサイエンス」プログラムを実施していますので、活用してください。

また、平成22年6月に取りまとめられた『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)』(平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員)では、研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動を「国民との科学・技術対話」と位置付け、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、公的研究費を受けた研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

科研費では、特に、比較的高額な研究費を受ける特別推進研究などの研究進捗評価や、新学術領域研究(研究領域提案型)などの中間評価において「研究内容、研究成果の積極的な公表、普及に努めているか」という着眼点を設けていますので、上記の方針を踏まえて、科研費による成果を一層積極的に社会・国民に発信してください。

8 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター(<http://biosciencedbc.jp/>)は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成23年4月に独立

行政法人科学技術振興機構に設置されたものです。

同センターでは、関連機関に積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進しています。これによって、我が国におけるライフサイエンス分野の研究成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス分野の研究全体が活性化されることを目指しています。

ついては、ライフサイエンス分野に関する論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物について、同センターへの提供にご協力をお願いします。

なお、提供された複製物については、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。また、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にもご協力をお願いすることがありますので、あらかじめご承知をお願いします。

〈問い合わせ先〉

独立行政法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター
電話：03-5214-8491

II 公募の内容

「科学研究費補助金（以下、「科研費（補助金分）」という。）」及び「学術研究助成基金助成金（以下、「科研費（基金分）」という。）」を併せて、「科学研究費助成事業－科研費－」として公募を行っています。

公募は、できるだけ早く研究者が研究を開始できるようにするため、審査のための準備を早期に進めることができるように、平成25年度予算成立前に始めるものです。

したがって、予算の成立状況によっては、今後、措置する財源等、内容に変更があり得ることをあらかじめ御承知おさください。

1 公募する研究種目

今回、日本学術振興会が公募する研究種目は次のとおりです。

特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）、挑戦的萌芽研究、若手研究（A・B）

※ 若手研究（S）は公募を行いません。

2 応募から交付までのスケジュール

（1）応募書類提出期限までに行うべきこと

研究代表者は所属研究機関と十分連携し、適切に対応してください。

日 時	研究代表者が行う手続 (詳細は、「Ⅲ 応募される方へ」、「Ⅳ 既に採択されている方へ」を参照)	研究機関が行う手続 (詳細は、「Ⅴ 研究機関の方へ」を参照)
平成24年 9月1日～ 公募開始	<p>①応募書類を作成 (所属する研究機関から付与されたe-Radの「ID・パスワード」により、独立行政法人日本学術振興会科研費電子申請システム(以下、「電子申請システム」という。)にアクセスし作成)</p> <p>↓</p> <p>②所属する研究機関に応募書類を提出(送信) (当該研究機関が設定する提出(送信)期限までに提出(送信))</p>	<p>【必要に応じて行う手続】</p> <p>①e-Rad運用担当からe-Radの「研究機関用の電子証明書及びID・パスワード」を取得(既に取得済の場合を除く) ※ID・パスワードの発行に2週間程度必要。</p> <p>②e-Radへの研究者情報の登録等</p> <p>③研究代表者に「ID・パスワード」を発行(既に発行済みの場合を除く)</p> <p>④ガイドラインに基づく「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出 (提出期限：10月5日(金))</p>
11月9日(金) 午後4時30分 提出期限		⑤応募書類の提出(送信)

注1) 研究代表者が所属する研究機関に応募書類を提出(送信)した後(「研究代表者が行う手続」②)、当該研究機関は応募書類提出期限までに、日本学術振興会に応募書類を提出(送信)しなければなりません(「研究機関が行う手続」⑤)。

については、研究代表者は「応募書類の作成・応募方法等」(26頁～31頁)等を確認するとともに、研究機関が指定する応募手続き等(研究機関内における応募書類の提出期限等)について、研究機関の事務担当者に確認してください。

注2) e-Rad 電子証明書には有効期限があり、発行日より3年間となっていますので、注意が必要です。現在使用している e-Rad 電子証明書の有効期限を確認し、有効期限が近づいている、もしくは有効期限が切れている場合には、必ず更新手続き等を行ってください。e-Rad 電子証明書の有効期限の確認方法や、更新手続き等の方法については、e-Rad ホームページ「電子証明書更新」よりご確認ください。(http://www.e-rad.go.jp/shozoku/certificate/index.html)

研究者が科研費に応募するに当たっては、事前に、e-Rad に研究者情報が登録されていなければなりません。e-Rad への登録は研究機関が行うこととしていますので、応募を予定している者は、その登録状況について研究機関の事務担当者に十分確認してください。

注3) 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等の自己評価チェックリスト」を提出しなければなりません(「研究機関が行う手続き」④)。提出がない場合には、「電子申請システム」上で、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められません。

(2) 応募書類提出後のスケジュール(予定)

特別推進研究	基盤研究(S)	基盤研究(A・B・C)、挑戦的萌芽研究、若手研究(A・B)
平成24年12月～ 平成25年4月 審査 平成25年4月下旬 交付内定 5月中旬 交付申請 6月下旬 交付決定 7月中旬 送金(前期分)※ 10月頃 送金(後期分)※	平成24年12月～ 平成25年5月 審査 平成25年5月下旬 交付内定 6月中旬 交付申請 6月下旬 交付決定 7月中旬 送金(前期分)※ 10月頃 送金(後期分)※	平成24年12月～ 平成25年3月 審査 平成25年4月上旬 交付内定 4月下旬 交付申請 6月下旬 交付決定 7月中旬 送金(前期分)※ 10月頃 送金(後期分)※

※平成24年度より、当該年度の交付請求額(直接経費)等が300万円以上となる場合には、前期分(4月～9月)、後期分(10月～3月)に分けて送金し、交付請求額(直接経費)等が300万円未満となる場合には、前期に一括して送金しています。

3 各研究種目の内容

① 特別推進研究 [科学研究費補助金]

- ア) 対 象 国際的に高い評価を得ている研究をより一層推進するために、研究費を重点的に交付することにより、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画
- イ) 応募総額 (研究期間全体での総額。以下同じ)
1 研究課題の応募金額の総額は、5億円程度までを上限の目安としますが、真に必要な場合には、それを超える応募も可能です。また、下限については制限は設けません。
※ 応募金額の総額が5億円を超える研究計画の取扱い
応募総額が5億円を超える場合、必要とする理由を研究計画調書の該当欄に詳細に記入していただき、その適切性等について、特に厳正な審査を行います。
※ 応募総額の下限について
国際的に高い評価を得ている研究をより一層推進し、格段に優れた研究成果を期待する研究種目であって、応募総額に下限を設けていません。
- ウ) 研究期間 3～5年間
- エ) 採択予定課題数 おおむね十数件程度 (極めて厳選されたもの)
- オ) 研究費 科学研究費補助金を交付します。
- カ) 留意事項 採択された研究課題については、研究期間の最終年度前年度 (研究期間が3年の研究課題については最終年度) に研究進捗評価を行います。なお、研究進捗評価の結果に基づき、必要に応じてそれ以降の研究経費の増額、減額、研究の中止等を行います。また、研究が終了して5年間を経た後に追跡評価を行います。

② 基盤研究 (S) [科学研究費補助金]

- ア) 対 象 一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの研究成果を踏まえて、さらに独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画
- イ) 応募総額 5,000万円以上 2億円程度まで
- ウ) 研究期間 原則として5年間
※ 定年等により退職し、研究機関を離れることが予想される場合等には、例外として、3年間又は4年間の研究期間であっても差し支えありません。
- エ) 研究費 科学研究費補助金を交付します。
- オ) 留意事項 採択された研究課題については、研究期間の最終年度前年度 (研究期間が3年の研究課題については最終年度) に研究進捗評価を行います。なお、研究進捗評価の結果に基づき、必要に応じてそれ以降の研究経費の増額、減額、研究の中止等を行います。

③ 基盤研究 (A・B・C)

〔基盤研究 (A) : 科学研究費補助金〕

〔基盤研究 (B) : 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金〕

〔基盤研究 (C) : 学術研究助成基金助成金〕

ア) 対 象 一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画

イ) 応募総額 応募総額により次の3種類に区分

区 分	応 募 総 額	審査区分
基盤研究 (A)	2,000万円以上 5,000万円以下	一般・海外学術調査
基盤研究 (B)	500万円以上 2,000万円以下	一般・海外学術調査
基盤研究 (C)	500万円以下	一般

ウ) 研究期間 3～5年間

エ) 審査区分 応募する研究計画の性格により、審査の観点が異なるので、以下の審査区分から1つを選択して応募してください。

審査区分「一般」

この審査区分により応募できるのは、基盤研究 (A・B・C) であり、特色ある研究を格段に発展させるためのものを対象としています。

審査区分「海外学術調査」の対象となる研究計画以外は、すべてこの審査区分に応募してください。

審査区分「海外学術調査」

この審査区分により応募できるのは、基盤研究 (A・B) に限られ、研究の対象及び方法において、主たる目的が、国外の特定地域におけるフィールド調査、観測又は資料収集を行うものを対象としています。

フィールド調査等を主たる目的としない場合は、審査区分「一般」に応募してください。また、この審査区分では、設備備品は、少額なパソコン等を除き、海外での調査、観測又は資料収集に直接使用するものに限りま

オ) 研究費 基盤研究 (A) は、科学研究費補助金を交付します。
基盤研究 (B) は、科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金を交付します。
基盤研究 (C) は、学術研究助成基金助成金を交付します。

④ 挑戦的萌芽研究 [学術研究助成基金助成金]

ア) 対 象 一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究計画

イ) 応募総額 500万円以下

ウ) 研究期間 1～3年間

エ) 研究費 学術研究助成基金助成金を交付します。

⑤ 若手研究（A・B）

〔若手研究（A）：科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金〕

〔若手研究（B）：学術研究助成基金助成金〕

ア) 対 象 平成25年4月1日現在で39歳以下の研究者（昭和48年4月2日以降に生まれた者）が一人で行う研究計画であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画

イ) 応募総額 応募総額により次の2種類に区分

区 分	応 募 総 額
若手研究（A）	500万円以上 3,000万円以下
若手研究（B）	500万円以下

ウ) 研究期間 2～4年間

エ) 研究費 若手研究（A）は、科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金を交付します。
若手研究（B）は、学術研究助成基金助成金を交付します。

オ) 留意事項 「受給(注)回数制限」と経過措置について
平成22年度公募から、若手研究（S・A・B）を通じた受給回数の制限を導入し、若手研究（S・A・B）を通じて、2回までに限りいずれかの研究種目を受給できることとしています。

なお、平成25年度公募までの間、次の経過措置を設けることとしています。

○ 平成22年度公募時に若手研究（S・A・B）の受給回数が2回以上の場合であっても、年齢制限の範囲内であれば、経過措置の設定期間内において若手研究（A・B）のいずれかの研究種目に応募し、1回受給することができます。

(注) ここでいう「受給」とは、若手研究（S・A・B）として採択され、「交付決定を受けること」をいいます。
また、研究期間が複数年度にわたる研究課題については、同一の課題番号で複数回交付決定を受けた場合であっても「受給回数1回」とします。したがって、例えば、研究者Aが「若手研究（B）（課題番号：15*****）」で平成15年度から平成16年度に研究を行い、かつ、「若手研究（A）（課題番号：18*****）」で平成18年度から平成21年度に研究を行っている場合は、「受給回数2回」ということとなります。なお、次の場合は、いずれも「受給回数1回」とします。

- ・ 交付決定を受けた後、研究期間の途中で交付申請の辞退又は研究廃止をした場合
- ・ 平成18年度科学研究費補助金「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」のうち「若手研究」相当の研究計画として応募し、採択され、交付決定を受けた場合

(参考) 次の場合には「受給回数」に含まれませんので御留意下さい。

- ・ 新規応募研究課題の交付内定を受けた後、交付申請を辞退し、交付決定を受けなかった場合（交付申請を留保した後、辞退する場合も含む）には「受給回数」に含めません。
- ・ 平成14年度の「若手研究（B）」の継続研究課題（平成13年度に「奨励研究（A）」として新規採択された課題で、課題番号が「13*****」となっているもの）については、交付決定を受けたとしても「受給回数」に含めません。

Ⅲ 応募される方へ

「科学研究費補助金（以下、「科研費（補助金分）」という。）」及び「学術研究助成基金助成金（以下、「科研費（基金分）」という。）」を併せて、「科学研究費助成事業－科研費－」として公募を行っています。

1 応募の前に行っていただくべきこと

応募の前に行っていただくべきことは、

- (1) 応募資格の確認
- (2) 研究者情報登録の確認
- (3) 電子申請システムを利用するためのID・パスワードの取得

の3点です。

(1) 応募資格の確認

科研費への応募は、応募資格を有する者が研究代表者となって行うものとします。

応募資格は、下記の①及び②を満たすことが必要です。

なお、複数の研究機関において応募資格を有する場合には、複数の研究機関からそれぞれ同時に応募することは可能ですが、その際には、重複制限の取扱い（16頁参照）に注意してください。

また、日本学術振興会の「特別研究員」及び「外国人特別研究員」は応募することはできません。

大学院生等の学生も科研費に応募することはできません（注）。このため、学生については、その所属する研究機関又は他の研究機関において研究活動を行うことを職務として付与されている場合であっても、応募することはできませんので、御注意ください。

（注）所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する者については、ここでいう「学生」には含まれません。

① 応募時点において、所属する研究機関（注）から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること
＜要件＞

ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること

イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）

ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合は除く。）

（注）研究機関は、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関

（参考）研究機関が満たさなければならない要件（60頁参照）

＜要件＞

- ・ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ・ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、平成25年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

科研費により雇用されている者（以下、「科研費被雇用者」という。）は、通常、雇用契約等において雇用元の科研費の業務（以下、「雇用元の業務」という。）に専念する必要があります。このため、雇用元の業務に充てるべき勤務時間を前提として自ら科研費に応募することは認められません。

ただし、雇用元の業務以外の時間を明確にし、かつ、その時間をもって自ら主体的に科研費の研究を行うおうとする場合には、次の点が研究機関において確認されていれば科研費に応募することが可能です。

- ・ 科研費被雇用者が、雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等で定められていること
- ・ 雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォートによって明確に区分されていること
- ・ 雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることができる時間が十分確保されていること

また、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている場合であっても、以下のとおり取り扱うことがあります。

- ・ 所属する研究機関の判断で、その研究活動を当該研究機関の活動として行わせることが適切ではないとした場合には、研究機関として、応募を認めない場合や、当該研究者による交付申請を認めず科研費の交付申請を辞退する場合があります。
- ・ 研究終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者から新規の科研費の応募があった場合には、審査の上採択されても、科研費を交付しません。また、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を理由なく提出しない場合には、提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

(2) 研究者情報登録の確認 (e-Rad)

今回公募する研究種目に応募しようとする研究代表者は、応募書類の提出期限時に応募資格を有する者であって、かつ e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されていなければなりません。そのため、応募に当たっては、まず、e-Rad への登録内容の確認を行っていただく必要があります。

e-Rad への登録は、所属する研究機関が e-Rad により手続きを行うため、研究代表者は、所属する研究機関が行う登録手続（研究機関内での登録期限や現在の登録状況の確認方法等）について、所属する研究機関に確認してください（既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要があります。）。

(3) 電子申請システムを利用するための ID・パスワードの取得

応募に当たっては、e-Rad にログインした上で電子申請システムにアクセスし、応募書類を作成する必要がありますため、所属する研究機関から e-Rad の ID・パスワードの付与を受けてください。

なお、一度付与された ID・パスワードについては、研究機関を異動しない限り使用可能です。また、既に e-Rad の ID・パスワードを付与されている場合には、再度取得する必要はありません。

(参考) 「研究活動スタート支援」について

「研究活動スタート支援」は、研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者など、今回の公募に応募できない者を支援するものです。

この研究種目の平成25年度公募は、平成25年3月に予定しており、その応募資格は、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 文部科学省及び日本学術振興会が平成24年9月に公募を行う研究種目（※1）の応募締切日（平成24年11月9日）の翌日以降に科学研究費助成事業の応募資格を得たため、当該研究種目に応募できなかった者 ② 平成24年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、文部科学省及び日本学術振興会が平成24年9月に公募を行う研究種目（※1）に応募できなかった者 |
|--|

とする予定です（詳細は、平成25年3月の公募要領を確認してください。）。

e-Rad への研究者情報の登録等は研究機関が行うこととしていますので、上記①の対象となる可能性がある研究者は、研究機関の事務担当者と連絡をとるなどして適切に対応してください。

(※1) 平成25年度科研費のうち「新学術領域研究」、「特別推進研究」、「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究」のことをいいます。

2 重複制限の確認

科研費に応募しようとする研究者は、応募書類を作成する前に、応募しようとする研究種目への応募が可能かどうか、「重複制限」のルールを十分確認する必要があります。

(1) 重複制限の設定に当たっての基本的考え方

科研費においては、研究の規模、内容等を踏まえた「研究種目」や「審査区分」を設けており、様々な研究形態に応じた研究計画の応募を可能としています。

一方、限られた財源で多くの優れた研究者を支援する必要があること、応募件数の増加により適正な審査の運営に支障を来すおそれがあること、等を考慮し、次のような基本的な考え方に基づく「重複制限ルール」を設定しています。

- 限られた財源でできるだけ多くの優れた研究者を支援できるよう考慮する。
- 各研究種目の審査体制を踏まえ、応募件数が著しく増えないよう考慮する。
- 制限の設定に当たっては、主として、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究代表者を対象とするが、研究種目の額が大きい場合など一部のケースでは研究分担者も対象とする。
- 以上を踏まえ、科研費の「研究種目」の目的・性格等を勘案し、個々に応募制限又は受給制限を使い分けて重複制限を設定する。

今回公募する研究種目においても重複制限が設けられていますので、応募に当たっては、以下の記述と20頁～25頁に示す「重複制限一覧表」を十分確認してください。

なお、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（7頁参照）に示される「不合理な重複」の考え方に該当する場合には、審査の段階で「不合理な重複」と判断される可能性がありますので、研究計画調書を作成する際には、十分に御留意ください。

(2) 重複応募・受給の制限

- ① 2つの研究課題について、どちらも「研究代表者」として応募しようとする場合
【「研究代表者→研究代表者」型】（20頁参照）

一人の研究者が研究代表者として応募できるのは、同一の研究種目（審査区分）の場合、1研究課題です。したがって、同一の研究種目（審査区分）に同時に複数の応募をすることはできません（継続研究課題を有する場合、同一の研究種目（審査区分）に新規研究課題を応募することはできません。）。

（表中の「－」に該当するケース）

一人の研究者が2つの研究課題にそれぞれ研究代表者として重複応募しようとする場合、次のアからエの種類による重複の制限があります。

ただし、科研費（基金分）で最終年度に研究期間の延長（産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う場合を除く。）を行った場合、及び「研究計画最終年度前年度の応募」（18頁「重複応募制限の特例」参照）の場合を除きます。

ア 一つの研究課題にのみ応募できる場合（表中の「×」に該当するケース）

イ 継続研究課題を実施するため、新規研究課題の応募ができない場合（表中の「▲」に該当するケース）

ウ 双方の研究課題とも応募できるが、双方が採択された場合には、ルールで定められた一方の研究課題の研究のみ実施することとされる場合

〔表中の「■」については、甲欄の研究種目が優先されます。
「□」については、乙欄の研究種目が優先されます。〕

エ 原則として重複応募を認めないが、付されている条件を満たす場合に限り双方の研究課題とも応募できる場合

基盤研究の審査区分「海外学術調査」に研究代表者として応募する場合、原則として基盤研究の審査区分「一般」に研究代表者として応募することはできません。ただし、明らかに研究目的や研究計画・方法が異なる2つの研究をそれぞれ同一年度内に行う必要がある場合は除きます。

(表中の「★」に該当するケース)

② 研究代表者として応募する研究者が、他の研究課題の研究分担者として参画しようとする場合
【「研究代表者→研究分担者」型】(22頁参照)

一人の研究者がある研究課題に研究代表者として応募するとともに、他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合、あるいは、平成25年度に継続が予定されている研究課題(継続研究課題)の研究代表者となっている研究者が他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合、通常、自由に両方の課題に応募できます。

ただし、特別推進研究などを中心に、次のアからウの種類による重複の制限があります。

ア 一つの研究課題にのみ応募できる場合 (表中の「×」に該当するケース)

イ 継続研究課題を実施するため、新規研究課題の応募ができない場合

(表中の「▲」に該当するケース)

ウ 双方の研究課題とも応募できるが、双方が採択された場合には、ルールで定められた一方の研究課題の研究のみ実施することとされる場合

【表中の「■」については、甲欄の研究種目が優先されます。】

③ 研究分担者として参画する研究者が、他の研究課題の研究代表者として応募しようとする場合
【「研究分担者→研究代表者」型】(24頁参照)

一人の研究者がある研究課題に研究分担者として参画するとともに、他の研究課題の研究代表者としても応募しようとする場合、あるいは、平成25年度に継続が予定されている研究課題(継続研究課題)の研究分担者となっている研究者が他の研究課題の研究代表者として応募しようとする場合も、通常、自由に両方の研究課題に応募できます。

ただし、特別推進研究などを中心に、②と同様の重複の制限があります。

【表中の「□」については、乙欄の研究種目が優先されます。】

④ 研究分担者として参画する研究者が、他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合
【「研究分担者→研究分担者」型】

一人の研究者がある研究課題に研究分担者として参画するとともに、他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合、あるいは、平成25年度に継続が予定されている研究課題(継続研究課題)の研究分担者となっている研究者が他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合も、通常、自由に両方の研究課題に応募できます。

ただし、特別推進研究については、二つの研究課題に研究分担者として参画することはできません。また、既に特別推進研究の研究分担者となっている場合に他の特別推進研究の研究分担者として参画することもできません。

(3) 受給制限のルール

重複制限のうち、「双方の研究課題とも応募できるが、双方が採択された場合にはいずれか一方の研究課題の研究のみ実施する」もの(受給制限)の取扱いは以下のとおりとします。

○ 「■」又は「□」に該当する応募で双方が採択された場合の取扱い

ア 「研究代表者」と「研究代表者」の場合(特別推進研究の研究代表者と他研究種目の研究代表者の場合など)に、重複制限の結果、定められたルールにより甲欄又は乙欄の研究種目のみを実施することに

なった場合、実施しない研究課題については廃止（又は辞退）しなければなりません。

イ 特別推進研究の研究代表者と他研究種目の研究分担者の重複制限の結果、特別推進研究の研究課題（研究代表者）のみ実施することになった場合には、特別推進研究以外の研究課題については、「研究分担者」を削除しなければなりません。

なお、「研究分担者」を削除すると研究が継続できない研究課題は、廃止（又は辞退）しなければなりません。

(4) その他の留意点

- ① 重複制限ルール上重複応募等が可能な場合であっても、「多数の研究計画に参画することにより、研究代表者又は研究分担者としての責任が果たせなくなるよう」十分留意してください。併せて、6頁に記載の「不合理な重複及び過度の集中の排除」の内容にも十分留意してください。
- ② 継続研究課題の研究組織に変更があった場合など、電子申請システム上で応募が受け付けられても、その後、重複応募制限により審査に付されない場合があります。応募書類の提出前に十分確認してください。
- ③ 複数の研究機関において応募資格を有する研究者が複数の研究機関からそれぞれ同時に応募する場合であっても、重複制限は、研究者（研究代表者又は研究分担者）に着目して適用されます。
- ④ 「重複制限一覧表」の確認に当たり、新学術領域研究（研究領域提案型）総括班研究課題への参画形態は特殊である（「平成25年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（文部科学省）」参照）ため、次の点に注意してください。
 - ア 「新学術領域研究（研究領域提案型）総括班研究課題の研究代表者」は、「重複応募しようとする研究課題の研究代表者又は研究分担者」との関係を「重複制限一覧表」の該当欄で確認してください。
 - イ 「新学術領域研究（研究領域提案型）総括班研究課題の研究分担者」は、「一般の計画研究（総括班研究課題以外の計画研究）への参画形態（研究代表者又は研究分担者）」と「重複応募しようとする研究課題の研究代表者又は研究分担者」との関係により「重複制限一覧表」で確認してください。
- ⑤ 受給制限により研究廃止する継続研究課題が、ア）平成25年度が最終年度であり、かつ、イ）平成23年度以前に採択された研究課題である場合には、研究代表者は、当該研究課題の研究成果報告書を平成26年6月20日～30日までの間に提出しなければなりません。

(5) 重複応募制限の特例

(研究計画最終年度前年度の応募)

- ① 「特別推進研究、基盤研究又は若手研究の研究課題のうち研究期間が4年以上のもので、平成25年度が研究期間の最終年度に当たる研究課題（継続研究課題）の研究代表者」が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望する場合には、「研究計画最終年度前年度の応募」として応募することができます。

なお、1つの継続研究課題を基に、この特例により新たに応募できる課題数は、1課題に限ります。
- ② 研究計画最終年度前年度の応募により、新たに応募することができる研究種目は、「特別推進研究」、「基盤研究」です。ただし、「若手研究（S・A・B）」の研究課題を基に、新たに応募することができる研究種目は、「基盤研究」のみとなります。
- ③ 研究計画最終年度前年度の応募による新規応募研究課題と、その基となる継続研究課題との間においては重複制限は適用されません。

ただし、これらの研究課題と、同一の研究代表者による他の応募研究課題（継続研究課題を含む。）との間においては、重複制限が適用されます。
- ④ 当該新規応募研究課題が採択された場合には、その基となった継続研究課題に係る平成25年度の科研費は原則として交付されず、交付された場合であっても、全額返還することとなります。このため、新規応募研究課題の研究計画調書は、平成25年度の継続研究課題の研究計画を実施するに当たって必

要となる経費を含めて作成してください。

なお、この際、研究代表者は、当該継続研究課題の研究成果報告書を平成26年6月20日～30日までの間に提出しなければなりませんので、当該報告書に係る経費も含めて作成してください。

(研究期間の延長に伴う重複応募制限の取扱い)

- ① 科研費（基金分）で、最終年度に研究期間の延長（産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う場合を除く。）を行う場合には、研究期間を延長した研究課題と、新たに応募しようとする研究課題の間においては重複制限は適用されません。
- ② ただし、新たに応募しようとする研究課題と、同一の研究代表者による他の応募研究課題（継続研究課題を含む。）との間においては、重複制限が適用されます。

別表 1 重複制限一覧表

1-1)「研究代表者(新規・継続)(甲欄) → 研究代表者(乙欄)」型

本表は、「甲欄の研究課題(日本学術振興会が公募する研究種目)について研究代表者として応募しようとする者又は平成25年度に継続が予定されている研究課題(継続研究課題)の研究代表者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究代表者として応募する場合の重複制限を示したものです。

甲欄		乙欄		特別推進研究	基盤研究 S	基盤研究 A		基盤研究 B		基盤研究 C	若手研究 A	若手研究 B	新学術領域研究			挑戦的萌芽研究	
						一般	海外学術調査	一般	海外学術調査				一般	研究領域提案型			
														総括班	計画研究		公募研究
						新規	代表者	新規	代表者				新規	代表者	新規		代表者
特別推進研究	新規	代表者	—	■	■	■	■	■	■	■	■	■	×	■	■	■	
	継続	代表者	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
基盤研究 S	新規	代表者	□	—	■	■	×	×	×	×	×	×	□				
	継続	代表者	□	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲				
基盤研究 A	一般	新規	代表者	□	□	—	★	×	★	×	×	×					
		継続	代表者	□	▲	—	★	▲	★	▲	▲	▲					
	海外学術調査	新規	代表者	□	□	★	—	★	×	★	×	×					
		継続	代表者	□	▲	★	—	★	▲	★	▲	▲					
基盤研究 B	一般	新規	代表者	□	×	×	★	—	★	×	×	×					
		継続	代表者	□	▲	▲	★	—	★	▲	▲	▲					
	海外学術調査	新規	代表者	□	×	★	×	★	—	★	×	×					
		継続	代表者	□	▲	★	▲	★	—	★	▲	▲					
基盤研究 C	一般	新規	代表者	□	×	×	★	×	★	—	×	×				×	
		継続	代表者	□	▲	▲	★	▲	★	—	▲	▲				▲	
若手研究 S	継続	代表者	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
若手研究 A	新規	代表者	□	×	×	×	×	×	×	×	—	×					
	継続	代表者	□	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	—	▲					
若手研究 B	新規	代表者	□	×	×	×	×	×	×	×	×	—				×	
	継続	代表者	□	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	—				▲	
挑戦的萌芽研究	新規	代表者	□							×		×				—	
	継続	代表者	□							▲		▲				—	
研究活動 スタート支援	継続	代表者	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	

空欄: 双方の研究課題とも応募できる

—: 同一の研究種目(審査区分)においては、一つの研究課題にのみ応募できる(甲欄の継続研究課題を有する場合は、乙欄の研究課題に応募できない)

×: 一つの研究課題にのみ応募できる(甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない)

▲: 乙欄の研究課題に応募できない(甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する)

■: 双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、甲欄の研究課題の研究のみ実施する

□: 双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、乙欄の研究課題の研究のみ実施する

★: 原則として重複応募は認めない(明らかに異なる2つの研究を同一年度内に行う必要がある場合を除く)

1-2)「研究代表者(新規・継続)(甲欄) → 研究代表者(乙欄)」型

本表は、「甲欄の研究課題(文部科学省が公募する研究種目)について研究代表者として応募しようとする者又は平成25年度に継続が予定されている研究課題(継続研究課題)の研究代表者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究代表者として応募する場合の重複制限を示したものです。

甲欄				乙欄							挑戦的萌芽研究		
				特別推進研究	基盤研究 S	基盤研究 A		基盤研究 B		基盤研究 C		若手研究 A	若手研究 B
						一般	海外学術調査	一般	海外学術調査	一般			
				新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規		
				代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者		
新学術領域研究(研究領域提案型)	総括班	新規	代表者	×	■								
		継続	代表者	▲	▲								
	計画研究	新規	代表者	□									
		継続	代表者	□									
	公募研究	新規	代表者	□									
		継続	代表者	□									

空欄：双方の研究課題とも応募できる

×：一つの研究課題にのみ応募できる（甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない）

▲：乙欄の研究課題に応募できない（甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する）

■：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、甲欄の研究課題の研究のみ実施する

□：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、乙欄の研究課題の研究のみ実施する

2-1)「研究代表者(新規・継続)(甲欄) → 研究分担者(乙欄)」型

本表は、「甲欄の研究課題(日本学術振興会が公募する研究種目)について研究代表者として応募しようとする者又は平成25年度に継続が予定されている研究課題(継続研究課題)の研究代表者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究分担者として参画する場合の重複制限を示したものです。

甲欄			乙欄								
			特別推進研究	基盤研究 S	基盤研究 A		基盤研究 B		基盤研究 C	新学術領域研究	挑戦的萌芽研究
					一般	海外学術調査	一般	海外学術調査		研究領域提案型	
		新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規		
		分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者		
特別推進研究	新規	代表者	×	■	■	■	■	■	■	■	
	継続	代表者	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
基盤研究 S	新規	代表者									
	継続	代表者									
基盤研究 A	一般	新規	代表者								
		継続	代表者								
	海外学術調査	新規	代表者								
		継続	代表者								
基盤研究 B	一般	新規	代表者								
		継続	代表者								
	海外学術調査	新規	代表者								
		継続	代表者								
基盤研究 C	一般	新規	代表者								
		継続	代表者								
若手研究 S	継続	代表者									
若手研究 A	新規	代表者									
	継続	代表者									
若手研究 B	新規	代表者									
	継続	代表者									
挑戦的萌芽研究	新規	代表者									
	継続	代表者									
研究活動 スタート支援	継続	代表者									

空欄：双方の研究課題とも応募できる

×：一つの研究課題にのみ応募できる（甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない）

▲：乙欄の研究課題に応募できない（甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する）

■：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、甲欄の研究課題の研究のみ実施する

2-2)「研究代表者(新規・継続)(甲欄) → 研究分担者(乙欄)」型

本表は、「甲欄の研究課題（文部科学省が公募する研究種目）に研究代表者として参画しようとする者又は平成25年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究代表者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究分担者として参画する場合の重複制限を示したものです。

甲欄				乙欄								
				特別推進研究	基盤研究 S	基盤研究 A		基盤研究 B		基盤研究 C	挑戦的萌芽研究	
						一般	海外学術調査	一般	海外学術調査	一般		
				新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	
分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者					
新学術領域研究（研究領域提案型）	総括班	新規	代表者	×								
		継続	代表者	▲								
	計画研究	新規	代表者									
		継続	代表者									
	公募研究	新規	代表者									
		継続	代表者									

空欄：双方の研究課題とも応募できる

×：一つの研究課題にのみ応募できる（甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない）

▲：乙欄の研究課題に応募できない（甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する）

3-1)「研究分担者(新規・継続)(甲欄)→研究代表者(乙欄)」型

本表は、「甲欄の研究課題(日本学術振興会が公募する研究種目)に研究分担者として参画しようとする者又は平成25年度に継続が予定されている研究課題(継続研究課題)の研究分担者になっている者」が、乙欄の研究課題に研究代表者として応募する場合の重複制限を示したものです。

甲欄			乙欄										挑戦的萌芽研究		
			特別推進研究	基盤研究 S	基盤研究 A		基盤研究 B		基盤研究 C	若手研究 A	若手研究 B	新学術領域研究			
					一般	海外学術調査	一般	海外学術調査	一般			研究領域提案型			
												総括班		計画研究	公募研究
新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規			
代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者			
特別推進研究	新規	分担者	×									×			
	継続	分担者	▲									▲			
基盤研究 S	新規	分担者	□												
	継続	分担者	□												
基盤研究 A	一般	新規	分担者	□											
		継続	分担者	□											
	海外学術調査	新規	分担者	□											
		継続	分担者	□											
基盤研究 B	一般	新規	分担者	□											
		継続	分担者	□											
	海外学術調査	新規	分担者	□											
		継続	分担者	□											
基盤研究 C	一般	新規	分担者	□											
		継続	分担者	□											
挑戦的萌芽研究	新規	分担者	□												
	継続	分担者	□												

空欄：双方の研究課題とも応募できる

×：一つの研究課題にのみ応募できる（甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない）

▲：乙欄の研究課題に応募できない（甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する）

□：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、乙欄の研究課題の研究のみ実施する

3-2)「研究分担者(新規・継続)(甲欄) → 研究代表者(乙欄)」型

本表は、「甲欄の研究課題（文部科学省が公募する研究種目）に研究分担者として参画しようとする者又は平成25年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究分担者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究代表者として応募する場合の重複制限を示したものです。

甲欄				乙欄							挑戦的萌芽研究		
				特別推進研究	基盤研究 S	基盤研究 A		基盤研究 B		基盤研究 C		若手研究 A	若手研究 B
						一般	海外学術調査	一般	海外学術調査	一般			
				新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	
				代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	
(研究領域提案型)	計画研究	新規	分担者	<input type="checkbox"/>									
		継続	分担者	<input type="checkbox"/>									

空欄：双方の研究課題とも応募できる

：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、乙欄の研究課題の研究のみ実施する

3 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等

応募に必要な書類は研究計画調書です。

研究代表者は、応募情報（Web 入力項目）を入力するとともに、別途作成する応募内容ファイル（添付ファイル項目）を電子申請システムに添付して研究計画調書（PDF ファイル）を作成し、所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に提出（送信）してください。

研究計画調書の作成・応募方法の詳細は以下のとおりですので確認してください。

(1) 電子申請システムを利用した応募

応募に当たっては、所属する研究機関から付与された e-Rad の ID・パスワードにより e-Rad にログインした上で電子申請システムにアクセスして、研究計画調書を作成する必要があります。

- ① 研究代表者として応募する研究者は、「特別推進研究」については「平成 25 年度特別推進研究研究計画調書等作成・記入要領（新規・継続）」に基づき、その他の研究種目については「応募情報（Web 入力項目）（基盤研究（S・A・B・C）、挑戦的萌芽研究、若手研究（A・B））作成・入力要領」に基づき、応募情報（Web 入力項目）を入力するとともに、別途作成した応募内容ファイル（添付ファイル項目）を「電子申請システム」に添付して、研究計画調書（PDF ファイル）を作成してください。

※ 応募内容ファイル（添付ファイル項目）の様式は ID・パスワードの取得前でも日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）から取得することができます。

- ② 研究計画調書は、研究代表者の所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。そのため、研究代表者は、所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に応募書類を提出（送信）してください（直接日本学術振興会へ提出（送信）することはできません。）。

なお、提出（送信）に当たっては、作成した研究計画調書（PDF ファイル）の内容を十分確認の上、確認完了・提出処理を行ってください（所属する研究機関に研究計画調書（PDF ファイル）を提出したことになります。）。

(2) 研究計画調書の作成

研究代表者は、特別推進研究の場合は「平成 25 年度特別推進研究研究計画調書等作成・記入要領（新規・継続）」に基づいて、また、特別推進研究以外の研究種目の場合は「応募情報（Web 入力項目）（基盤研究（S・A・B・C）、挑戦的萌芽研究、若手研究（A・B））作成・入力要領」及び応募する研究種目（審査区分）ごとの「平成 25 年度研究計画調書作成・記入要領」に基づいて、研究計画調書を作成してください。

研究計画調書について

- ① 研究計画調書は次の 2 つから構成されます。

前半部分：「電子申請システム」により、応募情報（Web 入力項目）（注1）を入力してください。

（注1） 研究課題名、応募額等応募研究課題に係る基本データ、研究組織に係るデータ等、研究代表者が「電子申請システム」により Web 上で入力する部分

後半部分：応募内容ファイル（注2）の様式を日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）から取得し、「電子申請システム」に添付して研究計画調書（PDF ファイル）を作成してください。（紙媒体による応募は受理しません。）

（注2） 研究目的、研究計画・方法等の研究計画の内容に係る部分

研究種目	研究計画調書	
	前半	後半
	応募情報 (Web入力項目)	応募内容ファイルの様式
特別推進研究 (新規) (英語版)	「電子申請システム」に 入力	S-1-1 (1)
(日本語版)		S-1-1 (2)
特別推進研究 (継続)		S-1-2
基盤研究 (S)		S-1-6
基盤研究 (A)		S-1-7
審査区分「海外学術調査」に 係るもの		S-1-9
基盤研究 (B)		S-1-7
審査区分「海外学術調査」に 係るもの		S-1-9
基盤研究 (C)		S-1-8
挑戦的萌芽研究		S-1-10
若手研究 (A)		S-1-12
若手研究 (B)		S-1-13
継続研究課題 (研究計画の大 幅な変更を伴う場合)		S-1-14

② 研究計画調書はモノクロ (グレースケール) 印刷を行い審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成に当たっては留意してください。

③ 研究計画調書に含まれる個人情報は、競争的資金の不合理な重複や過度の集中の排除、科学研究費助成事業の業務のために利用 (データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。) する他、e-Rad に提供する予定です (e-Rad 経由で内閣府が作成する政府研究開発データベースに情報提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。)

※「政府研究開発データベース」: 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

なお、採択された研究課題に関する情報 (研究課題名・研究代表者氏名・交付予定額等) については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号) 第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、報道発表資料及び国立情報学研究所のデータベース等により公開します。

また、採択された研究課題の研究代表者の所属・氏名等の情報は、日本学術振興会審査委員候補者データベースに必要な応じて登録し、このデータベースの更新依頼は、毎年、研究代表者が所属する研究機関を通じて行います。(4 月予定)

研究計画調書の作成に当たって留意していただくべきこと

作成に当たっては、次のような点について、内容に問題がないか確認してください。

① 公募の対象とならない研究計画でないこと。

次の研究計画は公募の対象としていません。

- ア 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画
- イ 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
- ウ 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
- エ 業として行う受託研究
- オ 研究期間のいずれかの年度における研究経費の額が 10万円未満の研究計画

② 研究組織について次の要件を満たしていること。

研究代表者は（29頁1参照）、研究計画の性格上、必要があれば研究分担者（29頁2参照）、連携研究者（29頁3参照）及び研究協力者（30頁4参照）とともに研究組織を構成することができます。

なお、研究分担者及び連携研究者については、研究代表者と同様、応募時点において、次の要件を満たしていることが所属する研究機関(注)において確認されており、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されていることが必要です。

ただし、研究協力者は、必ずしも e-Rad に登録されている必要はありません。

また、日本学術振興会の「特別研究員」及び「外国人特別研究員」や大学院生等の学生は、研究代表者のほか、研究分担者及び連携研究者になることができません。

<要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
- ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合は除く。）

(注) 研究機関は、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関

(参考) 研究機関が満たさなければならない要件（60頁参照）

<要件>

- ・ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ・ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

科研費被雇用者は、通常、雇用契約等において雇用元の業務に専念する必要があります。このため、雇用元の業務に充てるべき勤務時間を前提として自ら科研費に応募することは認められません。

ただし、雇用元の業務以外の時間を明確にし、かつ、その時間をもって自ら主体的に科研費の研究を行おうとする場合には、次の点が研究機関において確認されていれば科研費に応募することが可能です。この場合には、研究代表者として応募することができるほか、研究分担者及び連携研究者等になることもできます。

- ・ 科研費被雇用者が、雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等で定められていること
- ・ 雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォートによって明確に区分されていること
- ・ 雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることのできる時間が十分確保されていること

研究代表者及び研究分担者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）に規定された補助事業者に当たり、不正な使用等を行った場合は、一定期間、科研費を交付しないこととされます。

また、研究者が、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている場合であっても、以下のとおり取り扱うことがあります。

- ・ 所属する研究機関の判断で、その研究活動を当該研究機関の活動として行わせることが適切ではないとした場合には、研究機関として、応募を認めない場合や、当該研究者による交付申請を認めず科研費の交付申請を辞退する場合があります。
- ・ 研究終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者から新規の科研費の応募があった場合には、審査の上採択されても、科研費を交付しません。また、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を理由なく提出しない場合には、提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

1) 研究代表者（応募者）

ア 研究代表者は、補助事業者であり、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関してすべての責任を持つ研究者のことをいいます。

なお、研究期間中に応募資格の喪失などの理由により、研究代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。（注）

イ 研究代表者は、研究組織を構成する場合には、研究分担者との関係を明らかにするため、当該研究分担者が異なる研究機関に所属する者の場合にあつては「研究分担者承諾書（他機関用）」を、同じ研究機関に所属する者の場合にあつては「研究分担者承諾書（同一機関用）」を必ず徴し、保管しておかなければなりません。

注) 研究代表者は、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。応募に当たっては、研究期間中に退職等により応募資格を喪失し、責任を果たせなくなることが見込まれる者は研究代表者となることを避けるよう求めています。

こうしたことから、研究代表者を交替することは認めていません。

ただし、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の「総括班研究課題」については、所要の手続きを経て、研究代表者（領域代表者）の交替を認められる場合があります。

ウ 研究代表者は、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されているほか、科研費やそれ以外の競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、平成25年度に、その交付の対象としないこととされていないことが必要です。

2) 研究分担者

ア 研究分担者は、補助事業者であり、研究計画の遂行に関して研究代表者と協力しつつ、補助事業としての研究遂行責任を分担して研究活動を行う者のことをいい、分担金の配分を受ける者でなければなりません（研究代表者と同一の研究機関に所属する研究分担者であっても、分担金の配分を受けなければなりません。）。

なお、研究期間中に応募資格の喪失などの理由により、研究分担者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究分担者となることを避けてください。

イ 研究分担者は、研究代表者と同様、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されているほか、科研費やそれ以外の競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、平成25年度に、その交付の対象としないこととされていないことが必要です。

3) 連携研究者

ア 連携研究者は、研究代表者及び研究分担者の責任の下、研究組織の一員として研究計画に参画する研究者のことをいいます。

なお、連携研究者は、補助事業者ではないため、分担金を受け主体的に科研費を使用することはできません。

イ 連携研究者は、研究代表者及び研究分担者と同様、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されていることが必要です。

4) 研究協力者

ア 研究協力者は、研究代表者、研究分担者及び連携研究者以外の者で、研究課題の遂行に当たり、協力をを行う者のことをいいます。

(例：ポストドクター、リサーチアシスタント（RA）、日本学術振興会の特別研究員、外国の研究機関に所属する研究者（海外共同研究者）、科学研究費補助金取扱規程第2条に基づく指定を受けていない企業の研究者 等)

イ 研究協力者は、必ずしもe-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている必要はありません。

③ 経費について次の要件を満たしていること。

1) 対象となる経費（直接経費）

研究計画の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）を対象とします。

※ 研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」又は「人件費・謝金」のいずれかの経費が90%を超える研究計画の場合には、当該経費の研究遂行上の必要性について、研究計画調書に記載しなければなりません。

2) 対象とならない経費

次の経費は対象となりません。

ア 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く。）

イ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費

ウ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金

エ その他、間接経費(注)を使用することが適切な経費

(注) 研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（直接経費の30%に相当する額）であり、研究機関が使用するものです。

今回、公募を行う研究種目には間接経費が措置される予定ですが、研究代表者は、間接経費を応募書類に記載する必要はありません。

④ 応募に際して、次のとおり審査希望分野を選定すること。

1) 「特別推進研究」に応募する場合

応募に際しては、研究計画の内容に照らし、審査を希望する分野を「人文・社会」、「理工」、「生物」から必ず1つ選択してください。なお、「理工」については、「数物系科学」「化学」「工学」のうちから最も関係が深いと思われる区分を1つ選択してください。

2) 「基盤研究」（審査区分「一般」）、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究（A）」に応募する場合

応募に際しては、研究計画の内容に照らし、審査希望分野を示す分類表である別表2「平成25年度科学研究費助成事業 系・分野・分科・細目表」（以下、「細目表」という。32～33頁参照）から適切な細目を1つ必ず選定するとともに、別表3「付表キーワード一覧」（以下、「キーワード一覧」という。39～57頁参照）より、選定した細目内で最も関連が深いと思われるキーワードを1つ必ず選定してください。

「時限付き分科細目」について（「基盤研究（C）」における特例）

学術研究の動向に柔軟に対応するため、設定期間を限って流動的に運用する「時限付き分科細目」（34～38頁参照）を「細目表」の別表として設けています。「基盤研究（C）」についてのみ、この「時限付き分科細目表」から審査希望分野として1分野を選定できます。なお、研究期間は分野の設定期間にかかわらず、3～5年間となります。

3) 「若手研究（B）」に応募する場合

応募に際しては、研究計画の内容に照らし、審査希望分野を示す分類表である「細目表」から適切な細目を「1つ」又は「2つ（研究計画が新興・融合的で複数の分野での審査を希望する場合）」必ず選定するとともに、「キーワード一覧」より、選定した細目内で最も関連が深いと思われるキーワードを、「1つ」の細目を選定した場合には「1つ」、「2つ」の細目を選定した場合には各細目から1つずつ（計2つ）、それぞれ必ず選定してください。

○ 「2つ」の細目を選定した研究計画の審査の概要（予定）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 「1つ」の細目を選定した研究計画と同様、2段階の審査を行います。 ・ 第1段審査は、選定した2細目ごとに、「若手研究（B）」の審査を行う第1段審査委員が書面審査を行います。 ・ 第2段審査は、第1段審査の審査結果に基づき、「1つ」の細目を選定した研究計画を審査する委員会とは別の委員会（新たに設ける「2つ」の細目を選定した研究計画のみを審査する4系（総合系、人文・社会系、理工系、生物系）ごとの委員会及び全体の調整を行う委員会）において、第1段審査委員とは異なる審査委員による合議審査を行います。 <p>※審査の詳細については、10月上旬頃に公表される「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」を参照してください。</p>

4) 「基盤研究」（審査区分「海外学術調査」）に応募する場合

応募に際しては、次の17分野のうち、審査を希望する分野を1つ必ず選定してください。また、「細目表」より、最も関連が深いと思われる細目を1つ必ず選定してください。

審査希望分野	
人文学	① 人文学A (哲学、文学、言語学、芸術学)
	② 人文学B (史学、考古学)
	③ 人文学C (人文地理学、文化人類学)
	④ 人文学D (地理学、地域研究等 人文学A・B・Cに該当しないもの)
社会科学	⑤ 社会科学A (法学、政治学)
	⑥ 社会科学B (経済学、経営学)
	⑦ 社会科学C (社会学)
	⑧ 社会科学D (心理学、教育学)
理工	⑨ 数物系科学A (地球惑星科学)
	⑩ 数物系科学B (数学、物理学等 数物系科学Aに該当しないもの)
	⑪ 化学
生物	⑫ 工学
	⑬ 生物学
	⑭ 農学A (生産環境農学、農芸化学、森林園科学、境界農学)
	⑮ 農学B (社会経済農学、農業工学、動物生命科学、水圏応用科学)
	⑯ 医歯薬学A (薬学、基礎医学、境界医学、社会医学)
⑰ 医歯薬学B (臨床医学、歯学、看護学等 医歯薬学Aに該当しないもの)	

別表2 系・分野・分科・細目表

(1)平成25年度科学研究費助成事業 系・分野・分科・細目表

系	分野	分科	細目名	細目番号	備考	系	分野	分科	細目名	細目番号	備考
総合系	情報学	情報学基礎	情報学基礎理論	1001		人文社会科学系	総合人文社会	地域研究	地域研究	2701	
			数値情報学	1002				ジェンダー	ジェンダー	2801	
			統計科学	1003				哲学	哲学・倫理学	2901	※
		計算機システム	1101		中国哲学・印度哲学・仏教学				2902		
		ソフトウェア	1102		宗教学				2903		
		計算基盤	情報ネットワーク	1103				思想史	2904		
			マルチメディア・データベース	1104				芸術学	3001		
			高性能計算	1105				美学・芸術諸学	3002		
			情報セキュリティ	1106				美術史	3002		
			認知科学	1201				芸術一般	3003		
	知覚情報処理		1202		日本文学		3101				
	人間情報学	ヒューマンインタフェース・インタラクション	1203		英米・英語圏文学		3102				
		知能情報学	1204		ヨーロッパ文学		3103				
		ソフトウェア	1205		中国文学		3104				
		知能ロボティクス	1206		文学一般		3105				
		感性情報学	1207		言語学		3201	※			
		生命・健康・医療情報学	1301		日本語学		3202				
	情報学フロンティア	ウェブ情報学・サービス情報学	1302	A	英語学		3203				
		図書館情報学・人文社会情報学	1303	A	日本語教育		3204				
			1303	B	外国語教育		3205	※			
		学習支援システム	1304		史学		3301				
		エンタテインメント・ゲーム情報学	1305		史学一般		3302				
		環境動態解析	1401		アジア史・アフリカ史		3303				
	環境学	環境解析学	放射線・化学物質影響科学	1402	A		ヨーロッパ史・アメリカ史	3304			
			1402	B	考古学		3305				
		環境影響評価	1403		人文地理学		3401				
		環境保全学	環境技術・環境負荷低減	1501			文化人類学	3501			
			環境モデリング・保全修復技術	1502			法学	基礎法学	3601		
			環境材料・リサイクル	1503				公法学	3602		
	環境リスク制御・評価		1504		国際法学			3603			
	環境創成学	1601		社会法学	3604						
	自然共生システム	1602		刑事法学	3605						
	持続可能システム	1602		民事法学	3606						
	環境政策・環境社会システム	1603		新領域法学	3607						
	複合領域	デザイン学	デザイン学	1651				政治学	3701		
			1651		国際関係論			3702			
		生活科学	家政・生活学一般	1701				社会科学	経済学	理論経済学	3801
			衣・住生活学	1702			経済学説・経済思想			3802	
			食生活学	1703	A		経済統計			3803	
		科学教育・教育工学	科学教育	1801	※		経済政策			3804	
			教育工学	1802	※		財政・公共経済			3805	
		科学社会学・科学技術史	科学社会学・科学技術史	1901			金融・ファイナンス			3806	
			文化財科学・博物館学	2001	A		経済史	3807			
		人間工学	地理学	地理学	2101			経営学	3901	※	
	2101				商学		3902				
	社会・安全システム科学		社会システム工学・安全システム	2201	A		会計学	3903			
			2201	B	社会学		社会学	4001	※		
	自然災害科学・防災学		2202	A			社会福祉学	4002			
	人間工学		生体医工学・生体材料学	2301	A		心理学	社会心理学	4101		
				2301	B			教育心理学	4102		
			医用システム	2302			臨床心理学	4103			
			医療技術評価学	2303			実験心理学	4104			
			リハビリテーション科学・福祉工学	2304	A		教育学	教育学	4201	※	
		2304	B	教育社会学	4202						
	健康・スポーツ科学	身体教育学	2401	A	教科教育学		4203	※			
		2401	B	特別支援教育	4204						
		スポーツ科学	2402	A	理工系		ナノ・マイクロ科学	ナノ構造化学	4301		
		2402	B	ナノ構造物理				4302			
	応用健康科学	2403	A	ナノ材料化学				4303			
	2403	B	ナノ材料工学	4304							
	子ども学	子ども学(子ども環境学)	2451					ナノバイオサイエンス	4305		
		2451		ナノマイクロシステム				4306			
	生体分子科学	生物分子化学	2501		総合理工		応用物理学	応用物性	4401		
		クミカルバイオロジー	2502					結晶工学	4402		
	脳科学	基礎・社会脳科学	2601	A				薄膜・表面界面物性	4403		
		2601	B	光工学・光子科学				4404			
	脳計測科学	2602		プラズマエレクトロニクス				4405			
	4405		応用物理学一般	4406							
	量子ビーム科学	量子ビーム科学	4501		計算科学		4601				
	計算科学	計算科学	4601		数物系科学		数学	代数学	4701	※	
	4701		幾何学	4702				※			
	4702		解析学基礎	4703				※			
	4703		数学解析	4704							
	天文学	数学基礎・応用数学	4705				天文学	4801			
	天文学	天文学	4801				物理学	素粒子・原子核・宇宙線・宇宙物理	4901	※	
	4901		物性 I	4902							
	4902		物性 II	4903				※			
	4903		数理物理・物性基礎	4904							
	4904		原子・分子・量子エレクトロニクス	4905							
	4905		生物物理・化学物理・ソフトマターの物理	4906							
	地球惑星科学	固体地球惑星物理学	5001		地球惑星科学		気象・海洋物理・陸水学	5002			
	5001		超高層物理学	5003							
	5002		地質学	5004							
	5003		層位・古生物学	5005							
	5004		岩石・鉱物・鉱床学	5006							
	5005		地球宇宙化学	5007							
	プラズマ科学	プラズマ科学	5101		プラズマ科学		5101				

備考欄において、「A、B」と表示のある細目は、全ての種目においてキーワードにより分割されたグループ毎に第1段階審査を行うので、これらの細目に応募する場合には、「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧(39～57頁参照)により、必ず、A又はBを選択し、応募してください。

「※」の表示のある細目は、基盤研究(C)においてキーワードにより分割されたグループ毎に第1段階審査を行うので、基盤研究(C)で、これらの細目に応募する場合には、「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧により、必ず「1」～「5」の分割番号を選択し応募してください。

基盤研究(C)については、審査希望分野として、本表のほか「時限付き分科細目表」(34～38頁参照)に掲げる15細目を設定しています。

系	分野	分科	細目名	細目番号	備考	
理工系	化学	基礎化学	物理化学	5201		
			有機化学	5202		
			無機化学	5203		
		複合化学	機能物性化学	5301		
			合成化学	5302		
			高分子化学	5303		
			分析化学	5304		
			生体関連化学	5305		
			グリーン・環境化学	5306		
		材料化学	エネルギー関連化学	5307		
			有機・ハイブリッド材料	5401		
			高分子・繊維材料	5402		
			無機工業材料	5403		
			デバイス関連化学	5404		
			機械材料・材料力学	5501		
		機械工学	生産工学・加工学	5502		
			設計工学・機械機能要素・トライボロジー	5503		
			流体工学	5504		
	熱工学		5505			
	機械力学・制御		5506			
	知能機械学・機械システム		5507			
	電気電子工学	電力工学・電力変換・電気機器	5601			
		電子・電気材料工学	5602			
		電子デバイス・電子機器	5603			
		通信・ネットワーク工学	5604			
		計測工学	5605			
		制御・システム工学	5606			
	土木工学	土木材料・施工・建設マネジメント	5701			
		構造工学・地震工学・維持管理工学	5702			
		地盤工学	5703			
		水工学	5704			
		土木計画学・交通工学	5705			
		土木環境システム	5706			
	建築学	建築構造・材料	5801			
		建築環境・設備	5802			
		都市計画・建築計画	5803			
		建築史・意匠	5804			
	材料工学	金属物性・材料	5901			
		無機材料・物性	5902			
		複合材料・表面工学	5903			
		構造・機能材料	5904			
		材料加工・組織制御工学	5905			
金属・資源生産工学		5906				
プロセス・化学工学	化工物性・移動操作・単位操作	6001				
	反応工学・プロセスシステム	6002				
	触媒・資源化学プロセス	6003				
	生物機能・バイオプロセス	6004				
総合工学	航空宇宙工学	6101				
	船舶海洋工学	6102				
	地球・資源システム工学	6103				
	核融合学	6104				
	原子力学	6105				
	エネルギー学	6106				
生物系	総合生物	神経科学	神経生理学・神経科学一般	6201	A	
			神経解剖学・神経病理学	6202	B	
		実験動物学	実験動物学	6301		
		腫瘍学	腫瘍生物学	6401	A	
			腫瘍診断学	6402	B	
		ゲノム科学	腫瘍治療学	6403		
	生物学	ゲノム科学	ゲノム生物学	6501		
			ゲノム医科学	6502		
			システムゲノム科学	6503		
		生物資源保全学	生物資源保全学	6601		
			生物科学	分子生物学	6701	
				構造生物化学	6702	
機能生物化学	6703					
生物物理学	6704					
細胞生物学	6705					
発生生物学	6706					
基礎生物学	植物分子・生理科学	6801				
	形態・構造	6802				
	動物生理・行動	6803				
	遺伝・染色体動態	6804				
	進化生物学	6805				
	生物多様性・分類	6806				
人類学	生態・環境	6807				
	自然人類学	6901				
応用人類学	6902					

系	分野	分科	細目名	細目番号	備考
生物系	農学	生産環境農学	遺伝育種科学	7001	
			作物生産科学	7002	
			園芸科学	7003	
			植物保護科学	7004	A B
		農芸化学	植物栄養学・土壌学	7101	
			応用微生物学	7102	
			応用生物化学	7103	
			生物有機化学	7104	
			食品科学	7105	
			森林園科学	森林科学	7201
		水圏応用科学	水圏生産科学	7202	
		社会経済農学	水圏生命科学	7301	A B
			水圏生命科学	7302	
			経営・経済農学	7401	
			社会・開発農学	7402	
			地域環境工学・計画学	7501	
			農業環境・情報工学	7502	
		動物生命科学	動物生産科学	7601	A B
	獣医学		7602	A B	
	統合動物科学		7603	A B	
	境界農学		昆虫科学	7701	
			環境農学(含ランドスケープ科学)	7702	A B
	薬学		応用分子細胞生物学	7703	
		化学系薬学	7801		
		物理系薬学	7802		
		生物系薬学	7803		
		薬理系薬学	7804		
		天然資源系薬学	7805		
	基礎医学	創薬化学	7806		
		環境・衛生系薬学	7807		
		医療系薬学	7808	※	
		解剖学一般(含組織学・発生学)	7901	※	
		生理学一般	7902		
		環境生理学(含体力医学・栄養生理学)	7903		
		薬理学一般	7904		
		医学一般	7905		
		病態化学	7906		
		人類遺伝学	7907		
		人体病理学	7908	※	
		実験病理学	7909	※	
	境界医学	寄生虫学(含衛生動物学)	7910		
		細菌学(含真菌学)	7911		
ウイルス学		7912			
免疫学		7913			
医療社会学		8001			
応用薬理学		8002			
社会医学	病態検査学	8003			
	疼痛学	8004			
	疫学・予防医学	8101			
	衛生学・公衆衛生学	8102			
	病院・医療管理学	8103			
	法医学	8104			
医歯薬学	内科系臨床医学	内科学一般(含心身医学)	8201		
		消化器内科学	8202	※	
		循環器内科学	8203	※	
		呼吸器内科学	8204	※	
		腎臓内科学	8205	※	
		神経内科学	8206	※	
		代謝学	8207	※	
		内分泌学	8208		
		血液内科学	8209	※	
		膠原病・アレルギー内科学	8210	※	
		感染症内科学	8211		
		小児科学	8212	※	
外科系臨床医学	胎児・新生児医学	8213			
	皮膚科学	8214	※		
	精神神経科学	8215	※		
	放射線科学	8216	※		
	外科学一般	8301	※		
	消化器外科学	8302	※		
	心臓血管外科学	8303	※		
	呼吸器外科学	8304	※		
	脳神経外科学	8305	※		
	整形外科	8306	※		
	麻酔科学	8307	※		
	泌尿器科学	8308	※		
産婦人科学	8309	※			
耳鼻咽喉科学	8310	※			
眼科	8311	※			
小児外科学	8312				
形成外科学	8313				
救急医学	8314				
歯学	形態系基礎歯科学	8401			
	機能系基礎歯科学	8402			
	病態科学系歯学・歯科放射線学	8403			
	保存治療系歯学	8404			
	補綴・理工系歯学	8405			
	歯科医用工学・再生歯学	8406			
看護学	外科系歯学	8407	※		
	矯正・小児系歯学	8408			
	歯周治療系歯学	8409			
	社会系歯学	8410			
	基礎看護学	8501			
	臨床看護学	8502			
生涯発達看護学	8503				
高齢看護学	8504				
地域看護学	8505				

(2)平成25年度科学研究費助成事業 系・分野・分科・細目表の別表

○時限付き分科細目表

分 野	内 容	細目番号	設定期間 (予定)
生 命 倫 理 学	<p>「生命倫理学（バイオエシックス）」は、生命に関する倫理的な問題を扱う研究分野とは言え、単なる倫理学の一分野ではなく、哲学、倫理学、社会学、法学、経済学、政治学、文化人類学、技術史といった文系学問分野と、生物学、生命科学、人類学、遺伝学、衛生学、薬学、基礎医学、臨床医学、法医学、看護学といった理系学問分野とが交差する学際的な研究分野である。</p> <p>生命倫理学は1970年代にアメリカで生まれたが、特に遺伝子工学、バイオテクノロジー、先端医療技術が急速に発展し変貌を遂げてきているなかで、我が国のみならず世界中で重要性を増してきている。本分野においては、インフォームド・コンセント、自己決定権、人工妊娠中絶、代理母出産、遺伝子診断、脳死臓器移植、安楽死・尊厳死、終末期医療、看護倫理、ヒトクローン研究、実験動物、遺伝子組換え等々、長く議論が続けられながらも、いまだ解決を見ない問題が多いなか、さまざまな方面からの意欲的な研究の推進を期待する。</p>	9043	
観 光 学	<p>観光学の学問的発展は、わが国の観光立国推進の政策を学術の面から支える意味を持つ。これまで観光に関する学術研究は、エコ・ツーリズム、グリーン・ツーリズム、ヘルス・ツーリズム、産業文化観光などのニューツーリズム、観光の経済効果、観光による地域社会・文化への影響、観光によるまちづくりと地域振興、国際観光政策、旅行者の行動・心理など、多様な観点から学際的に研究されてきた。しかし、これらの研究成果は、経営学、商学、経済学、地理学、社会学、心理学、土木工学、都市工学、建築学、環境などの各領域で広範囲にわたり学際的に研究され、各領域での研究活動としては活発化しているものの、観光学を更に学問的に発展させるためには、これらの分散した研究領域を学際融合させることが求められる。</p> <p>本分野においては、観光学の独創的な展開に関わる基礎理論から各種の応用的研究、更には、観光に関わる経済社会の発展に寄与する実践的な学問的取り組みを含んだ意欲的な研究の推進を期待する。</p>	9044	平成23年度 ～ 平成25年度
安 全 環 境 計 測 法	<p>現代産業社会が生み出す様々な人工化合物群は、本来の天然の分子連鎖システムに多大の影響を与え、分子緩衝系の安全性を地球規模で脅かす状況にあるため、社会の広い分野において、安全・安心を確立するための新たな計測法と metrology（計測の科学）の構築が重要な課題となっており、生命の安全、食の安全、医療の安全、環境の安全等を保障する計測分析法におけるイノベーションが必要とされている。</p> <p>本分野は、社会生活の中で使用可能な簡易、小型、省エネルギー、廉価な分離法、検出法、分析試薬の開発やイメージング技術、ウイルス・病原菌・花粉などの生体環境微粒子の計測分析技術、磁場、電場、光、熱などを利用するマイクロ分析法の開発研究とともに、地雷、バイオテロ、酸性雨、温暖化、食品、医療、環境等の課題にも対応し、空間再現性の向上に配慮した技術開発と応用研究までの広がりを持つ。本分野においては、生命体や地球環境における分子リサイクル・分子安全保障システムの解明、さらにはアジアの環境分析ネットワークの構築に貢献する、安全環境計測法の意欲的な研究を期待する。</p>	9045	

分 野	内 容	細目番号	設定期間 (予定)
エピジェネティクス	<p>ゲノムが持つ遺伝情報の発現制御は塩基配列だけで規定されているわけではない。遺伝情報の発現はエピジェネティクスと呼ばれるゲノムDNAと、ヒストンなどの蛋白質から構成されるクロマチンが受ける化学的、構造的な修飾によって影響される、安定的かつ可塑的な情報発現制御機構によって調節されている。エピジェネティクスは、胚発生、組織特異的な遺伝情報の発現、体細胞クローン、ゲノムインプリンティングなどの生理的現象から、老化、がん、神経変性疾患など、多岐に渡る生命現象に関与することから、生命科学研究の大きな流れの1つになっている。</p> <p>本分野では、これら多くの生命現象に共通するエピジェネティクスの作動原理・制御機構・破綻機構の理解に向け、ゲノム科学、分子生物学、細胞生物学、生化学、発生生物学、遺伝学、神経科学などの既存の学問の枠を超えた、エピジェネティクスの基本原理解明を目指す意欲的な研究を期待する。</p>	9046	
統合栄養科学	<p>栄養学は、成長や生命の維持に関する代謝、生理、栄養素などの理解を通して健康の増進や体力・体型の向上に大きく貢献してきた。しかし、一方において、過食・飽食、生活習慣、ストレス、高齢化など、栄養学における新たな課題も顕在化してきている。近年の生命科学の発展と分析・情報処理技術の目覚ましい進歩は、栄養学研究における、分子、細胞、実験動物からヒト集団までを対象とした新しい切り口でのアプローチを可能にしつつあり、このような栄養学の新たな展開を加速させるためには、食生活学、応用健康科学、食品科学、臨床医学など、既存の枠組みを超えた横断的な研究コミュニティの形成が必要である。</p> <p>本分野では、複雑化・多様化した現代社会における健康の維持・増進、疾病の予防や治療効果促進などを目指し、栄養学の学術基盤の構築から臨床・現場への展開まで視野に入れた、多面的な研究が推進されることを期待する。</p>	9047	平成23年度 ～ 平成25年度
再生医学・医療	<p>人間のように複雑な多細胞生物は、胎生期の発達段階のみならず、出生後も多くの組織、臓器で常に細胞が新しく更新されている。再生医療は、このような個体のもつ各組織レベルでの修復能力を制御することにより、損傷を受けた組織、臓器を再生することを目標としており、具体的には、体性幹細胞、胚性幹（ES）細胞、iPS細胞などの幹細胞の分化誘導法、純化法の開発、分化誘導因子の同定など、体内において幹細胞分化を制御する方法の開発、細胞移植法の開発、移植組織の生体適合性を促す組織工学の開発などの研究を対象とする。再生医療は、これまで治療法がなかった、心臓疾患や中枢神経疾患などの難治疾患の治療ばかりでなく、高齢者の機能障害改善によるQOL改善とそれにとまなう医療費の削減等も期待される21世紀の先進医療である。本分野の発展に大きく寄与する研究を期待する。</p>	9048	
ケ ア 学	<p>少子高齢社会の問題、医療や看護の倫理的問題、子どもから高齢者までが抱える心の問題などの様々な背景から、21世紀は「ケアの世紀」となると言われている。ケア（care）という語は、看護・介護・世話・手当・配慮・気遣いなど様々に訳されて、医療・看護・介護・福祉・心理・教育・倫理・哲学など様々な分野で使われ議論されてきたが、特定の訳語によって特定の分野に限定されることを避け、各々の分野を越えて議論する必要から、「ケア」という表記が定着してきた。</p> <p>1980年代頃から、境界を超えたケアについての研究が現れ、その動向は2000年の介護保険の施行を挟んでますます広がっている。ケア学は、様々な学問分野に跨って多くの研究者が学際的に参加し、臨床やフィールドの現場に即した調査を行うとともに、文献調査や海外との学術的交流に基づく理論的研究を行うことで、独自の分野として確立されることが望まれている。本分野の発展に大きく寄与する研究を期待する。</p>	9049	平成24年度 ～ 平成26年度

分 野	内 容	細目番号	設定期間 (予定)
文 化 学	<p>言語と文化を中心に、文化学、文化研究（カルチュラルスタディーズ）、文化史、比較文化（比較文学的研究も含む）、異文化理解・国際理解、国際交流、文化交流史、ポストコロニアリズム、ナショナリズム、アイデンティティ、ミグレーションなどの、人文学のみならず社会科学領域の幅広い学際的視野・発想をも含む研究を対象とする。社会学、経済学、法学の学問的方法や興味が同時に混在する可能性を排除しないことで斯学の発達発展に寄与する。例えば、ナショナリズム研究においては、文化、社会、政治、経済などの多面にわたる研究領域の知見が必要であるが、そうした分野横断的研究の可能性をより広げるとともに、様々な新しい文化研究の成果を吸収することで、本分野の発展に大きく寄与する研究を期待する。</p>	9050	
土地・住宅・不動産研究	<p>土地・住宅など不動産に関する研究は、これまでの都市における土地利用や住宅問題などの社会問題を背景とした研究内容に加えて、現代の少子高齢化社会においては、中心市街活性化、まちづくり、都市および地域再生、不動産市場、不動産金融、不動産資産評価、不良債権問題や不動産証券化など、その範囲は拡大している。また、土地・住宅など不動産は国民総資産の多くの部分を占め、国民生活の質の向上を考える上で、資産とりわけ土地・住宅資産は適切に評価され、家計や企業、行政機関の経営に有効活用する必要がある。本分野では、経済学、都市計画・社会工学、法学、社会福祉学、社会学、心理学、政治学、建築学、住居学等さまざまな学術研究分野に跨る複合的な性格を持つ土地・住宅・不動産に関する意欲的な研究を期待する。</p>	9051	平成24年度
オミクス計測科学	<p>自然科学の新しい方法論であるオミクス計測科学は、総体（オーム）を構成する単位（例えば分子）に対する網羅的あるいは焦点を絞った計測（同定・解析）を基盤とし、プロテオミクス、メタボロミクス（生体、一細胞、天然物など）とメタボノミクス（薬学）、グライコミクス、リポドミクス、メタロミクス、アダクトミクス、ゲノミクス、トランスクリプトミクス、及び複合ミクス（例えばグライコプロテオミクス）などに関する計測原理・解析原理と規範的応用研究が含まれる。各オミクスには分子固有の性質があり、その性質に応じた計測の課題がある。例えば、糖鎖や脂質はタンパク質・ペプチドとは大きく異なる。計測法の種別として、非破壊計測、可視化・イメージング計測（局所、三次元）、オンサイト計測、分光、質量、イオン、レーザーがあり、さらに、計測データを扱うデータベースなど情報科学研究も包含する。加えて、質量分析については、質量分析学の体系化につなげる反応計算法学、物理化学、気相化学、イオン光学、イメージングの計測原理研究と計測内容としての定性、定量、構造、機能（構造機能）解析、分子関連解析に関する原理と規範的応用研究なども含まれる。本分野の発展に大きく寄与する研究を期待する。</p>	9052	～ 平成26年度
宇 宙 生 命 科 学	<p>宇宙生命科学は、宇宙環境を利用して生命の起源を探るアストロバイオロジー、地上とは異なる宇宙環境下で微生物や動植物及びヒトの適応と生存機構を解明する重力生物学並びに放射線生物学、そして宇宙実験の実施や人類が宇宙へ進出するために必要な工学、医学、農学諸分野を含む、広範で独創性に富んだ研究領域である。宇宙環境を利用した宇宙実験により、今日のように多様性に富んだ生命が地球で誕生し、巧みに地球環境に適応、進化してきたしくみの根幹にせまることができると期待されている。また、宇宙開発利用の促進、地球外視点での環境保全、宇宙時代の次世代教育等に対応できる学問分野としては現状で唯一である。本分野の発展に大きく寄与する研究を期待する。</p>	9053	

分野	内 容	細目番号	設定期間 (予定)
睡眠科学	<p>睡眠に関する研究は、基礎生物学から臨床医学まで、さらに社会学、工学、文化学等幅広い分野にまたがるものである。基礎生物学の中でも、生理学、薬学、分子生物学、心理学、行動科学などが、臨床医学に関しても、精神医学、神経内科学、呼吸器内科学、耳鼻科学、口腔外科学、歯学といった多数の研究領域が関連する学際的な研究分野である。睡眠をはじめとする生物時計の研究が生物学研究の大きな潮流となり、また現代の高度技術化社会にあって生産活動や経済利益を重視するあまり、睡眠障害に起因する大事故も頻発しており、睡眠科学の研究は興味ある学問分野としてだけでなく社会的要請としても世界中で重要性を増している。</p> <p>本分野においては、睡眠、概日リズム、生物時計などの基礎研究から、睡眠異常、睡眠時随伴症、睡眠障害の機序と治療などの臨床医学研究、さらに睡眠をめぐる社会学、工学、文化学等さまざまな方面からの実践的な学問的取り組みを含んだ意欲的な研究の推進を期待する。</p>	9054	平成24年度 ～ 平成26年度
震災問題と人文学・社会科学	<p>東日本大震災をはじめとする激甚な人的・物的被害をもたらした大震災は、さまざまな危機を日本社会に与えてきた。それらの危機的な状況を乗り越えていくためには、土木・建築等の分野を中心に行われてきた大震災による物的環境・インフラ被害の実態把握と復旧・復興に関する研究だけでなく、社会経済的な被害及びその復旧・復興に関する組織的・体系的な研究が不可欠である。研究アプローチの多様性・領域横断性への対応、研究支援の継続性の維持、対象地域の広域性及び被災地特性の個性性への配慮を担保しつつ、復興支援さらには将来の減災対策に向けた知的基盤の充実を図るためには、震災問題をテーマとする人文学・社会科学のさまざまな領域における研究が必要である。</p> <p>本分野は、既存細目では扱いきれない「新たな視点からの研究」をも促進し、「災害の人文学・社会科学」の体系化に向けた契機となりうる点で、重要性が高い。既存細目内の課題設定を超えて「震災の被害と復興の全体像」を領域横断的に把握するため、人文学・社会科学系諸領域での研究促進と知見共有化の契機となる研究を期待する。</p>	9055	
復興農学	<p>復興農学は、農学分野で農学の多様な問題をカバーしているものの東日本大震災のような大震災を想定していなかったために、復旧・復興という社会的なニーズに迅速かつ総合的に対応できなかったことから、千年の時間スケールの災害にも柔軟に対応でき、持続可能な農山漁村の設計と農林水産業を創出することを目指す分野である。ただし、復興農学は単なる今回の震災からの復興だけを意図するものではなく、将来的には予防原理に基づいて、昨今の気候変動に起因する気象災害や水害を受けた農村・山村・漁村の復興、あるいは国際問題や外圧による我が国の農業への予測できない打撃からの農林水産業復興等も対象として発展することを期待する。</p> <p>本分野では、＜計画系＞として、震災復興のための農村・山村・漁村計画学／災害リスク管理・災害復興に関する農山漁村社会・経済システムの設計等、＜メカニズム解明と影響評価系＞として、大震災による生態系（流域・森林・農耕地・沿岸・海洋）のモニタリングと影響評価／農作物・水産物・家畜等への放射性物質の移行・蓄積・代謝解析／農畜水産物の食品加工過程における放射性物質の動態解析等、＜技術開発系＞として、農山漁村社会インフラの復旧技術開発／農耕地や生活圏の除塩・除染のための技術開発／環境修復・浄化・濃縮技術（微生物・植物を利用したバイオ・ファイトレメディエーション、水系からの放射性物質の濃縮除去）／耐塩性作物の育種／放射性汚染バイオマスの減量化および除染法の開発／災害木質廃棄物のバイオマス燃料への有効利用、緊急時生鮮食料供給システムの構築（野菜工場）等、＜人材育成＞として、復興農学のサイエンスコミュニケーション・アウトリーチ等、を重点化するべき項目として、本分野の発展に大きく寄与する研究を期待する。</p>	9056	平成25年度 ～ 平成27年度

分 野	内 容	細目番号	設定期間 (予定)
公 共 政 策	<p>公共政策の研究は、経済政策、都市政策、防災政策など各種の中央地方の政府による政策を対象とするが、広い意味での政策は、さらに政策、施策、実施、評価などレベルに分けることもできる。日本公共政策学会の過去15年の報告や学会誌や紀要に掲載された研究論文では、法学、政治学、経済学系統の諸分野に帰することができるものが多いが、他方、既存の諸ディシプリンの協力提携が新しい公共政策という研究分野を作り出している部分も観察できる。たとえば、「法と経済」はディシプリンの協力によって生まれた領域として典型的な事例である。経済の政治分析をするという「政治経済学」の主張も、少なくとも一時、世界の政治学の主流であった。経済学を中心に発展した「公共経済学（たとえば、ブキャナン）」は、高いレベルの政治学教育では必須とされている。「公共政策」の文献においては、その形成過程については政治学の分析の対象であり、政策のアイデアに関しては、経済学、福祉学、環境学、都市計画学などの諸研究分野において成果が示され、それらの諸政策が実現するためには政府や自治体の法律、政令、条例など「法」の形式で表現されてはじめて一般性を得る。また、政策の合法性が問題になるときは、裁判所の判例が分析の対象とされる。公共政策の名で、いくつかの分野で既存ディシプリンが他のディシプリンを取り込んで社会科学を拡張させる傾向が見られる。諸社会科学分野の協力提携は、社会科学のそれぞれの分野の研究水準を高めると共に、新しい研究分野を成立させる可能性があると言えよう。キーワードとしては、法と経済、政治経済学、政策評価、都市計画、福祉政策・環境政策などの諸政策、ガバナンス、NGO/NPO、公共経済、公共選択、国債・財政赤字、金融とバブル、戦略論、国際公共政策などが考えられる。本分野の発展に大きく寄与する研究を期待する。</p>	9057	平成25年度 ～ 平成27年度

(注1) この表は、本表と併せて基盤研究(C)「一般」についてのみ適用されるものです。

(注2) 設定期間は公募を行う予定の年度です。設定期間にかかわらず3～5年間の研究課題を対象とします。

別表3 「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧

① 分割欄に、「A」、「B」が付されている細目については、すべての研究種目において(海外学術調査を除く。)、示されたキーワードにより2分割されたグループごとに第1段審査を行いますので、これらの細目に応募する場合には、**必ず、キーワードにより、「A」又は「B」を選択し応募してください。**

② 分割欄に、「1」～「5」の番号が付されている細目については、基盤研究(C)において、示されたキーワードにより分割されたグループごとに第1段審査を行いますので、基盤研究(C)で、これらの細目に応募する場合には、**必ず、キーワードにより、「1」～「5」を選択し応募してください。**

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード(記号)
総合系	情報学	情報学基礎	1001	情報学基礎理論		(1)計算理論、(2)オートマトン理論・形式言語理論、(3)プログラム理論、(4)計算量理論、(5)アルゴリズム理論、(6)暗号系、(7)離散構造、(8)計算論的学習理論、(9)量子計算理論、(10)数理論理学
			1002	数理情報学		(1)最適化理論、(2)数理ファイナンス、(3)数理システム理論、(4)システム制御理論、(5)システム分析、(6)システム方法論、(7)システムモデリング、(8)システムシミュレーション、(9)組み合わせ最適化、(10)待ち行列論
			1003	統計科学		(1)調査・実験計画、(2)多変量解析、(3)時系列解析、(4)分類・パターン認識、(5)統計的推測、(6)統計計算・コンピュータ支援統計、(7)統計的予測・制御、(8)モデル選択、(9)医薬生物・ゲノム統計解析、(10)行動計量分析、(11)空間・環境統計、(12)統計教育、(13)統計的品質管理、(14)統計的学習理論、(15)社会調査の計画と解析、(16)データサイエンス
		計算基盤	1101	計算機システム		(1)計算機アーキテクチャ、(2)回路とシステム、(3)LSI設計技術、(4)リコンフィギャラブルシステム、(5)高信頼アーキテクチャ、(6)低消費電力技術、(7)ハード・ソフト協調設計、(8)組み込みシステム
			1102	ソフトウェア		(1)プログラミング言語、(2)プログラミング方法論、(3)プログラミング言語処理系、(4)並列・分散処理、(5)オペレーティングシステム、(6)高信頼システム、(7)仮想化技術、(8)ソフトウェアセキュリティ、(9)クラウドコンピューティング基盤、(10)ソフトウェア工学、(11)仕様記述・検証、(12)開発環境、(13)開発管理
			1103	情報ネットワーク		(1)ネットワークアーキテクチャ、(2)ネットワークプロトコル、(3)モバイルネットワーク、(4)オーパレイネットワーク、(5)センサーネットワーク、(6)トラフィックエンジニアリング、(7)ネットワーク運用技術、(8)ユビキタスコンピューティング、(9)サービス構築基盤技術、(10)情報家電システム
			1104	マルチメディア・データベース		(1)データモデル、(2)関係データベース、(3)データベースシステム、(4)マルチメディア情報獲得、(5)マルチメディア情報処理、(6)マルチメディア情報表現、(7)マルチメディア情報生成、(8)情報検索、(9)構造化文書、(10)コンテンツ流通・管理、(11)地理情報システム、(12)メタデータ
			1105	高性能計算		(1)並列処理、(2)分散処理、(3)グリッド・クラウドコンピューティング、(4)数値解析、(5)可視化、(6)コンピュータグラフィクス、(7)高性能計算アプリケーション
			1106	情報セキュリティ		(1)アクセス制御、(2)個人識別、(3)暗号、(4)認証、(5)セキュリティ評価・監査、(6)ウイルス対策、(7)ネットワークセキュリティ、(8)不正アクセス対策、(9)ソフトウェア保護、(10)プライバシー保護、(11)情報フィルタリング
			人間情報学	1201	認知科学	
	1202	知覚情報処理			(1)パターン認識、(2)画像情報処理、(3)コンピュータビジョン、(4)コンピュータショナルフォトグラフィ、(5)人間計測、(6)知的映像編集、(7)視覚メディア処理、(8)画像データベース、(9)音声情報処理、(10)音響情報処理、(11)音声音響データベース、(12)情報センシング、(13)センサ融合・統合、(14)センシングデバイス・システム、(15)接触センシング処理	
	1203	ヒューマンインタフェース・インタラクション			(1)ヒューマンインタフェース、(2)マルチモーダルインタフェース、(3)ヒューマンコンピュータインタラクション、(4)CSCW、(5)グループウェア、(6)バーチャリアリティ、(7)拡張現実、(8)複合現実感、(9)臨場感コミュニケーション、(10)ウェアラブル機器、(11)ユーザビリティ、(12)人間工学	
	1204	知能情報学			(1)探索・論理・推論アルゴリズム、(2)機械学習、(3)知識獲得、(4)知識ベースシステム、(5)知的システムアーキテクチャ、(6)知能情報処理、(7)自然言語処理、(8)知識発見とデータマイニング、(9)オントロジー、(10)ヒューマンエージェントインタラクション、(11)マルチエージェントシステム	
	1205	ソフトコンピューティング			(1)ニューラルネットワーク、(2)遺伝アルゴリズム、(3)ファジ理論、(4)カオス、(5)フラクタル、(6)複雑系、(7)確率的情報処理	
	1206	知能ロボティクス			(1)知能ロボット、(2)行動環境認識、(3)モーションプランニング、(4)感覚行動システム、(5)自律システム、(6)デジタルヒューマンモデル、(7)実世界情報処理、(8)物理エージェント、(9)インテリジェントルーム	

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）	
総合系	情報学	人間情報学	1207	感性情報学		(1)感性デザイン学、(2)感性表現学、(3)感性認識学、(4)感性認知科学・感性心理学、(5)感性ロボティクス、(6)感性計測評価、(7)あいまいと感性、(8)感性情報処理、(9)感性データベース、(10)感性インタフェース、(11)感性生理学、(12)感性材料製品、(13)感性産業、(14)感性環境学、(15)感性社会学、(16)感性哲学、(17)感性教育学、(18)感性脳科学、(19)感性経営学	
			情報学フロンティア	1301	生命・健康・医療情報学		(1)バイオインフォマティクス、(2)ゲノム情報処理、(3)プロテオーム情報処理、(4)コンピュータシミュレーション、(5)生命情報、(6)生体情報、(7)ニューロインフォマティクス、(8)脳型情報処理、(9)人工生命システム、(10)生命分子計算、(11)DNAコンピュータ、(12)医療情報、(13)画像診断、(14)遠隔診断治療、(15)保健情報、(16)健康情報、(17)医用画像、(18)細胞内ロジスティクス解析
				1302	ウェブ情報学・サービス情報学	A	[ウェブ情報学] (1)ウェブシステム、(2)ウェブコンピューティング、(3)ソーシャルウェブ、(4)セマンティックウェブ、(5)推薦システム、(6)ウェブサービス、(7)ウェブマイニング、(8)ウェブインテリジェンス、(9)社会ネットワーク分析、(10)ネットワークコミュニティ
						B	[サービス情報学] (11)サービス工学、(12)サービスマネジメント、(13)サービス品質、(14)待ち行列、(15)ビジネスモデル、(16)サービス指向アーキテクチャ、(17)知識マネジメント、(18)教育サービス、(19)医療・福祉サービス、(20)高度交通システム、(21)金融サービス、(22)社会・環境サービス、(23)スマートグリッド、(24)技術マネジメント
				1303	図書館情報学・人文社会情報学	A	[図書館情報学] (1)図書館学、(2)情報サービス、(3)図書館情報システム、(4)デジタルアーカイブズ、(5)情報組織化、(6)情報検索、(7)情報メディア、(8)計量情報学・科学計量学、(9)情報資源の構築・管理
						B	[人文社会情報学] (10)情報倫理、(11)メディア環境、(12)文学情報、(13)歴史情報、(14)情報社会学、(15)法律情報、(16)情報経済学、(17)経営情報、(18)教育情報、(19)芸術情報、(20)医療情報、(21)科学技術情報、(22)知的財産情報、(23)地理情報、(24)地域情報化
		1304	学習支援システム		(1)メディア・リテラシー、(2)学習メディア、(3)ソーシャルメディア、(4)学習コンテンツ開発支援、(5)学習管理システム、(6)知的学習支援システム、(7)遠隔学習、(8)分散協調学習支援システム、(9)プロジェクト型学習支援システム、(10)eラーニング、(11)運用・評価		
		1305	エンタテインメント・ゲーム情報学		(1)音楽情報処理、(2)演奏支援、(3)3Dコンテンツ・アニメーション、(4)ゲームプログラミング、(5)ネットワークエンタテインメント、(6)メディアアート、(7)インタラクティブアート、(8)デジタルアーカイブズ、(9)デジタルミュージアム・ヴァーチャルミュージアム、(10)情報文化		
		環境学	環境解析学	1401	環境動態解析		(1)環境変動、(2)物質循環、(3)環境計測、(4)環境モデル、(5)環境情報、(6)地球温暖化、(7)地球規模水循環変動、(8)極域環境監視、(9)化学海洋、(10)生物海洋、(11)リモートセンシング
				1402	放射線・化学物質影響科学	A	(1)環境放射線(能)、(2)防護、(3)基礎過程、(4)線量測定・評価、(5)損傷、(6)応答、(7)修復、(8)感受性、(9)生物影響、(10)リスク評価、(11)放射線管理
						B	(12)トキシコロジー、(13)人体有害物質、(14)微量化学物質汚染評価、(15)内分泌かく乱物質
				1403	環境影響評価		(1)陸圏・水圏・大気圏影響評価、(2)生態系影響評価、(3)影響評価手法、(4)健康影響評価、(5)次世代環境影響評価、(6)極域の人間活動、(7)環境モニタリング、(8)モデルシミュレーション、(9)環境アセスメント
				環境保全学	1501	環境技術・環境負荷低減	
			1502		環境モデリング・保全修復技術		(1)環境負荷解析、(2)汚染調査と評価、(3)汚染除去・修復技術、(4)汚染質動態とモデリング、(5)生物機能利用、(6)環境・生態系影響、(7)土壌・地下水・水環境
			1503		環境材料・リサイクル		(1)循環再生材料設計・生産、(2)3R、(3)有価物回収、(4)分離精製・高純度化、(5)適性処理・処分、(6)リサイクルとLCA、(7)環境配慮設計、(8)グリーンプロダクション、(9)ゼロエミッション、(10)リサイクル化学
1504	環境リスク制御・評価				(1)汚染質評価、(2)モニタリング、(3)移動・拡散・蓄積、(4)環境基準、(5)生活環境・健康項目、(6)排出基準、(7)越境汚染評価、(8)化学物質管理、(9)暴露シナリオ、(10)リスク評価、(11)予防原則、(12)生分解性・濃縮性、(13)遺伝毒性・生態毒性、(14)リスクコミュニケーション		
環境創成学	1601		自然共生システム		(1)生物多様性、(2)生態系サービス、(3)生態リスク、(4)生態系影響解析、(5)生態系管理・保全、(6)リモートセンシング、(7)景観生態、(8)生態系修復、(9)代償措置、(10)生態工学		

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）
総合系	環境学	環境創成学	1602	持続可能システム		(1)物質循環システム、(2)低炭素社会、(3)再生可能エネルギー、(4)バイオマス利活用、(5)都市・地域環境創生、(6)水資源・水システム、(7)産業共生、(8)物質・エネルギー収支解析、(9)ライフサイクル評価、(10)統合的環境管理
			1603	環境政策・環境社会システム		(1)環境理念、(2)環境正義、(3)環境経済、(4)環境法、(5)環境情報、(6)環境地理情報、(7)環境教育、(8)環境マネジメント、(9)環境と社会活動、(10)環境規格・環境監査、(11)合意形成、(12)安全・安心、(13)環境CSR、(14)社会システム、(15)公共システム管理、(16)持続可能発展
	複合領域	デザイン学	1651	デザイン学		(1)情報デザイン(コミュニケーション、メディア情報、コンテンツ、インタラクション、インタフェース)、(2)環境デザイン(建築、都市、ランドスケープ)、(3)工業デザイン(プロダクトデザイン、ユニバーサルデザイン)、(4)芸術、(5)美学、(6)デザイン史、(7)デザイン論、(8)デザイン規格、(9)デザイン設計支援、(10)空間・音響モデリング、(11)デザイン評価分析、(12)デザイン教育
			生活科学	1701	家政・生活学一般	
		1702		衣・住生活学		(1)衣生活、(2)衣環境、(3)染色・整理、(4)被服設計・生産、(5)被服材料、(6)服飾史、(7)服飾文化、(8)被服心理、(9)住生活、(10)住居計画、(11)住居管理、(12)住居史、(13)インテリア・住居・住環境デザイン、(14)住居環境・設備、(15)住居材料・構造、(16)地域居住・まちづくり、(17)子育て環境、(18)高齢者居住、(19)福祉住環境、(20)住文化、(21)住教育・住情報
		1703		食生活学	A	[食品と調理] (1)調理と加工、(2)食品と貯蔵、(3)食嗜好と評価、(4)食素材、(5)調理と機能性成分、(6)フードサービス、(7)食文化、(8)テクスチャー、(9)咀嚼・嚥下
			B		[食生活と健康] (10)健康と食生活、(11)食と栄養、(12)食教育、(13)食習慣、(14)食行動、(15)食情報、(16)保健機能食品、(17)食と環境、(18)食生活の評価、(19)フードマネージメント	
		科学教育・教育工学	1801	科学教育	1	(1)高等教育(数学、物理、化学、生物、情報、天文、地球惑星、学際)、(2)初中等教育(算数・数学、理科、情報)、(3)工学教育
					2	(4)科学リテラシー、(5)実験・観察、(6)科学教育カリキュラム、(7)環境教育、(8)産業・技術教育、(9)科学と社会・文化、(10)科学教員養成、(11)科学コミュニケーション
			1802	教育工学	1	(1)カリキュラム・教授法開発、(2)教授学習支援システム、(3)分散協調教育システム、(4)ヒューマン・インターフェース
					2	(5)教材情報システム、(6)メディアの活用、(7)遠隔教育、(8)eラーニング、(9)情報教育、(10)メディア教育、(11)学習環境、(12)教師教育、(13)授業
		科学社会学・科学技術史	1901	科学社会学・科学技術史		(1)科学社会学、(2)科学史、(3)技術史、(4)医学史、(5)産業考古学、(6)科学哲学・科学基礎論、(7)科学技術社会論(STS)
	文化財科学・博物館学	2001	文化財科学・博物館学	A	(1)年代測定、(2)材質分析、(3)製作技法、(4)保存科学、(5)遺跡探査、(6)動物植物遺体・人骨、(7)文化財・文化遺産、(8)文化資源、(9)文化財政策	
				B	(10)博物館展示学、(11)博物館教育学、(12)博物館情報学、(13)博物館経営学、(14)博物館行財政学、(15)博物館資料論、(16)博物館学史	
	地理学	2101	地理学		(1)地理学一般、(2)土地利用・景観、(3)環境システム、(4)地域計画、(5)地図・地誌・地理教育、(6)地形、(7)気候、(8)水文、(9)地理情報システム、(10)リモートセンシング、(11)植生・土壌、(12)ツーリズム	
	社会・安全システム科学	2201	社会システム工学・安全システム	A	[社会システム工学] (1)社会工学、(2)社会システム、(3)政策科学、(4)開発計画、(5)経営工学、(6)経営システム、(7)OR、(8)品質管理、(9)インダストリアルエンジニアリング、(10)モデリング、(11)ロジスティクス、(12)マーケティング、(13)ファイナンス、(14)プロジェクトマネジメント、(15)環境管理	
				B	[安全システム] (16)安全工学、(17)製品・設備・システム安全、(18)リスクマネジメント、(19)危機管理、(20)火災・爆発防止、(21)安全情報、(22)安心の社会技術(避難、群衆誘導、情報伝達、ハザードマップ)、(23)リスクベース工学、(24)診断・回生・維持管理、(25)機器・人間の信頼性、(26)労働安全衛生	
		2202	自然災害科学・防災学	A	[地震・火山防災] (1)地震動、(2)液状化、(3)活断層、(4)津波、(5)火山噴火、(6)火山噴出物・土石流、(7)地震災害、(8)火山災害、(9)被害予想・分析・対策、(10)建造物防災	
				B	[自然災害] (11)気象災害、(12)水災害、(13)地盤災害、(14)土砂流、(15)渇水、(16)雪氷災害、(17)自然災害予測・分析・対策、(18)ライフライン防災、(19)地域防災計画・政策、(20)復旧・復興工学、(21)災害リスク評価	

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）				
総合系	複合領域	人間医工学	2301	生体医工学・生体材料学	A	〔生体医工学〕 (1)医用画像・バイオイメーキング、(2)生体モデリング・フィジオーム、(3)生体シミュレーション、(4)生体情報・計測、(5)人工臓器学、(6)再生医工学、(7)生体物性、(8)生体制御・治療、(9)バイオメカニクス、(10)細胞バイオメカニクス、(11)ナノバイオシステム、(12)医用物理学、(13)超音波医科学、(14)医用生理活性物質応用、(15)バイオインスパイアードシステム、(16)放射線技術工学				
					B	〔生体材料学〕 (17)バイオマテリアル、(18)生体機能材料、(19)細胞・組織工学材料、(20)生体適合材料、(21)ナノバイオ材料、(22)再生医工学材料、(23)薬物送達システム、(24)刺激応答材料、(25)遺伝子・核酸工学材料				
			2302	医用システム		(1)医用超音波システム、(2)画像診断システム、(3)検査・診断システム、(4)低侵襲治療システム、(5)遠隔診断治療システム、(6)臓器保存・治療システム、(7)医療情報システム、(8)コンピュータ外科学、(9)医用ロボット				
			2303	医療技術評価学		(1)レギュラトリーサイエンス、(2)安全性評価、(3)臨床研究、(4)医療技術倫理、(5)医療機器				
			2304	リハビリテーション科学・福祉工学	A	〔リハビリテーション科学〕 (1)リハビリテーション医学、(2)障害学、(3)理学療法学、(4)作業療法学、(5)言語聴覚療法学、(6)医療社会福祉学、(7)人工感覚器、(8)老年学、(9)臨床心理療法学				
					B	〔福祉工学〕 (10)健康・福祉工学、(11)生活支援技術、(12)介護予防・支援技術、(13)社会参加、(14)バリアフリー、(15)ユニバーサルデザイン、(16)福祉・介護用ロボット、(17)生体機能代行、(18)福祉用具・支援機器、(19)ヒューマンインターフェース、(20)看護工学				
			健康・スポーツ科学		2401	身体教育学	A	〔身体の仕組みと発達メカニズム〕 (1)教育生理学、(2)身体システム学、(3)生体情報解析、(4)脳高次機能学、(5)身体発育発達学、(6)感覚と運動発達学		
							B	〔心身の教育と文化〕 (7)感性の教育、(8)身体環境論、(9)運動指導論、(10)体育科教育、(11)フィットネス、(12)身体運動文化論、(13)身体性哲学、(14)死生観の教育、(15)体育心理学、(16)情動の科学、(17)野外教育、(18)舞踊教育、(19)ジェンダー教育、(20)成年・老年期の体育、(21)武道論、(22)運動適応生命科学		
							2402	スポーツ科学	A	〔スポーツ科学〕 (1)スポーツ哲学、(2)スポーツ史、(3)スポーツ心理学、(4)スポーツ経営学、(5)スポーツ教育学、(6)トレーニング科学、(7)スポーツバイオメカニクス、(8)コーチング、(9)スポーツ・タレント、(10)障害者スポーツ、(11)スポーツ社会学、(12)スポーツ環境学、(13)スポーツ文化人類学
									B	〔スポーツ医科学〕 (14)スポーツ生理学、(15)スポーツ生化学、(16)スポーツ栄養学、(17)エネルギー代謝、(18)トレーニング医科学、(19)スポーツ障害、(20)ドーピング
	2403	応用健康科学					A	〔健康教育・健康推進活動〕 (1)健康教育、(2)ヘルスプロモーション、(3)安全推進・安全教育、(4)保健科教育、(5)ストレスマネジメント、(6)喫煙・薬物乱用防止教育、(7)学校保健、(8)性・エイズ教育、(9)保健健康管理、(10)保健健康情報、(11)栄養指導、(12)心身の健康、(13)レジャー・レクリエーション		
							B	〔応用健康医学〕 (14)生活習慣病、(15)運動処方と運動療法、(16)加齢・老化、(17)スポーツ医学、(18)スポーツ免疫学		
	子ども学	2451	子ども学（子ども環境学）		(1)健康・成長、(2)発達・子育て、(3)運動・遊び、(4)人権・権利、(5)非行・逸脱、(6)社会環境、(7)文化環境、(8)物理的環境、(9)教育的環境					
	生体分子科学	2501	生物分子化学		(1)天然物化学、(2)二次代謝産物、(3)生物活性物質の探索、(4)生体分子の化学修飾、(5)生体機能物質、(6)活性発現の分子機構、(7)生合成、(8)生物活性分子の設計・全合成、(9)コンビナトリアル化学、(10)化学生態学、(11)メタボローム解析					
		2502	ケミカルバイオロジー		(1)生体内機能発現、(2)医薬品探索、(3)診断薬探索、(4)農業開発、(5)化合物ライブラリー、(6)構造活性相関、(7)化学プローブ、(8)分子イメージング、(9)生体分子計測、(10)細胞内化学反応、(11)ポストゲノム創薬、(12)プロテオミクス、(13)分子進化工学					
	脳科学	2601	基盤・社会脳科学	A	(1)ゲノム脳科学、(2)エピジェネティクス、(3)脳分子プロファイリング、(4)ナノ脳科学、(5)ケミカルバイオロジー、(6)薬物脳科学、(7)脳機能プローブ、(8)脳イメージング、(9)光脳科学、(10)ニューロングリア相互作用、(11)脳機能モデル動物、(12)脳機能行動解析、(13)脳とリズム、(14)睡眠、(15)神経心理学・言語神経科学、(16)病態脳科学、(17)認知神経科学					
				B	(18)コミュニケーション、(19)対人関係、(20)社会行動、(21)発達・教育、(22)感性・情動・感情、(23)価値・報酬・懲罰、(24)動機づけ、(25)ニューロエコノミクス・ニューロマーケティング、(26)政治脳科学					
		2602	脳計測科学		(1)脳形態計測、(2)脳機能計測・非侵襲的脳活動計測、(3)リアルタイム脳血流計測、(4)脳活動記録（レコーディング）、(5)脳情報読み出し（デコーディング）、(6)感覚情報、(7)運動情報、(8)認知情報、(9)高次脳機能計測、(10)脳情報処理、(11)脳機能操作、(12)ブレインマシンインターフェイス					

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）
人文 社会系	総合人 文社会	地域研究	2701	地域研究		(1)ヨーロッパ、(2)ロシア・スラブ地域、(3)北アメリカ、(4)中・南アメリカ、(5)東アジア、(6)東南アジア、(7)南アジア、(8)西アジア・中央アジア、(9)アフリカ、(10)オセアニア、(11)世界、(12)地域間比較研究、(13)援助・地域協力
		ジェンダー	2801	ジェンダー		(1)性差・性別役割、(2)セクシュアリティ、(3)思想・運動・歴史、(4)法・政治、(5)経済・労働、(6)社会政策・社会福祉、(7)身体・表現・メディア、(8)科学技術・医療・生命、(9)教育・発達、(10)開発、(11)暴力・売買春、(12)比較文化、(13)女性学・男性学・クイア・スタディーズ、(14)キャリア、(15)男女共同参画、(16)国際比較
	人文学	哲学	2901	哲学・倫理学		(1)哲学原論・各論、(2)倫理学原論・各論、(3)西洋哲学、(4)西洋倫理学、(5)日本哲学、(6)日本倫理学、(7)比較哲学
			2902	中国哲学・印度哲学・仏教学	1	(1)中国哲学・思想、(2)中国仏教、(3)道教、(4)儒教
					2	(5)印度哲学・思想、(6)仏教学・仏教史全般
			2903	宗教学		(1)宗教学全般、(2)宗教史、(3)宗教社会学、(4)宗教哲学、(5)比較宗教学
			2904	思想史		(1)西洋思想史、(2)東洋・日本思想史、(3)比較思想史、(4)宗教思想史、(5)社会思想史、(6)政治思想史、(7)科学思想史、(8)芸術思想史
		芸術学	3001	美学・芸術諸学		(1)美学、(2)芸術哲学・芸術論、(3)音楽学・音楽史、(4)芸術諸学
			3002	美術史		(1)日本・東洋美術史、(2)西洋美術史、(3)比較美術史、(4)図像学・宗教美術史、(5)建築史、(6)工芸・意匠・服飾史
			3003	芸術一般		(1)表象文化論、(2)大衆芸術、(3)映画論、(4)舞台芸術論、(5)芸術政策・産業、(6)芸術表現、(7)メディア芸術
		文学	3101	日本文学		(1)日本文学一般、(2)古代文学、(3)中世文学、(4)近世文学、(5)近・現代文学、(6)漢文学、(7)関連書誌・文献、(8)関連文学理論・文学批評・比較文学
			3102	英米・英語圏文学		(1)英文学、(2)米文学、(3)英語圏文学、(4)関連文学理論・文学批評・書誌・文献、(5)比較文学
			3103	ヨーロッパ文学		(1)仏文学・仏語圏文学、(2)独文学・独語圏文学、(3)ロシア東欧文学、(4)その他のヨーロッパ語系文学、(5)西洋古典学、(6)関連文学理論・文学批評・書誌・文献、(7)比較文学
			3104	中国文学		(1)中国文学、(2)関連書誌・文献、(3)関連文学批評・文学理論、(4)比較文学
			3105	文学一般		(1)文学理論・批評、(2)比較文学論、(3)諸地域・諸言語の文学
		言語学	3201	言語学	1	(1)音声学、(2)音韻論、(3)形態論、(4)統語論、(5)意味論、(6)語用論、(7)談話研究、(8)文字論、(9)辞書論
					2	(10)社会言語学、(11)心理言語学、(12)言語の生物的基盤、(13)歴史言語学、(14)仏語学、(15)独語学、(16)中国語学、(17)その他の語学、(18)危機・少数言語、(19)神経言語学、(20)コーパス言語学
			3202	日本語学		(1)音声・音韻、(2)文法、(3)語彙・意味、(4)文字、(5)文章・文体、(6)方言、(7)言語生活、(8)日本語史、(9)日本語学史
			3203	英語学		(1)音声・音韻、(2)文法、(3)語彙・意味、(4)文体、(5)英語史、(6)英語学史、(7)英語の多様性
			3204	日本語教育		(1)日本語教育制度・言語政策、(2)教師論・教室研究、(3)教授法・カリキュラム、(4)第二言語習得理論、(5)教育工学・教材・教育メディア、(6)母語保持・バイリンガル教育、(7)異文化理解・異文化間コミュニケーション、(8)日本事情、(9)日本語教育史、(10)教育評価・測定
			3205	外国語教育	1	(1)教授法・カリキュラム論、(2)教育工学・教材・教育メディア一般、(3)eラーニング・コンピュータ支援学習(CALL)
	2	(4)第二言語習得理論、(5)早期外国語教育				
	3	(6)外国語教育制度・言語政策、(7)外国語教育論・教育史、(8)教育評価・測定、(9)外国語教師養成、(10)異文化間コミュニケーション・翻訳・通訳				
	史学	3301	史学一般		(1)世界史、(2)交流史、(3)比較史、(4)比較文明論、(5)グローバル化、(6)環境史、(7)島嶼・海域史、(8)史料研究	
		3302	日本史		(1)古代史、(2)中世史、(3)近世史、(4)近現代史、(5)地方史、(6)文化史、(7)宗教史、(8)環境史、(9)災害史、(10)都市史、(11)農村史、(12)日本史一般、(13)交流史、(14)史料研究	

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）
人文社会系	人文学	史学	3303	アジア史・アフリカ史		(1)中国古代・中近世史、(2)中国近現代史、(3)東アジア史、(4)東南アジア史、(5)オセアニア史、(6)南アジア史、(7)西アジア・イスラーム史、(8)中央ユーラシア史、(9)アフリカ史、(10)比較・交流史、(11)史料研究
			3304	ヨーロッパ史・アメリカ史		(1)ヨーロッパ古代史、(2)ヨーロッパ中世史、(3)西欧近現代史、(4)東欧近現代史、(5)南欧近現代史、(6)北欧近現代史、(7)南北アメリカ史、(8)比較・交流史、(9)史料研究
			3305	考古学		(1)考古学一般、(2)先史学、(3)歴史考古学、(4)日本考古学、(5)アジア考古学、(6)古代文明学、(7)物質文化学、(8)実験考古学、(9)埋蔵文化財研究、(10)情報考古学
		人文地理学	3401	人文地理学		(1)地理思想・方法論、(2)経済・交通地理学、(3)政治・社会地理学、(4)文化地理学、(5)都市地理学、(6)農村地理学、(7)歴史地理学、(8)地域環境・災害、(9)地理教育、(10)地域計画・地域政策、(11)地誌学、(12)地理情報システム、(13)絵図・地図
		文化人類学	3501	文化人類学・民俗学		(1)文化人類学、(2)民俗学、(3)民族学、(4)社会人類学、(5)比較民俗学、(6)物質文化、(7)先史・歴史、(8)芸能・芸術、(9)宗教・儀礼、(10)開発・援助、(11)医療、(12)移動・越境、(13)マイノリティ、(14)生態・環境、(15)メディア、(16)身体・スポーツ
	社会科学	法学	3601	基礎法学		(1)法哲学・法理学、(2)ローマ法、(3)法制史、(4)法社会学、(5)比較法、(6)外国法、(7)法政策学・立法学、(8)法と経済
			3602	公法学		(1)憲法、(2)行政法、(3)租税法、(4)国法学・憲法史、(5)憲法訴訟、(6)比較憲法・EU法、(7)行政組織法、(8)行政手続法、(9)行政救済法、(10)国際税法
			3603	国際法学		(1)国際公法、(2)国際私法、(3)国際人権・国籍法、(4)国際組織法、(5)国際経済法、(6)国際民事手続法、(7)国際取引法
			3604	社会法学		(1)労働法、(2)経済法、(3)社会保障法、(4)教育法
			3605	刑事法学		(1)刑法、(2)刑事訴訟法、(3)犯罪学、(4)刑事政策、(5)少年法、(6)法と心理
			3606	民事法学		(1)民法、(2)商法、(3)民事訴訟法、(4)会社法・企業組織法、(5)金融法、(6)証券法、(7)保険法、(8)倒産法、(9)紛争処理法制、(10)民事執行法
			3607	新領域法学		(1)環境法、(2)医事法、(3)情報・メディア法、(4)知的財産法、(5)法とジェンダー、(6)法学教育・法曹論・法教育、(7)法人・信託、(8)消費者法、(9)交通法、(10)土地法・住宅法、(11)司法制度論
		政治学	3701	政治学		(1)政治理論、(2)政治学方法論、(3)西洋政治思想史、(4)日本・アジア政治思想史、(5)政治史、(6)日本政治史、(7)日本政治、(8)政治過程論、(9)選挙研究、(10)新制度論、(11)政治経済学、(12)行政学、(13)地方自治、(14)比較政治、(15)公共政策
			3702	国際関係論		(1)国際理論、(2)外交史・国際関係史、(3)対外政策論、(4)安全保障論、(5)非伝統的安全保障・人間の安全保障、(6)国際政治経済論、(7)国際レジャー論、(8)国際統合論、(9)国際協調論、(10)国際交流論、(11)トランスナショナル関係、(12)グローバル・イシュー、(13)東アジア国際関係、(14)国際協力論
		経済学	3801	理論経済学		(1)ミクロ経済学、(2)マクロ経済学、(3)経済理論、(4)ゲーム理論、(5)行動経済学、(6)実験経済学、(7)進化経済学、(8)経済制度・体制論
			3802	経済学説・経済思想		(1)経済学説、(2)経済思想、(3)社会思想、(4)経済哲学
			3803	経済統計		(1)統計制度、(2)統計調査、(3)人口統計、(4)所得・資産分布、(5)国民経済計算、(6)計量経済学、(7)計量ファイナンス
			3804	経済政策		(1)国際経済学、(2)産業組織論、(3)経済発展論、(4)経済政策論、(5)都市経済学、(6)交通経済学、(7)地域経済学、(8)環境経済学、(9)資源経済学、(10)日本経済論、(11)経済事情
			3805	財政・公共経済		(1)財政学、(2)地方財政論、(3)公共経済学、(4)公共政策論、(5)医療経済学、(6)労働経済学、(7)社会保障論、(8)教育経済学、(9)法と経済学、(10)政治経済学
			3806	金融・ファイナンス		(1)金融論、(2)ファイナンス、(3)国際金融論、(4)企業金融、(5)保険論、(6)金融工学
			3807	経済史		(1)経済史、(2)経営史、(3)産業史
		経営学	3901	経営学	1	(1)経営組織、(2)経営財務、(3)経営情報、(4)経営管理、(5)企業の社会的責任、(6)経営学説
					2	(7)経営戦略、(8)国際経営、(9)技術経営、(10)ベンチャー企業、(11)人的資源管理
3902			商学		(1)マーケティング、(2)消費者行動、(3)広告、(4)流通・ロジスティクス、(5)マーケティングリサーチ、(6)商業、(7)保険	
3903			会計学		(1)財務会計、(2)管理会計、(3)会計監査、(4)簿記、(5)国際会計、(6)税務会計、(7)公会計、(8)環境会計	

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）	
人文社会系	社会科学	社会学	4001	社会学	1	(1)社会哲学・社会思想、(2)社会学史、(3)社会学理論・社会学方法論、(4)社会システム、(5)社会調査法、(6)数理社会学、(7)相互行為・社会関係、(8)社会集団・社会組織、(9)制度・構造・社会変動、(10)知識・科学・技術、(11)政治・権力・国家、(12)階級・階層・社会移動	
					2	(13)家族・親族・人口、(14)地域社会・村落・都市、(15)産業・労働、(16)福祉社会学、(17)文化・宗教・社会意識、(18)コミュニケーション・情報・メディア、(19)ジェンダー、(20)教育・学校、(21)医療社会学・障害学、(22)社会問題・社会運動、(23)差別・排除、(24)環境・公害、(25)国際社会・エスニシティ、(26)身体・スポーツ、(27)自我・アイデンティティ	
			4002	社会福祉学		(1)社会福祉原論・社会福祉思想、(2)社会福祉史、(3)社会保障・社会福祉政策、(4)福祉国家・福祉社会、(5)ソーシャルワーク、(6)貧困・公的扶助、(7)子ども福祉、(8)女性福祉、(9)障害(児)者福祉、(10)高齢者福祉、(11)家族福祉、(12)地域福祉、(13)精神保健福祉・医療福祉・介護福祉、(14)司法福祉・更生保護、(15)福祉マネジメント・権利擁護・評価、(16)国際福祉・福祉NGO、(17)ボランティア・福祉NPO、(18)社会福祉教育・実習	
		心理学		4101	社会心理学		(1)自己過程、(2)社会的認知・感情、(3)態度・信念、(4)社会的相互作用・対人関係、(5)対人コミュニケーション、(6)集団・リーダーシップ、(7)集合現象・社会現象、(8)産業・組織・人事、(9)文化、(10)社会問題、(11)環境・環境問題、(12)メディア・電子ネットワーク、(13)消費者行動
				4102	教育心理学		(1)発達、(2)親子関係、(3)発達障害、(4)パーソナリティ、(5)教授法・学習、(6)教育測定・評価、(7)教育相談、(8)対人関係・行動、(9)自己・個人内過程、(10)学校・学級・教師
				4103	臨床心理学		(1)心理的障害、(2)犯罪・非行、(3)心理アセスメント、(4)心理療法、(5)心理学的介入、(6)非言語コミュニケーション、(7)カウンセリング・学生相談、(8)心理面接過程、(9)事例研究、(10)セルフヘルプグループ、(11)セラピスト論、(12)地域援助、(13)健康心理学・健康開発、(14)心理リハビリテーション
				4104	実験心理学		(1)生理、(2)感覚・知覚・感性、(3)意識・認知・注意、(4)記憶、(5)感情・情動・動機付け、(6)思考・推論・言語、(7)学習・行動分析、(8)進化・発達・比較認知、(9)原理・歴史・心理学研究法
		教育学		4201	教育学	1	(1)教育哲学、(2)教育思想、(3)教育史、(4)カリキュラム論、(5)学習指導論、(6)学力論、(7)教育方法、(8)教育評価、(9)教師教育
	2		(10)教育行財政、(11)学校経営、(12)学校教育、(13)幼児教育・保育、(14)生涯学習、(15)社会教育、(16)家庭教育、(17)教育政策				
			4202	教育社会学		(1)教育社会学、(2)教育経済学、(3)教育人類学、(4)教育政策、(5)比較教育、(6)人材開発・開発教育、(7)学校組織・学校文化、(8)教師・生徒文化、(9)青少年問題、(10)学力問題、(11)多文化教育、(12)ジェンダーと教育、(13)教育調査法、(14)教育情報システム	
			4203	教科教育学	1	(1)各教科の教育(国語、算数・数学、理科、社会、地理・歴史、公民、生活、音楽、図画工作・美術工芸、家庭、技術、英語、情報)、(2)専門教科の教育(工業、商業、農業、水産、看護、福祉)	
	2				(3)カリキュラム構成・開発、(4)教材開発、(5)教科外教育(総合的学習、道徳、特別活動)、(6)生活指導・生徒指導、(7)進路指導、(8)教員養成		
			4204	特別支援教育		(1)理念・思想・歴史、(2)制度・政策・行政、(3)心理学的臨床・実験、(4)アセスメント、(5)指導・支援・評価、(6)支援体制・コーディネーター、(7)コンサルテーション・カウンセリング、(8)家族・権利擁護、(9)共生社会・インクルージョン、(10)早期発見・早期支援、(11)通常学級・リソースルーム、(12)特別支援学校、(13)高等教育・キャリア教育、(14)発達障害・情緒障害、(15)知的障害、(16)視覚障害・聴覚障害・言語障害、(17)肢体不自由・病弱・身体虚弱、(18)学習困難・不応性・非行、(19)ギフテッド・才能	
	理工系	総合理工	ナノ・マイクロ科学	4301	ナノ構造化学		(1)ナノ構造化学、(2)ナノ構造作製、(3)クラスター・ナノ粒子、(4)フラウン・ナノチューブ・グラフェン、(5)メゾスコピック化学、(6)階層構造・超構造、(7)ナノ表面・界面、(8)自己組織化
				4302	ナノ構造物理		(1)ナノチューブ・グラフェン、(2)ナノ構造物性、(3)ナノ物性制御、(4)ナノマイクロ物理、(5)ナノプローブ、(6)量子情報、(7)量子効果、(8)量子ドット、(9)量子デバイス、(10)電子デバイス、(11)スピンドバイス、(12)ナノトライボロジー
				4303	ナノ材料化学		(1)ナノ材料創製、(2)ナノ材料解析・評価、(3)ナノ表面・界面、(4)ナノ機能材料、(5)ナノ構造形成・制御、(6)分子素子、(7)ナノ粒子、(8)フラウン・ナノチューブ・グラフェン、(9)ナノカーボン材料、(10)1分子化学、(11)ナノ光デバイス、(12)分子デバイス
4304				ナノ材料工学		(1)ナノ結晶材料・コンポジット、(2)ナノ粒子・ワイヤー・シート、(3)ナノドット・レイヤー、(4)ナノ欠陥制御、(5)ヘテロ・ホモ構造、(6)ナノ材料・創製プロセス、(7)ナノ加工・成形プロセス、(8)ナノカーボン応用、(9)ナノマイクロ構造解析・評価・試験法	

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）	
理工系	総合理工	ナノ・マイクロ科学	4305	ナノバイオサイエンス		(1) DNA デバイス、(2) ナノ合成、(3) 分子マニピュレーション、(4) バイオチップ、(5) 1 分子生理・生化学、(6) 1 分子生体情報学、(7) 1 分子科学、(8) 1 分子イメージング・ナノ計測、(9) ゲノム工学	
			4306	ナノマイクロシステム		(1) MEMS・NEMS、(2) ナノマイクロファブリケーション、(3) ナノマイクロ光デバイス、(4) ナノマイクロ化学システム、(5) ナノマイクロバイオシステム、(6) ナノマイクロメカニクス、(7) ナノマイクロセンサー	
		応用物理学	4401	応用物性		(1) 磁性体、(2) 超伝導体、(3) 誘電体、(4) 光物性、(5) 微粒子、(6) 有機分子、(7) 液晶、(8) 新機能材料、(9) スピントロニクス、(10) 有機・分子エレクトロニクス、(11) バイオエレクトロニクス	
			4402	結晶工学		(1) 金属、(2) 半導体、(3) 非晶質、(4) 微結晶、(5) セラミックス、(6) 結晶成長、(7) エピタキシャル成長、(8) 結晶評価、(9) ヘテロ構造、(10) 電子・光機能	
			4403	薄膜・表面界面物性		(1) 強誘電体薄膜、(2) カーボン系薄膜、(3) 酸化エレクトロニクス、(4) 薄膜新材料、(5) 表面、(6) 界面、(7) 真空、(8) ビーム応用、(9) 走査プローブ顕微鏡、(10) 電子顕微鏡	
			4404	光工学・光量子科学		(1) 光学素子・装置・材料、(2) 光情報処理、(3) 視覚工学、(4) 量子エレクトロニクス、(5) レーザー、(6) 非線形光学、(7) 量子光学、(8) フォトニック結晶、(9) 光エレクトロニクス、(10) 微小光学、(11) 光計測、(12) 光記録、(13) 光制御、(14) 光プロセッシング	
			4405	プラズマエレクトロニクス		(1) プラズマ、(2) プラズマプロセス、(3) プラズマ応用、(4) 反応性プラズマ、(5) プラズマ化学、(6) プラズマ処理、(7) プラズマ計測	
			4406	応用物理学一般		(1) 力、(2) 熱、(3) 音、(4) 振動、(5) 電磁気、(6) 物理計測・制御、(7) 標準、(8) センサー、(9) エネルギー変換、(10) 放射線、(11) 加速器	
		量子ビーム科学	4501	量子ビーム科学		(1) 加速器要素技術開発、(2) 量子ビーム測定手法、(3) データ処理・解析手法、(4) 検出器、(5) 量子ビーム産業応用、(6) 量子ビーム医療応用、(7) 小型量子ビーム発生技術、(8) レーザー、(9) X線、(10) ガンマ線、(11) 放射光、(12) 中性子、(13) ミュオン、(14) 電子・陽電子、(15) ニュートリノ、(16) イオンビーム、(17) 陽子ビーム、(18) その他の量子ビーム	
		計算科学	4601	計算科学		(1) 数理工学(数理解析・計画・設計・最適化)、(2) 計算力学、(3) 数値シミュレーション、(4) マルチスケール、(5) 大規模計算、(6) 超並列計算(並列化計算、3次元計算)、(7) 数値計算法、(8) 先進アルゴリズム	
		数物系科学	数学	4701	代数学	1	(1) 数論、(2) 数論幾何学、(3) 群論(含 群の表現論)、(4) 代数的組み合わせ論
						2	(5) 代数幾何、(6) 環論(含 リー環)、(7) 代数一般(含 代数解析、計算代数、代数学の応用)
				4702	幾何学	1	(1) リーマン幾何(含 幾何解析)、(2) シンプレクティック幾何(含 接触幾何)、(3) 複素幾何、(4) 微分幾何一般(含 種々の幾何構造、離散幾何)
						2	(5) 位相幾何学(代数的位相幾何学、位相空間論)、(6) 微分位相幾何(葉層構造、特異点、位相変換群)、(7) 低次元トポロジー(結び目理論、3次元多様体論、4次元多様体論)
				4703	解析学基礎	1	(1) 関数解析(含 作用素論・表現論)、(2) 作用素環、(3) 力学系・可積分系、(4) 代数解析
2	(5) 実解析、(6) 複素解析、(7) 確率論、(8) 基礎解析一般(含 関数空間論・応用解析の基礎)						
4704	数学解析				(1) 関数方程式、(2) 応用解析、(3) 非線形解析(含 変分解析・非線形現象)		
4705	数学基礎・応用数学				(1) 数学基礎論、情報数理、(2) 離散数学、(3) 数値解析・数理モデル(含 予測理論、最適化、データ解析)、(4) 統計数学(含 ゲーム理論、実験計画法、凸計画問題、決定理論、推定論、検定論、確率過程の推測)、(5) 応用数学一般		
天文学	4801			天文学		(1) 光学赤外線天文学、(2) 電波天文学、(3) 太陽物理学、(4) 位置天文学、(5) 理論天文学、(6) X線γ線天文学	
物理学	4901			素粒子・原子核・宇宙線・宇宙物理	1	(1) 素粒子(理論)、(2) 原子核(理論)、(3) 宇宙線(理論)、(4) 宇宙物理(理論)、(5) 相対論・重力(理論)	
		2	(6) 素粒子(実験)、(7) 原子核(実験)、(8) 宇宙線(実験)、(9) 宇宙物理(実験)、(10) 相対論・重力(実験)、(11) 加速器、(12) 粒子測定技術				
	4902	物性 I		(1) 半導体、(2) メゾスコピック系・局在、(3) 光物性、(4) 表面・界面、(5) 結晶成長、(6) 誘電体、(7) 格子欠陥、(8) X線・粒子線、(9) フォノン物性、(10) スピン物性(半導体)			

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）
理工系	数物系科学	物理学	4903	物性Ⅱ	1	(1)磁性、(2)磁気共鳴
					2	(3)強相関係、(4)高温超伝導、(5)金属、(6)超低温・量子凝縮系、(7)超伝導・密度波、(8)分子性固体・有機導体
			4904	数理物理・物性基礎		(1)統計物理学、(2)物性基礎論、(3)数理物理、(4)可積分系、(5)非平衡・非線形物理学、(6)応用数学、(7)力学、(8)流体物理、(9)不規則系、(10)計算物理学
			4905	原子・分子・量子エレクトロニクス		(1)原子・分子、(2)量子エレクトロニクス、(3)量子情報、(4)放射線、(5)ビーム物理
			4906	生物物理・化学物理・ソフトマターの物理		(1)生命現象の物理、(2)生体物質の物理、(3)数理生物学、(4)ガラス・液体・溶液、(5)光応答・光合成・化学反応、(6)高分子・液晶・ゲル、(7)エマルジョン・膜・コロイド、(8)界面・ぬれ・接着・破壊、(9)生物物理一般、(10)化学物理一般、(11)ソフトマターの物理一般
		地球惑星科学	5001	固体地球惑星物理学		(1)地震現象、(2)火山現象、(3)地震発生予測・火山噴火予測、(4)地震災害・火山災害、(5)地殻変動・海底変動、(6)地磁気、(7)重力、(8)テクトニクス、(9)内部構造、(10)内部ダイナミクス・物性、(11)固体惑星・衛星・小惑星、(12)惑星形成・進化、(13)固体惑星探査、(14)観測手法
			5002	気象・海洋物理・陸水学		(1)気象、(2)気候、(3)惑星大気、(4)大気海洋相互作用、(5)地球流体力学、(6)海洋物理、(7)地球環境システム、(8)陸域水循環・物質循環、(9)水収支
			5003	超高層物理学		(1)地球惑星磁気圏、(2)地磁気変動、(3)地球惑星電離圏、(4)地球惑星上層大気、(5)オーロラ・磁気嵐、(6)太陽風・惑星間空間、(7)太陽地球システム・宇宙天気、(8)宇宙プラズマ・プラズマ波動、(9)惑星プラズマ・大気探査
			5004	地質学		(1)地域地質、(2)海洋地質、(3)付加体・造山帯、(4)構造地質・テクトニクス、(5)火山・活断層・災害地質、(6)環境・水理地質、(7)第四紀学、(8)応用・都市地質、(9)堆積・燃料地質、(10)地球史・惑星地質、(11)情報地質、(12)地学史
			5005	層位・古生物学		(1)層序、(2)化石、(3)系統・進化・多様性、(4)機能・形態、(5)古生態、(6)古生物地理、(7)古環境、(8)古海洋
	5006		岩石・鉱物・鉱床学		(1)地球惑星物質、(2)地球惑星進化、(3)地殻・マントル・核、(4)マグマ・火成岩、(5)変成岩、(6)鉱物物理、(7)天然・人工結晶、(8)元素分別濃集過程、(9)鉱床形成、(10)鉱物資源、(11)生体・環境鉱物	
	5007		地球宇宙化学		(1)地球宇宙物質、(2)物質循環、(3)元素・分子分布、(4)同位体・放射年代、(5)宇宙・惑星化学、(6)地殻・マントル化学、(7)有機地球化学、(8)生物圏地球化学、(9)大気圏・水圏化学、(10)環境化学・地球環境化学、(11)計測手法	
	プラズマ科学	5101	プラズマ科学		(1)基礎・放電プラズマ、(2)宇宙・天体プラズマ、(3)核燃焼プラズマ、(4)高エネルギー密度科学、(5)複合プラズマ、(6)反応性プラズマ、(7)プラズマ化学、(8)プラズマ応用、(9)プラズマ計測、(10)プラズマ制御・レーザー、(11)プラズマ粒子加速、(12)電子ビーム・イオンビームへの応用、(13)ミリ波・テラヘルツ波への応用	
	化学	基礎化学	5201	物理化学		(1)構造化学、(2)電子状態、(3)分子動力学、(4)化学反応、(5)反応動力学、(6)分子分光、(7)表面・界面、(8)溶液、(9)クラスター、(10)理論化学、(11)生物物理化学
			5202	有機化学		(1)構造有機化学、(2)反応有機化学、(3)有機合成化学、(4)有機元素化学、(5)有機光化学、(6)物理有機化学、(7)理論有機化学
			5203	無機化学		(1)金属錯体化学、(2)有機金属化学、(3)無機固体化学、(4)生物無機化学、(5)核・放射化学、(6)超分子錯体、(7)多核・クラスター錯体、(8)配位高分子、(9)溶液化学、(10)ナノマテリアル、(11)結晶構造、(12)触媒、(13)元素資源
		複合化学	5301	機能物性化学		(1)光物性、(2)電子物性、(3)スピン、(4)複合物性、(5)分子素子、(6)超分子、(7)液晶、(8)結晶、(9)薄膜、(10)表面・界面、(11)コロイド・量子ドット、(12)電気化学
			5302	合成化学		(1)選択的合成、(2)錯体・有機金属触媒、(3)ファインケミカルズ、(4)不斉合成、(5)触媒設計・反応、(6)環境調和型合成、(7)反応場、(8)自動合成、(9)生体模倣合成、(10)コンビナトリアル合成、(11)有機分子触媒、(12)天然物合成、(13)合成関連資源
			5303	高分子化学		(1)高分子合成、(2)高分子反応・分解、(3)不斉重合、(4)自己組織化高分子、(5)高分子構造、(6)高分子物性、(7)機能性高分子、(8)生体関連高分子、(9)高分子錯体、(10)高分子薄膜・表面、(11)重合触媒、(12)高分子資源
			5304	分析化学		(1)サンプリング・前処理、(2)溶媒・固相抽出、(3)機器分析、(4)スペクトル分析、(5)レーザー分光、(6)質量分析、(7)X線・電子分光、(8)界面・微粒子分析、(9)電気化学分析、(10)化学・バイオセンサー、(11)分離分析、(12)クロマトグラフィー、(13)電気泳動分析、(14)流れ分析(FIA)、(15)マイクロ流路分析、(16)分析試薬、(17)環境分析、(18)有機・高分子分析、(19)バイオ分析
複合化学		5305	生体関連化学		(1)核酸関連化学、(2)タンパク質・酵素化学、(3)糖質関連化学・糖鎖工学、(4)天然物有機化学、(5)生物無機化学、(6)生体関連反応、(7)分子認識、(8)生体機能化学、(9)バイオテクノロジー、(10)生体触媒、(11)生体機能材料、(12)生体構造化学	

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）	
理工系	化学	複合化学	5306	グリーン・環境化学		(1)環境計測、(2)センサー・モニタリング、(3)汚染物質評価、(4)汚染指標物質、(5)環境評価、(6)環境情報化学、(7)汚染物質、(8)汚染除去材料、(9)環境負荷低減物質、(10)生分解性物質、(11)環境修復材料、(12)グリーンケミストリー、(13)サステナブルケミストリー、(14)リサイクル、(15)元素回収、(16)安全化学、(17)資源分析	
			5307	エネルギー関連化学		(1)エネルギー変換、(2)低炭素化学、(3)高機能触媒、(4)光触媒、(5)分子素子材料、(6)エネルギー資源、(7)省エネルギー化学	
		材料化学	5401	有機・ハイブリッド材料		(1)液晶、(2)結晶、(3)有機半導体材料、(4)有機光学材料、(5)有機無機ハイブリッド材料、(6)分子素子材料、(7)機能材料	
			5402	高分子・繊維材料		(1)高分子材料物性、(2)高分子材料合成、(3)繊維材料、(4)ゴム材料、(5)ゲル、(6)高分子機能材料、(7)天然・生体高分子材料、(8)ポリマーアロイ、(9)高分子系複合材料、(10)高分子・繊維加工	
			5403	無機工業材料		(1)結晶、(2)ガラス、(3)セラミックス、(4)金属材料、(5)層状・層間化合物、(6)イオン交換体、(7)イオン伝導体、(8)光触媒、(9)高機能触媒、(10)電気化学材料、(11)ナノ粒子・量子ドット、(12)多孔体	
			5404	デバイス関連化学		(1)半導体デバイス、(2)電気・磁気・光デバイス、(3)生体機能応用デバイス、(4)電池、(5)分子センサー	
		工学	機械工学	5501	機械材料・材料力学		(1)材料設計・プロセス・物性・評価、(2)連続体力学、(3)構造力学、(4)損傷力学、(5)破壊、(6)疲労、(7)環境強度、(8)信頼性設計、(9)生体力学、(10)ナノマイクロ材料力学、(11)バイオ材料力学
				5502	生産工学・加工学		(1)生産モデリング、(2)生産システム、(3)生産管理、(4)工程設計、(5)工作機械、(6)成形加工、(7)切削・研削加工、(8)特殊加工、(9)超精密加工、(10)ナノマイクロ加工、(11)精密位置決め・加工計測
				5503	設計工学・機械機能要素・トライボロジー		(1)設計工学、(2)形状モデリング、(3)CAD・CAM・CAE、(4)創造工学、(5)機構学、(6)機械要素、(7)機能要素、(8)故障診断、(9)安全・安心設計、(10)ライフサイクル設計、(11)リサイクル設計、(12)トライボロジー、(13)ナノマイクロトライボロジー
				5504	流体工学		(1)数値流体力学、(2)流体計測、(3)圧縮・非圧縮流、(4)乱流、(5)混相流、(6)反応流、(7)非ニュートン流、(8)マイクロ流、(9)分子流体力学、(10)バイオ流体力学、(11)環境流体力学、(12)音響、(13)流体機械、(14)油空圧機器
	5505			熱工学		(1)熱物性、(2)対流、(3)伝導、(4)輻射、(5)物質輸送、(6)燃焼、(7)ナノマイクロ熱工学、(8)熱機関、(9)冷凍・空調、(10)伝熱機器、(11)エネルギー工学、(12)バイオ熱工学	
	5506			機械力学・制御		(1)運動力学、(2)動的設計、(3)振動学、(4)振動解析・試験、(5)制御機器、(6)モーションコントロール、(7)振動制御、(8)機械計測、(9)耐震・免震設計、(10)交通機械制御、(11)音響情報・制御、(12)音響エネルギー	
	5507			知能機械学・機械システム		(1)ロボティクス、(2)メカトロニクス、(3)ナノマイクロメカトロニクス、(4)バイオメカニクス、(5)ソフトメカニクス、(6)情報機器・知能機械システム、(7)精密機械システム、(8)人間機械システム、(9)情報システム	
	電気電子工学		5601	電力工学・電力変換・電気機器		(1)電気エネルギー工学(発生・変換・貯蔵、省エネルギーなど)、(2)電力系統工学、(3)電気機器、(4)パワーエレクトロニクス、(5)電気有効利用、(6)電気・電磁環境、(7)照明	
			5602	電子・電気材料工学		(1)電気・電子材料(半導体、誘電体、磁性体、超誘電体、有機物、絶縁体、超伝導体など)、(2)薄膜・量子構造、(3)厚膜、(4)作成・評価技術	
			5603	電子デバイス・電子機器		(1)電子デバイス・集積回路、(2)回路設計・CAD、(3)光デバイス・光回路、(4)量子デバイス・スピンデバイス、(5)マイクロ波・ミリ波・テラヘルツ波、(6)波動利用工学、(7)バイオデバイス、(8)記憶・記録、(9)表示、(10)センシングデバイス、(11)微細プロセス技術、(12)インターコネクト・パッケージのシステム化・応用	
			5604	通信・ネットワーク工学		(1)電子回路網、(2)非線形理論・回路、(3)情報理論、(4)信号処理、(5)通信方式(無線、有線、衛星、光、移動)、(6)変復調、(7)符号化、(8)プロトコル、(9)アンテナ、(10)中継・交換、(11)ネットワーク・LAN、(12)マルチメディア、(13)暗号・セキュリティ	
			5605	計測工学		(1)計測理論、(2)計測機器、(3)計測システム、(4)信号処理、(5)センシング情報処理	
			5606	制御・システム工学		(1)制御理論、(2)システム理論、(3)知識型制御、(4)制御機器、(5)制御システム、(6)複雑系、(7)システム情報(知識)処理、(8)社会システム工学、(9)経営システム工学、(10)環境システム工学、(11)生産システム工学、(12)バイオシステム工学	
	土木工学		5701	土木材料・施工・建設マネジメント		(1)コンクリート、(2)鋼材、(3)高分子材料、(4)複合材料・新材料、(5)木材、(6)施工、(7)舗装・瀝青材料、(8)維持・管理、(9)建設事業計画・設計、(10)建設マネジメント、(11)地下空間、(12)土木情報学	
			5702	構造工学・地震工学・維持管理工学		(1)応用力学、(2)構造工学、(3)鋼構造、(4)コンクリート構造、(5)複合構造、(6)風工学、(7)地震工学、(8)耐震構造、(9)地震防災、(10)維持管理工学	

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）
理 工 系	工学	土木工学	5703	地盤工学		(1)土質力学、(2)基礎工学、(3)岩盤工学、(4)土质地質、(5)地盤の挙動、(6)地盤と構造物、(7)地盤防災、(8)地盤環境工学、(9)トンネル工学
			5704	水工学		(1)水理学、(2)環境水理学、(3)水文学、(4)河川工学、(5)水資源工学、(6)海岸工学、(7)港湾工学、(8)海洋工学
			5705	土木計画学・交通工学		(1)土木計画、(2)地域都市計画、(3)国土計画、(4)防災計画・環境計画、(5)交通計画、(6)交通工学、(7)鉄道工学、(8)測量・リモートセンシング、(9)景観・デザイン、(10)土木史
			5706	土木環境システム		(1)環境計画・管理、(2)環境システム、(3)環境保全、(4)用排水システム、(5)廃棄物、(6)土壌・水環境、(7)大気循環・騒音振動、(8)環境生態
		建築学	5801	建築構造・材料		(1)荷重論、(2)構造解析、(3)構造設計、(4)コンクリート構造、(5)鋼構造、(6)木構造、(7)合成構造、(8)基礎構造、(9)構造材料、(10)建築工法、(11)保全技術、(12)地震防災、(13)構造制御、(14)耐震設計、(15)耐風設計
			5802	建築環境・設備		(1)音・振動環境、(2)光環境、(3)熱環境、(4)空気環境、(5)環境設備計画、(6)環境心理生理、(7)建築設備、(8)火災工学、(9)地球・都市環境、(10)環境設計
			5803	都市計画・建築計画		(1)計画論、(2)設計論、(3)住宅論、(4)各種建物・地域施設、(5)都市・地域計画、(6)行政・制度、(7)建築・都市経済、(8)生産管理、(9)防災計画、(10)景観・環境計画
			5804	建築史・意匠		(1)建築史、(2)都市史、(3)建築論、(4)意匠、(5)様式、(6)景観・環境、(7)保存・再生
		材料工学	5901	金属物性・材料		(1)電子・磁気物性、(2)力学・熱・光物性、(3)表界面・薄膜物性、(4)磁性・電子・情報材料、(5)超伝導・半導体材料、(6)アモルファス・金属ガラス・準結晶、(7)第一原理計算・材料設計シミュレーション、(8)原子・電子構造評価、(9)拡散・相変態・状態図
			5902	無機材料・物性		(1)結晶構造・組織制御、(2)力学・電子・電磁・光・熱物性、(3)表界面制御、(4)機能性セラミックス材料、(5)機能性ガラス材料、(6)構造用セラミックス材料、(7)カーボン材料、(8)誘電体、(9)無機材料創成・合成プロセス
			5903	複合材料・表界面工学		(1)機能性複合材料、(2)構造用複合材料、(3)ハイブリッド・スマート・生体材料、(4)表界面・粒界制御、(5)プラズマ処理・レーザー加工・表面処理、(6)耐久性・環境劣化・モニタリング・評価、(7)接合・接着・溶接、(8)易リサイクル接合・複合、(9)設計・作製プロセス・加工、(10)複合高分子
			5904	構造・機能材料		(1)強度・破壊靱性、(2)信頼性、(3)エネルギー材料、(4)燃料電池・電池材料、(5)センサー・光機能材料、(6)生体・医療・福祉材料、(7)多機能材料、(8)社会基盤構造材料、(9)機能性高分子材料
	5905		材料加工・組織制御工学		(1)塑性加工・成形、(2)加工・熱処理、(3)精密・特殊加工プロセス、(4)結晶・組織制御、(5)電気化学プロセス、(6)粉末プロセス・粉末冶金、(7)薄膜プロセス・めっき・配線、(8)電極触媒・作用	
	5906		金属・資源生産工学		(1)反応・分離・精製、(2)融体・凝固、(3)鑄造、(4)結晶育成・成長、(5)各種製造プロセス、(6)エコマテリアル化・省エネルギープロセス、(7)希少資源代替プロセス・ユビキタス化、(8)環境浄化・低負荷・環境調和、(9)リサイクル・循環・再利用・変換、(10)資源分離・保障・確保	
	プロセス・化学工学	6001	化工物性・移動操作・単位操作		(1)平衡・輸送物性、(2)流動・伝熱・物質移動操作、(3)蒸留、(4)抽出、(5)吸収、(6)吸着、(7)イオン交換、(8)膜分離、(9)異相分離、(10)超高度分離、(11)攪拌・混合操作、(12)粉粒体操作、(13)晶析操作、(14)薄膜・微粒子形成操作、(15)高分子成形加工操作	
		6002	反応工学・プロセスシステム		(1)気・液・固・超臨界流体反応操作、(2)新規反応場、(3)反応速度、(4)反応機構、(5)反応装置、(6)材料合成プロセス、(7)重合プロセス、(8)計測、(9)センサー、(10)プロセス制御、(11)プロセスシステム設計、(12)プロセス情報処理、(13)プロセス運転・設備管理	
		6003	触媒・資源化学プロセス		(1)触媒反応、(2)触媒調製化学、(3)触媒機能解析、(4)エネルギー変換プロセス、(5)化石燃料有効利用技術、(6)資源・エネルギー有効利用技術、(7)省資源・省エネルギー技術、(8)燃焼技術	
		6004	生物機能・バイオプロセス		(1)生体触媒工学、(2)生物機能工学、(3)食品工学、(4)医用化学工学、(5)バイオ生産プロセス、(6)生物環境プロセス、(7)マイクロ・ナノバイオプロセス、(8)応用生物電気化学、(9)バイオリクター、(10)バイオセンサー、(11)バイオセパレーション、(12)バイオリファイナリー、(13)生物情報工学	
	総合工学	6101	航空宇宙工学		(1)航空宇宙流体力学、(2)構造・材料、(3)振動・強度、(4)誘導・航法・制御、(5)推進・エンジン、(6)飛行力学、(7)航空宇宙システム、(8)設計・計装、(9)特殊航空機、(10)宇宙利用・探査、(11)航空宇宙環境	
		6102	船舶海洋工学		(1)推進・運動性能、(2)材料・構造力学、(3)船舶海洋流体力学、(4)計画・設計・生産システム、(5)建造・艦装、(6)海上輸送システム、(7)船用機関・燃料、(8)海洋環境、(9)海洋資源・エネルギー、(10)海洋探査・機器、(11)海中・海底工学、(12)極地工学、(13)海事システム	

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）
理工系	工学	総合工学	6103	地球・資源システム工学		(1)応用地質、(2)地殻工学、(3)リモートセンシング、(4)地球計測、(5)地球システム、(6)資源探査、(7)資源開発、(8)資源評価、(9)資源処理、(10)廃棄物地下保存・処分、(11)地層汚染修復、(12)深地層開発、(13)素材資源、(14)再生可能資源・エネルギー、(15)資源経済
			6104	核融合学		(1)炉心プラズマ、(2)周辺・ダイバータプラズマ、(3)プラズマ計測、(4)核融合理論・シミュレーション、(5)プラズマ・壁相互作用、(6)プラズマ対向機器・加熱機器、(7)燃料・ブランケット、(8)低放射化材料、(9)電磁・マグネット、(10)慣性核融合、(11)核融合システム工学、(12)安全・生物影響・社会環境
			6105	原子力学		(1)放射線工学・ビーム科学、(2)炉物理・核データ、(3)原子力計測・放射線物理、(4)熱流動、(5)構造、(6)システム設計・安全工学、(7)原子力材料・核燃料、(8)同位体・放射線化学、(9)燃料サイクル、(10)バックエンド、(11)新型原子炉、(12)保健物理・環境安全、(13)原子力社会環境
			6106	エネルギー学		(1)エネルギー生成・変換、(2)エネルギー輸送・貯蔵、(3)エネルギー節約・効率利用、(4)エネルギーシステム、(5)環境調和、(6)自然エネルギーの利用
生物系	総合生物	神経科学	6201	神経生理学・神経科学一般		(1)分子・細胞神経科学、(2)発生・発達・再生神経科学、(3)神経内分泌学、(4)臨床神経科学、(5)神経情報処理、(6)行動神経科学、(7)計算論的神経科学、(8)システム神経生理学、(9)体性・内臓・特殊感覚
			6202	神経解剖学・神経病理学	A	[神経解剖学] (1)神経回路網、(2)神経組織学、(3)分子神経生物学、(4)神経微細形態学、(5)神経組織細胞化学、(6)神経発生・分化・異常、(7)神経再生・神経可塑性、(8)神経実験形態学、(9)脳画像解剖学、(10)神経細胞学
					B	[神経病理学] (11)神経細胞病理学、(12)分子神経病理学、(13)神経変性疾患、(14)脳発達障害・代謝性疾患、(15)認知症疾患、(16)脳循環障害、(17)脳腫瘍、(18)脊髄・末梢神経・筋肉疾患
			6203	神経化学・神経薬理学		(1)分子・細胞・神経生物学、(2)発生・分化・老化、(3)神経伝達物質・受容体、(4)細胞内情報伝達、(5)グリア細胞、(6)精神・神経疾患の病態と治療、(7)幹細胞生物学・再生・修復、(8)神経可塑性、(9)中枢・末梢神経薬理学、(10)神経創薬、(11)神経ゲノム科学
		実験動物学	6301	実験動物学		(1)環境・施設、(2)感染症、(3)凍結保存、(4)安全性、(5)疾患モデル、(6)育種遺伝、(7)発生工学、(8)実験動物福祉、(9)動物実験技術、(10)リサーチバイオリソース、(11)評価技術
		腫瘍学	6401	腫瘍生物学	A	(1)ゲノム不安定性、(2)エピジェネティクス、(3)がんゲノム解析、(4)発がん、(5)炎症とがん、(6)実験動物モデル、(7)遺伝子改変動物、(8)がん遺伝子、(9)がん制御遺伝子、(10)シグナル伝達、(11)DNA複製、(12)細胞周期、(13)がん遺伝、(14)アポトーシス、(15)細胞極性、(16)細胞接着・運動、(17)浸潤・転移、(18)がん細胞の特性、(19)がん微小環境、(20)血管新生、(21)リンパ管新生、(22)幹細胞、(23)細胞老化、(24)細胞不死化
					B	(25)疫学研究、(26)バイオバンク、(27)遺伝子環境交互作用、(28)予防介入研究、(29)化学予防、(30)がん研究と社会の接点
			6402	腫瘍診断学		(1)ゲノム解析、(2)プロテオミクス解析、(3)発現解析、(4)がんの個性診断、(5)オーダーメイド治療、(6)薬効評価と予測、(7)バイオマーカー、(8)腫瘍マーカー、(9)分子イメージング、(10)エピゲノム、(11)miRNA、(12)機能性RNA
			6403	腫瘍治療学		(1)抗がん物質探索・ケミカルバイオロジー、(2)化学療法、(3)分子標的治療、(4)内分泌療法、(5)ドラッグデリバリー、(6)物理療法、(7)遺伝子治療、(8)核酸治療、(9)細胞療法、(10)液性免疫、(11)細胞免疫、(12)抗体療法、(13)免疫療法、(14)ワクチン療法、(15)細胞免疫療法、(16)サイトカイン、(17)免疫抑制、(18)免疫活性化
		ゲノム科学	6501	ゲノム生物学		(1)ゲノム構造多様性、(2)動物ゲノム、(3)植物ゲノム、(4)微生物ゲノム、(5)メタゲノム、(6)オルガネラゲノム、(7)ゲノム進化、(8)ゲノム構築、(9)ゲノム維持修復、(10)ゲノム機能発現、(11)遺伝子発現調節、(12)トランスクリプトーム、(13)プロテオーム、(14)メタボローム、(15)エピゲノム、(16)比較ゲノム、(17)生物多様性
			6502	ゲノム医科学		(1)疾患関連遺伝子、(2)個別化医療、(3)遺伝子診断、(4)ヒトゲノム構造多様性、(5)ゲノム創薬、(6)再生医療、(7)ゲノムワイド関連解析、(8)ヒトゲノム配列再解析、(9)疾患モデル生物ゲノム、(10)疾患エピゲノミクス、(11)ヒト集団遺伝学、(12)遺伝統計学、(13)メディカルインフォマティクス、(14)ヒト・動物細菌叢
			6503	システムゲノム科学		(1)遺伝子ネットワーク、(2)蛋白質ネットワーク、(3)代謝ネットワーク、(4)発生分化、(5)合成生物学、(6)データベース生物学、(7)バイオデータベース、(8)モデル化とシミュレーション、(9)バイオインフォマティクス、(10)ゲノム解析技術、(11)機能性RNA、(12)エピゲノム制御、(13)ゲノム生物学、(14)遺伝子資源
		生物資源保全学	6601	生物資源保全学		(1)保全生物、(2)生物多様性保全、(3)系統生物保全、(4)遺伝子資源保全、(5)生態系保全、(6)在来種保全、(7)微生物保全、(8)細胞・組織・種子保存

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）
生物系	生物学	生物科学	6701	分子生物学		(1)染色体構築・機能・分配、(2)エピジェネティクス、(3)クロマチン動態、(4)DNA複製、(5)DNA損傷・修復、(6)組換え、(7)転写・転写調節、(8)転写後調節、(9)RNA、(10)翻訳、(11)翻訳後修飾、(12)超分子複合体
			6702	構造生物化学		(1)糖質、(2)脂質、(3)核酸、(4)タンパク質、(5)酵素、(6)遺伝子及び染色体、(7)生体膜及び受容体、(8)細胞間マトリックス、(9)細胞小器官、(10)翻訳後修飾、(11)分子認識及び相互作用、(12)変性とフォールディング、(13)立体構造解析及び予測、(14)NMR、(15)質量分析、(16)X線結晶解析、(17)高分解能電子顕微鏡解析
			6703	機能生物化学		(1)酵素の触媒機構、(2)酵素の調節、(3)遺伝子の情報発現と複製、(4)生体エネルギー変換、(5)金属タンパク質、(6)生体微量元素、(7)ホルモンと生理活性物質、(8)細胞情報伝達機構、(9)膜輸送と輸送タンパク質、(10)細胞内タンパク質分解、(11)細胞骨格、(12)免疫生化学、(13)糖鎖生物学、(14)生物電気化学
			6704	生物物理学		(1)タンパク質・核酸の構造・動態・機能、(2)運動・輸送、(3)生体膜・受容体・チャンネル、(4)光生物、(5)細胞情報・動態、(6)脳・神経系の情報処理、(7)理論生物学・バイオインフォマティクス、(8)構造生物学、(9)フォールディング、(10)構造・機能予測、(11)1分子計測・操作、(12)バイオイメージング、(13)非平衡・複雑系
			6705	細胞生物学		(1)細胞構造・機能、(2)生体膜、(3)細胞骨格・運動、(4)細胞内情報伝達、(5)細胞間情報伝達、(6)細胞周期、(7)細胞質分裂、(8)核構造・機能、(9)細胞間相互作用・細胞外マトリックス、(10)タンパク質分解、(11)クロマチン、(12)オルガネラ形成・動態
			6706	発生生物学		(1)細胞分化、(2)幹細胞、(3)胚葉形成・原腸形成、(4)器官形成、(5)受精、(6)生殖細胞、(7)遺伝子発現調節、(8)発生遺伝、(9)進化発生
		基礎生物学	6801	植物分子・生理科学		(1)色素体機能・光合成、(2)植物ホルモン・成長生理・全能性、(3)オルガネラ・細胞壁、(4)環境応答、(5)植物微生物相互作用・共生、(6)代謝生理、(7)植物分子機能
			6802	形態・構造		(1)動物形態、(2)植物形態、(3)微生物・藻類形態、(4)比較内分泌、(5)分子形態学、(6)形態形成・シミュレーション、(7)組織構築、(8)微細構造、(9)顕微鏡技術・イメージング
			6803	動物生理・行動		(1)代謝生理、(2)神経生物、(3)神経行動、(4)行動生理、(5)動物生理化学
			6804	遺伝・染色体動態		(1)細胞遺伝、(2)集団遺伝、(3)進化遺伝、(4)人類遺伝、(5)遺伝的多様性、(6)発生遺伝、(7)行動遺伝、(8)変異誘発、(9)染色体再編・維持、(10)モデル生物開発、(11)トランスポゾン、(12)QTL解析、(13)エピジェネティクス
			6805	進化生物学		(1)生命起源、(2)真核生物起源、(3)オルガネラ起源、(4)多細胞起源、(5)分子進化、(6)形態進化、(7)機能進化、(8)遺伝子進化、(9)進化生物学一般、(10)比較ゲノム、(11)実験進化学
		人類学	6806	生物多様性・分類		(1)分類群、(2)分類体系、(3)進化、(4)遺伝的多様性、(5)集団・種多様性、(6)群集・生態系多様性、(7)分類形質、(8)系統、(9)種分化、(10)自然史、(11)博物館
	6807		生態・環境		(1)個体群、(2)生物社会、(3)種間関係、(4)群集、(5)生態系、(6)進化生態、(7)行動生態、(8)自然環境、(9)生理生態、(10)分子生態、(11)保全生態学	
	農学	生産環境農学	6901	自然人類学		(1)形態、(2)先史・年代測定、(3)生体機構、(4)分子・遺伝、(5)生態、(6)霊長類、(7)進化、(8)成長・老化、(9)社会、(10)行動・認知、(11)生殖・発生、(12)骨考古学、(13)地理的多様性
			6902	応用人類学		(1)生理人類学、(2)人間工学、(3)生理的多型性、(4)環境適応能、(5)全身的協同、(6)機能的潜在性、(7)テクノ・アダプタビリティ、(8)ソマトメトリー、(9)被服、(10)生体・適応、(11)体質・健康、(12)法医学人類学、(13)医療人類学
			7001	遺伝育種科学		(1)遺伝子発現制御・エピゲノム、(2)遺伝子ネットワーク、(3)オミクス解析、(4)トランスポゾン、(5)オルガネラ、(6)生長・発生遺伝、(7)ゲノム・染色体解析、(8)生殖・雑種・倍数性、(9)環境ストレス、(10)生物学的ストレス、(11)収量・バイオマス、(12)加工適性・成分育種、(13)遺伝育種リソース・多様性、(14)遺伝子地図・QTL解析、(15)遺伝子導入・変異作出、(16)ゲノム育種・マーカー育種、(17)育種理論・インフォマティクス、(18)有用遺伝子組換え植物作出・アセスメント
	7002	作物生産科学		(1)食用作物、(2)工芸作物、(3)飼料・草地利用作物、(4)バイオ燃料植物、(5)資源植物、(6)栽培・作付体系、(7)農作業体系、(8)作物品質・食味、(9)雑草科学、(10)雑草制御、(11)アレロケミカル、(12)有機農業、(13)環境調和型作物生産、(14)ファイトレメデイエーション、(15)休耕地管理、(16)地力維持・増強、(17)ストレス応答反応、(18)生育環境・気候変動、(19)生育予測・モデル		
	7003	園芸科学		(1)果樹、(2)野菜、(3)観賞・景観環境植物、(4)植物生産管理技術、(5)組換え遺伝子・遺伝子解析技術、(6)園芸ゲノム科学・バイオインフォマティクス、(7)受粉受精・胚発生、(8)果実発育・成熟、(9)生育障害・生理障害、(10)植物成長調節物質、(11)色素芳香成分・機能性成分、(12)環境応答・環境調節、(13)施設園芸・植物工場、(14)ポストハーベスト・青果物加工技術、(15)種苗種子生産・繁殖、(16)資源植物開発利用、(17)生体計測・園芸ロボティクス、(18)園芸福祉・園芸療法		

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）								
生物系	農学	生産環境農学	7004	植物保護科学	A	(1)植物病原体、(2)線虫・寄生性高等植物、(3)ゲノム、(4)系統分類・進化、(5)病原性、(6)抵抗力、(7)病害発生、(8)病害診断、(9)同定、(10)病害防除・治療、(11)伝染・生態・媒介、(12)宿主特異性、(13)植物感染生理、(14)植物-病原体相互作用、(15)植物生理病、(16)ポストハーベスト病害、(17)抵抗力育種、(18)RNAサイレンシング、(19)内生菌・共生菌								
					B	(20)化学農薬・生物農薬、(21)薬剤耐性・除草剤耐性、(22)農薬障害、(23)植物成長調整剤・プラントアクチベーター、(24)天然生理活性物質、(25)病害虫管理、(26)ダニ・線虫管理、(27)雑草管理、(28)外来植物、(29)アレロパシー、(30)総合的病害虫管理(IPM)、(31)媒介昆虫、(32)害虫個体群、(33)天敵、(34)侵入病害虫、(35)昆虫分類、(36)発生予察、(37)鳥獣管理、(38)環境ストレス応答・耐性、(39)植物生育環境、(40)耕種の防除・物理的防除、(41)病害虫抵抗力作物、(42)植物傷害応答、(43)植物-昆虫相互作用								
		農芸化学	7101	植物栄養学・土壌学	7101	植物栄養学・土壌学		(1)植物成長・生理、(2)植物栄養代謝、(3)植物代謝調節、(4)植物分子生理学、(5)肥料、(6)土壌生成・分類、(7)土壌物理、(8)土壌化学、(9)土壌生物、(10)土壌環境、(11)土壌生態学、(12)土壌肥沃度、(13)土壌汚染防除						
							7102	応用微生物学		(1)微生物分類、(2)発酵生産、(3)微生物生理、(4)微生物遺伝・育種、(5)微生物酵素、(6)微生物代謝、(7)微生物機能、(8)微生物利用学、(9)環境微生物、(10)二次代謝産物生産、(11)微生物生態学、(12)微生物制御学、(13)遺伝子資源、(14)遺伝子発現、(15)代謝制御、(16)環境・細胞応答、(17)微生物ゲノム				
									7103	応用生物化学		(1)動物生化学、(2)植物生化学、(3)酵素利用学、(4)遺伝子工学、(5)タンパク質工学、(6)構造生物学、(7)生物工学、(8)代謝工学、(9)酵素化学、(10)糖質・脂質科学、(11)細胞・組織培養、(12)代謝生理、(13)遺伝子発現、(14)物質生産、(15)細胞応答、(16)情報伝達、(17)微量元素		
											7104	生物有機化学		(1)生物活性物質、(2)細胞機能調節物質、(3)農薬科学、(4)植物成長調節物質、(5)情報分子、(6)生合成、(7)天然物化学、(8)ケミカルバイオロジー、(9)物理化学、(10)分析化学、(11)有機合成化学、(12)生物制御化学、(13)分子認識、(14)構造活性相関
													7105	食品科学
		森林園科学	7201	森林科学	7201	森林科学		(1)生態・生物多様性、(2)遺伝・育種、(3)生理、(4)分類、(5)立地・気象、(6)造林、(7)病理・微生物、(8)昆虫・動物、(9)計画・管理、(10)政策・経済、(11)持続的林業、(12)作業システム・林道・機械、(13)治山・砂防・緑化、(14)水資源・水循環、(15)物質循環・フラックス、(16)気候変動・炭素収支、(17)バイオマス、(18)景観生態・風致・緑地管理、(19)環境教育・森林教育						
							7202	木質科学		(1)組織構造、(2)材質・物性、(3)セルロース・ヘミセルロース、(4)リグニン、(5)抽出成分・生理活性成分、(6)微生物、(7)きのこ・木材腐朽菌、(8)化学加工・接着、(9)保存・文化財、(10)乾燥、(11)機械加工、(12)木質材料、(13)強度・木質構造、(14)居住性、(15)林産教育、(16)木質バイオマス、(17)紙パルプ				
		水圏応用科学	7301	水圏生産科学	7301	水圏生産科学	A	(1)水圏環境、(2)生物環境、(3)環境保全、(4)水質・底質、(5)海洋・物質循環、(6)藻場・干潟、(7)修復・再生、(8)環境微生物、(9)プランクトン、(10)ネクトン、(11)ベントス、(12)赤潮、(13)環境毒性、(14)水圏生態システム、(15)温暖化、(16)生物多様性、(17)リモートセンシング						
	B						(18)分類・形態、(19)生態・行動、(20)バイオロギング、(21)資源・資源管理、(22)漁業、(23)増養殖、(24)水産動物、(25)水産植物、(26)遺伝・育種、(27)魚病・水族病理、(28)水産工学、(29)漁村社会・水産政策、(30)水産経済・経営・流通、(31)水産教育、(32)水産開発							
	7302		水圏生命科学		(1)発生、(2)生理、(3)免疫・生体防御、(4)代謝・酵素、(5)水族栄養、(6)生化学、(7)分子生物学、(8)マリンゲノム、(9)遺伝子資源、(10)生物工学、(11)微生物機能、(12)糖鎖生物学、(13)ケミカルバイオロジー、(14)バイオミメティクス、(15)生物活性物質、(16)天然物化学、(17)生体高分子、(18)分析化学、(19)水産食品化学、(20)機能性食品、(21)水産食品加工・貯蔵、(22)食品微生物、(23)食品衛生、(24)自然毒、(25)食品安全性、(26)ゼロエミッション、(27)水圏バイオマス利用、(28)バイオエネルギー									
	社会経済農学	7401	経営・経済農学	7401	経営・経済農学		(1)食料自給・食料安全保障、(2)食料経済、(3)農漁村経済・計画、(4)農業関連産業、(5)食環境経済、(6)食料政策、(7)農林水産政策、(8)国際食料経済・貿易、(9)農林水産投資・金融、(10)農畜水産物・食品流通、(11)フードシステム、(12)食の安全・リスク管理、(13)農林水産業経営、(14)農林水産技術・知識評価、(15)経営管理・診断・計画、(16)土地利用、(17)農の付加価値化、(18)マーケティング、(19)経営倫理・CSR、(20)集落営農、(21)農林水産業支援組織、(22)経営主体、(23)食農情報システム、(24)企業の農業参入、(25)農業普及							
						7402	社会・開発農学		(1)農村社会、(2)農村生活、(3)地産地消、(4)食農教育、(5)農村リーダー・NPO、(6)都市農村交流、(7)女性の農業・社会参画、(8)農社会と文化、(9)農業・農村の多面的機能、(10)農史・農法比較、(11)農思想・倫理、(12)国際農業、(13)国際農漁村開発、(14)開発プロジェクトマネジメント、(15)技術の普及と移転、(16)食遷移、(17)コモンズ					

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）
生物系	農学	農業工学	7501	地域環境工学・計画学		(1)農業水利・灌漑排水、(2)農地整備・保全、(3)農村計画、(4)農村環境、(5)地域景観・生態系、(6)地域振興・持続可能性、(7)物質エネルギー循環・管理、(8)水資源、(9)自然エネルギー、(10)地域ガバナンス、(11)地域防災、(12)土壌環境保全、(13)農業施設・ストックマネジメント、(14)農村道路、(15)集落排水、(16)国際農業農村開発、(17)水理、(18)水文・気象、(19)水・水環境、(20)土壌物理、(21)土質力学、(22)応用力学、(23)材料・設計・施工
			7502	農業環境・情報工学	A	(1)生物生産システム、(2)生物生産機械、(3)施設園芸・植物工場、(4)生物環境調節、(5)バイオプロセッシング、(6)農業生産環境、(7)農業気象・微気象、(8)気象災害、(9)地球環境・温暖化影響、(10)環境改善・緑化、(11)再生可能エネルギー、(12)農作業技術管理、(13)農業労働科学、(14)ポストハーベスト工学、(15)流通管理
					B	(16)生体計測、(17)細胞計測、(18)非破壊計測、(19)画像計測、(20)環境ストレス応答、(21)バイオセンシング、(22)画像情報処理・画像認識、(23)アグリバイオインフォマティクス、(24)リモートセンシング、(25)地理情報システム、(26)モデリング・シミュレーション、(27)コンピュータネットワーク・ICT、(28)農業ロボティクス、(29)精密農業、(30)生物環境情報、(31)農業情報、(32)農作業情報
		動物生命科学	7601	動物生産科学	A	(1)育種、(2)繁殖、(3)栄養・飼養、(4)飼料、(5)代謝・内分泌制御
					B	(6)家畜衛生、(7)動物管理・福祉、(8)環境、(9)施設・生産システム、(10)草地、(11)放牧、(12)畜産物、(13)糞尿処理、(14)畜産バイオマス、(15)畜産経営、(16)畜産物流通
			7602	獣医学	A	(1)病理、(2)病態、(3)薬理、(4)トキシコロジー、(5)病原微生物、(6)人獣共通感染症、(7)寄生虫、(8)獣医公衆衛生、(9)防疫、(10)疫学
	B	(11)内科、(12)外科、(13)臨床繁殖・産科、(14)診断・検査、(15)臨床病理、(16)治療・看護、(17)疾病予防・制御、(18)麻酔・鎮痛、(19)放射線科学、(20)動物福祉・倫理				
	7603	統合動物科学	A	(1)生理、(2)組織、(3)解剖、(4)内分泌、(5)細胞機能、(6)免疫、(7)生体防御、(8)遺伝、(9)エピジェネティクス、(10)ゲノム、(11)発生・分化、(12)生体情報、(13)生態、(14)行動、(15)心理		
			B	(16)遺伝子工学、(17)細胞工学、(18)発生工学、(19)幹細胞、(20)再生医療、(21)イメージング、(22)野生動物、(23)実験動物、(24)疾患モデル動物、(25)コンパニオンアニマル、(26)動物介在療法、(27)バイオリソース、(28)生物多様性		
	境界農学	7701	昆虫科学		(1)昆虫機能利用・有用物質生産、(2)養蚕・蚕糸、(3)昆虫病理、(4)昆虫病原微生物・ウイルス、(5)昆虫生態、(6)昆虫生理生化学、(7)昆虫分子生物学、(8)昆虫行動、(9)昆虫個体群・群集、(10)昆虫進化・系統分類、(11)昆虫遺伝・ゲノム、(12)昆虫発生・生殖、(13)生活史・季節適応、(14)化学生態学、(15)化学的・物理的交信、(16)寄生・共生、(17)クモ・ダニ・線虫、(18)養蜂、(19)ポリネーション、(20)社会性昆虫、(21)昆虫ミメティクス	
					(1)バイオマス、(2)生物環境、(3)遺伝資源、(4)生物多様性、(5)環境分析、(6)環境修復、(7)環境浄化、(8)水域汚染、(9)環境適応、(10)生態系サービス、(11)資源環境バランス、(12)資源循環システム、(13)環境価値評価、(14)低炭素社会、(15)LCA、(16)環境調和型農業、(17)流域管理、(18)陸海域の統合農学、(19)地域農学	
		7702	環境農学(含ランドスケープ科学)	A	(1)バイオマス、(2)生物環境、(3)遺伝資源、(4)生物多様性、(5)環境分析、(6)環境修復、(7)環境浄化、(8)水域汚染、(9)環境適応、(10)生態系サービス、(11)資源環境バランス、(12)資源循環システム、(13)環境価値評価、(14)低炭素社会、(15)LCA、(16)環境調和型農業、(17)流域管理、(18)陸海域の統合農学、(19)地域農学	
				B	(20)ランドスケープデザイン、(21)造園、(22)緑地計画、(23)景観形成・保全、(24)文化的景観、(25)自然環境保全・自然再生、(26)都市環境デザイン、(27)自然環境影響評価、(28)生物生息空間、(29)生態系機能、(30)景観生態、(31)都市農地、(32)公園管理・緑地環境管理、(33)都市公園・防災公園、(34)自然公園、(35)環境緑化学、(36)都市緑化植物、(37)観光・グリーンツーリズム・レクリエーション、(38)参加型まちづくり、(39)CSRと緑化	
	7703	応用分子細胞生物学		(1)細胞生物学、(2)染色体工学、(3)糖鎖工学、(4)オルガネラ工学、(5)細胞・組織工学、(6)エピジェネティクス、(7)発現制御、(8)発生・分化制御、(9)細胞間相互作用、(10)分子間相互作用、(11)生物間相互作用、(12)バイオセンサー、(13)細胞機能、(14)分子情報、(15)機能分子設計、(16)プロテオーム、(17)メタボローム、(18)物質生産、(19)培養工学、(20)バイオロジクス		
	医歯薬学	薬学	7801	化学系薬学		(1)有機化学、(2)合成化学、(3)生体関連物質、(4)天然物化学、(5)有機反応学、(6)ヘテロ環化学、(7)不斉合成
7802			物理系薬学		(1)物理化学、(2)分析化学、(3)製剤学、(4)生物物理化学、(5)同位体薬品化学、(6)生命錯体化学、(7)分子構造学、(8)構造生物学、(9)イメージング、(10)ドラッグデリバリー、(11)情報科学	
7803			生物系薬学		(1)生化学、(2)分子生物学、(3)免疫学、(4)細胞生物学、(5)発生生物学、(6)ゲノム機能学、(7)生理化学、(8)内分泌学	
7804			薬理系薬学		(1)薬理学、(2)薬効解析学、(3)神経生物学、(4)薬物治療学、(5)細胞情報伝達学、(6)毒性・医薬品安全性学、(7)システム薬理学、(8)ゲノム薬理学	
7805			天然資源系薬学		(1)生薬学、(2)薬用資源学、(3)天然薬物学、(4)漢方・和漢薬、(5)伝統医薬、(6)生合成、(7)抗生物質・微生物薬品学、(8)天然活性物質、(9)薬用食品学	

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）	
生物学	医歯薬学	薬学	7806	創薬化学		(1)医薬品化学、(2)医薬分子設計、(3)医薬品探索、(4)医薬分子機能学、(5)ゲノム創薬、(6)レギュラトリーサイエンス、(7)ケミカルバイオロジー、(8)バイオ医薬品	
			7807	環境・衛生系薬学		(1)環境衛生学、(2)環境化学、(3)環境動態学、(4)食品衛生学、(5)栄養化学、(6)微生物・感染症学、(7)中毒学、(8)環境毒理学、(9)化粧品科学、(10)衛生試験	
			7808	医療系薬学	1	(1)薬物動態学、(2)薬物代謝学、(3)薬物輸送担体、(4)薬物動態・代謝スクリーニング系、(5)ヒトの薬物動態・代謝予測系、(6)臨床化学、(7)個別医療	
					2	(8)臨床薬学、(9)医療薬剤学、(10)医薬品情報・安全性学、(11)薬剤経済学、(12)社会薬学、(13)病院薬学・保険薬局管理学、(14)医療薬学教育学	
			基礎医学	7901	解剖学一般（含組織学・発生学）	1	(1)肉眼解剖学、(2)機能解剖学、(3)臨床解剖学、(4)比較解剖学、(5)画像解剖学、(6)発生学・形態形成学、(7)先天異常学・奇形学、(8)実験形態学、(9)解剖学教育
						2	(10)細胞学、(11)組織学、(12)細胞分化・組織形成、(13)細胞機能形態学、(14)細胞微細形態学、(15)分子形態学、(16)細胞組織化学、(17)顕微鏡技術
				7902	生理学一般		(1)分子・細胞生理学、(2)生体膜・チャネル・トランスポーター・能動輸送、(3)受容体・細胞内シグナル伝達、(4)刺激分必連関、(5)上皮機能、(6)遺伝・受精・発生・分化、(7)細胞増殖・細胞死、(8)細胞運動・形態形成・細胞間相互作用、(9)微小循環・末梢循環・循環力学・循環調節、(10)換気力学・血液ガス・呼吸調節、(11)消化管運動・消化吸収、(12)腎・体液・酸塩基平衡、(13)血液凝固・血液レオロジー、(14)病態生理、(15)システム生理・フィジオーム、(16)比較生理学・発達生理学・ゲノム生理学、(17)筋肉生理学
				7903	環境生理学（含体力医学・栄養生理学）		(1)環境生理学、(2)体力医学、(3)栄養生理学、(4)適応・協働生理学、(5)生体リズム、(6)発達・成長・老化、(7)ストレス、(8)宇宙医学、(9)行動生理学、(10)生物時計、(11)温熱生理学、(12)摂食調節、(13)睡眠・覚醒、(14)生殖生理学
				7904	薬理学一般		(1)腎臓、(2)骨格筋・平滑筋、(3)消化器、(4)炎症・免疫、(5)生理活性物質、(6)中枢・末梢神経、(7)脊髄・痛み、(8)受容体・チャネル・輸送系・シグナル情報伝達系、(9)心血管・血液、(10)創薬・ゲノム薬理学、(11)薬物治療・トキシコロジー、(12)生薬・天然物薬理学
		7905		医化学一般		(1)生体分子医学、(2)細胞医化学、(3)ゲノム医化学、(4)発生医学、(5)再生医学、(6)加齢医学、(7)高次生命医学、(8)細胞内シグナル伝達	
		7906		病態医化学		(1)代謝異常学、(2)分子病態学、(3)分子遺伝子診断学、(4)分子腫瘍学、(5)分子病態栄養学	
		7907		人類遺伝学		(1)ゲノム医科学、(2)分子遺伝学、(3)細胞遺伝学、(4)遺伝生化学、(5)遺伝疫学、(6)遺伝診断学、(7)遺伝子治療学、(8)社会遺伝学、(9)エピジェネティクス	
		7908		人体病理学	1	(1)消化器・唾液腺、(2)泌尿生殖器・内分泌	
					2	(3)脳・神経、(4)呼吸器・縦隔、(5)循環器、(6)骨・関節・筋肉・皮膚・感覚器、(7)血液	
					3	(8)診断病理学、(9)細胞診断学、(10)遺伝子病理診断学、(11)免疫病理診断学、(12)環境病理、(13)移植病理	
		7909		実験病理学	1	(1)細胞傷害、(2)腫瘍、(3)遺伝性疾患、(4)環境、(5)再生医学	
					2	(6)炎症、(7)循環障害、(8)免疫、(9)感染症、(10)代謝異常、(11)小児病理、(12)疾患モデル動物	
		7910		寄生虫学（含衛生動物学）		(1)蠕虫、(2)原虫、(3)媒介節足動物、(4)病害動物、(5)国際医療、(6)分子・細胞、(7)発生・遺伝、(8)疫学、(9)診断・治療、(10)感染防御・制御	
		7911		細菌学（含真菌学）		(1)遺伝・ゲノム情報、(2)構造・生理、(3)分類、(4)病原性、(5)毒素・エフェクター、(6)薬剤耐性、(7)疫学、(8)診断・治療、(9)感染防御・制御	
		7912	ウイルス学		(1)分子・構造、(2)細胞・複製、(3)個体・病態、(4)疫学、(5)診断・治療、(6)感染防御・制御、(7)プリオン		
		7913	免疫学		(1)サイトカイン、(2)免疫シグナル伝達、(3)抗体・補体、(4)自然免疫、(5)獲得免疫、(6)粘膜免疫、(7)免疫記憶、(8)免疫寛容・自己免疫、(9)免疫監視・腫瘍免疫、(10)免疫不全、(11)アレルギー・免疫関連疾患、(12)感染免疫、(13)炎症、(14)免疫制御・移植免疫		
		境界医学	8001	医療社会学		(1)バイオエシックス、(2)医歯薬学教育、(3)医学史、(4)医療経済学、(5)医療行動学	
			8002	応用薬理学		(1)臨床薬理学、(2)臨床試験・倫理、(3)薬物治療学、(4)医薬品副作用・薬物相互作用、(5)薬物輸送学、(6)ファーマコゲノミクス、(7)同位体医療薬学、(8)機器医療薬学、(9)薬物代謝酵素・トランスポーター、(10)イメージング、(11)ヒト組織利用研究、(12)薬物依存・薬剤感受性、(13)遺伝子診断・治療、(14)ドラッグデリバリー、(15)薬剤薬学	

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）
生物系	医歯薬学	境界医学	8003	病態検査学		(1)臨床検査医学、(2)臨床病理学、(3)臨床化学、(4)免疫血清学、(5)臨床検査システム、(6)遺伝子検査学、(7)臨床微生物学、(8)腫瘍検査学、(9)臨床血液学、(10)生理機能検査学
			8004	疼痛学		(1)疼痛の評価法、(2)疼痛の疫学、(3)鎮痛薬、(4)疼痛の非薬物治療、(5)発痛物質、(6)疼痛の発生・増強機序、(7)疼痛の神経機構、(8)痛覚過敏、(9)疼痛の遺伝的要因、(10)疼痛の発達・加齢要因、(11)疼痛の性差、(12)疼痛反射、(13)しびれ、(14)侵害受容器、(15)組織障害性疼痛、(16)神経障害性疼痛、(17)精神・心理的疼痛、(18)痒み評価法、(19)痒みの疫学、(20)鎮痒薬、(21)起痒物質、(22)痒みの発生・増強機序、(23)痒みの神経機構、(24)搔破行動、(25)痒み過敏、(26)精神・心理的痒み、(27)痒みの発達・加齢要因
		社会医学	8101	疫学・予防医学		(1)疫学、(2)臨床疫学、(3)臨床試験、(4)臨床統計学、(5)環境疫学、(6)分子遺伝疫学、(7)予防医学、(8)健康診断、(9)検診、(10)集団検診、(11)健康管理、(12)健康増進
			8102	衛生学・公衆衛生学		(1)環境保健、(2)産業保健、(3)食品衛生、(4)地域保健、(5)地域医療、(6)母子健康、(7)成人保健、(8)高齢者保健、(9)国際保健、(10)保健医療行政、(11)保健医療政策、(12)介護福祉
			8103	病院・医療管理学		(1)病院管理学、(2)医療管理学、(3)医療情報学、(4)医療の質、(5)診療録管理、(6)リスクマネジメント、(7)院内感染管理、(8)クリティカルパス
			8104	法医学		(1)法医学、(2)法医鑑定学、(3)アルコール医学、(4)法歯学、(5)DNA多型医学、(6)法医病理学
		内科系臨床医学	8201	内科学一般（含心身医学）		(1)心療内科学、(2)ストレス科学、(3)東洋医学、(4)代替医療、(5)緩和医療、(6)総合診療、(7)プライマリーケア、(8)老年医学
			8202	消化器内科学	1	(1)上部消化管学（食道、胃、十二指腸）
					2	(2)下部消化管学（小腸、大腸）
					3	(3)肝臓学
					4	(4)胆道学、膵臓学
					5	(5)消化器内視鏡学
			8203	循環器内科学	1	(1)臨床心臓学
					2	(2)臨床血管学
					3	(3)分子心臓学
					4	(4)分子血管学
			8204	呼吸器内科学	1	(1)臨床呼吸器学
					2	(2)分子細胞呼吸器学
			8205	腎臓内科学	1	(1)腎臓学
					2	(2)高血圧学、(3)水・電解質代謝学、(4)人工透析学
		8206	神経内科学	1	(1)神経分子病態学、(2)神経病態免疫学、(3)臨床神経分子遺伝学	
				2	(4)臨床神経生理学、(5)臨床神経形態学、(6)臨床神経心理学、(7)神経機能画像学	
		8207	代謝学	1	(1)エネルギー・糖質代謝異常、(2)メタボリックシンドローム	
				2	(3)脂質代謝異常、(4)プリン代謝異常、(5)骨・カルシウム代謝異常、(6)電解質代謝異常	
		8208	内分泌学		(1)内分泌学、(2)生殖内分泌学	
		8209	血液内科学	1	(1)血液内科学、(2)血液腫瘍学	
2	(3)血栓・止血学、(4)輸血学、(5)造血幹細胞移植学、(6)血液免疫学、(7)免疫制御学					
8210	膠原病・アレルギー内科学	1	(1)膠原病学、(2)リウマチ学			
		2	(3)アレルギー学、(4)臨床免疫学、(5)炎症学			

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）	
生物系	医歯薬学	内科系臨床医学	8211	感染症内科学		(1)感染症診断学、(2)感染症治療学、(3)感染症防御学、(4)国際感染症学、(5)感染症疫学、(6)日和見感染症	
			8212	小児科学	1	(1)発達小児科学、(2)育成医学、(3)小児神経学、(4)小児内分泌学、(5)小児代謝・栄養学、(6)遺伝・先天異常学、(7)小児保健学、(8)小児社会医学	
					2	(9)小児血液学、(10)小児腫瘍学、(11)小児免疫・アレルギー・膠原病学、(12)小児感染症学	
					3	(13)小児循環器学、(14)小児呼吸器学、(15)小児腎・泌尿器学、(16)小児消化器病学	
			8213	胎児・新生児医学		(1)出生前診断、(2)胎児医学、(3)先天異常学、(4)新生児医学、(5)未熟児医学	
			8214	皮膚科学	1	(1)皮膚診断学、(2)皮膚病態学、(3)皮膚生理・生物学、(4)レーザー・光生物学	
					2	(5)皮膚腫瘍学、(6)色素細胞学、(7)皮膚免疫・炎症学、(8)皮膚感染症、(9)皮膚再生学、(10)皮膚遺伝学	
			8215	精神神経科学	1	(1)精神薬理学、(2)臨床精神分子遺伝学	
					2	(3)精神生理学、(4)精神病理学、(5)社会精神医学、(6)児童・思春期精神医学、(7)老年精神医学、(8)司法精神医学、(9)神経心理学、(10)リエゾン精神医学、(11)精神科リハビリテーション医学	
			8216	放射線科学	1	(1)画像診断学(含放射線診断学)、(2)エックス線・CT、(3)核磁気共鳴画像(MRI)、(4)核医学(PETを含む)、(5)超音波診断学	
					2	(6)放射性医薬品・造影剤、(7)放射線防護・管理学、(8)医用画像工学、(9)インターベンショナルラジオロジー(IVR)、(10)血管形成術・骨形成術・血管塞栓術、(11)ラジオ波治療・ステント治療・リザーバー治療、(12)温熱治療学、(13)超音波治療学、(14)被ばく医療、(15)医学放射線生物学	
					3	(16)放射線治療学、(17)放射線腫瘍学、(18)放射線治療物理学、(19)放射線治療生物学、(20)粒子線治療、(21)放射線技術学	
			外科系臨床医学	8301	外科学一般	1	(1)外科総論、(2)移植外科学、(3)人工臓器学、(4)内視鏡外科学、(5)ロボット外科学
						2	(6)実験外科学、(7)内分泌外科学、(8)乳腺外科学、(9)代謝栄養外科学
				8302	消化器外科学	1	(1)食道外科学、(2)胃十二指腸外科学
		2				(3)小腸大腸肛門外科学	
		3				(4)肝臓外科学、(5)脾門脈外科学	
		4				(6)胆道外科学、(7)膵臓外科学	
		8303		心臓血管外科学	1	(1)冠動脈外科学、(2)弁膜疾患外科学、(3)心筋疾患外科学、(4)先天性心臓血管外科学	
					2	(5)大血管外科学、(6)末梢動脈外科学、(7)末梢静脈外科学、(8)リンパ管学	
		8304		呼吸器外科学	1	(1)肺外科	
					2	(2)気管外科、(3)縦隔外科、(4)胸膜外科、(5)胸壁外科	
		8305		脳神経外科学	1	(1)頭部外傷学、(2)脳血管障害学、(3)脳血管内外科学、(4)実験脳外科学、(5)神経画像診断学	
					2	(6)脳腫瘍学、(7)機能脳神経外科学、(8)小児脳神経外科学、(9)脊髄・脊椎疾患学、(10)脳外科手術機器学、(11)放射線脳外科学	
		8306	整形外科学	1	(1)脊椎脊髄病学、(2)筋・神経病学、(3)理学療法・リハビリテーション学		
				2	(4)骨・軟部腫瘍学、(5)四肢機能再建学、(6)小児運動器学、(7)運動器外傷学		
				3	(8)関節病学、(9)リウマチ病学、(10)骨・軟骨代謝学、(11)スポーツ医学		
8307	麻酔科学	1	(1)麻酔学、(2)麻酔蘇生学				
		2	(3)周術期管理学、(4)疼痛管理学				

系	分野	分科	細目番号	細目名	分割	キーワード（記号）				
生物系	医歯薬学	外科系臨床医学	8308	泌尿器科学	1	(1)腫瘍学				
					2	(2)排尿機能学、(3)結石症学、(4)感染症学、(5)再生医学、(6)奇形学				
					3	(7)副腎外科学、(8)腎移植、(9)アンドロロジー				
			8309	産婦人科学	1	(1)産科学、(2)生殖医学				
					2	(3)婦人科学、(4)婦人科腫瘍学、(5)更年期医学				
			8310	耳鼻咽喉科学	1	(1)耳科学、(2)平衡科学、(3)聴覚医学				
					2	(4)鼻科学、(5)アレルギー学、(6)頭蓋底外科学				
					3	(7)口腔咽頭科学、(8)喉頭科学、(9)気管食道科学、(10)頭頸部外科学				
			8311	眼科学	1	(1)臨床研究、(2)疫学研究、(3)社会医学、(4)眼生化学・分子生物学、(5)眼細胞生物学、(6)眼遺伝学、(7)眼組織学、(8)眼病理学				
					2	(9)眼薬理学、(10)眼生理学、(11)眼発生・再生医学、(12)眼免疫学、(13)眼微生物学・感染症学、(14)視能矯正学、(15)眼光学、(16)眼医工学				
			8312	小児外科学		(1)小児消化器疾患学、(2)胎児手術学、(3)小児泌尿器科学、(4)小児呼吸器外科学、(5)小児腫瘍学				
			8313	形成外科学		(1)再建外科学、(2)創傷治癒学、(3)マイクロサージェリー学、(4)組織培養・移植学、(5)再生医学				
			8314	救急医学		(1)集中治療医学、(2)外傷外科学、(3)救急蘇生学、(4)急性中毒学、(5)災害医学				
			歯学			8401	形態系基礎歯科学		(1)口腔解剖学(含組織学・発生学)、(2)口腔病理学、(3)口腔細菌学	
	8402	機能系基礎歯科学					(1)口腔生理学、(2)口腔生化学、(3)歯科薬理学			
	8403	病態科学系歯学・歯科放射線学					(1)実験腫瘍学、(2)免疫・感染・炎症、(3)歯科放射線学一般、(4)歯科放射線診断学			
	8404	保存治療系歯学					(1)保存修復学、(2)歯内治療学			
	8405	補綴・理工系歯学					(1)歯科補綴学一般、(2)有床義歯補綴学、(3)冠橋義歯補綴学、(4)顎顔面補綴学、(5)顎口腔機能学、(6)歯科理工学、(7)歯科材料学			
	8406	歯科医用工学・再生歯学					(1)生体材料学、(2)再生歯学、(3)歯科インプラント学			
	8407	外科系歯学				1	(1)口腔外科学一般			
						2	(2)臨床腫瘍学			
						3	(3)歯科麻酔学、(4)病態検査学、(5)口腔顎顔面再建外科学			
	8408	矯正・小児系歯学					(1)歯科矯正学、(2)小児歯科学、(3)小児口腔保健学、(4)顎口腔機能機構学			
	8409	歯周治療系歯学					(1)歯周病態・診断学、(2)歯周治療学、(3)歯周再生医学、(4)歯周予防学			
	8410	社会系歯学					(1)口腔衛生学(含公衆衛生学・栄養学)、(2)予防歯科学、(3)歯科医療管理学、(4)歯科法医学、(5)老年歯科学、(6)歯科心身医学、(7)歯学教育学			
	看護学						8501	基礎看護学		(1)看護哲学、(2)看護倫理学、(3)看護技術、(4)看護教育学、(5)看護管理学、(6)看護政策・行政、(7)災害看護、(8)看護の歴史
							8502	臨床看護学		(1)重篤・救急看護学、(2)周手術期看護学、(3)慢性病看護学、(4)リハビリテーション看護学、(5)ターミナルケア、(6)がん看護学
							8503	生涯発達看護学		(1)家族看護学、(2)母性・女性看護学、(3)助産学、(4)小児看護学
							8504	高齢看護学		(1)老年看護学、(2)精神看護学、(3)在宅看護、(4)訪問看護、(5)家族看護学、(6)リハビリテーション看護学
							8505	地域看護学		(1)地域看護学、(2)公衆衛生看護学、(3)学校看護、(4)産業看護

IV 既に採択されている方へ

1. 平成25年度に継続が予定されている研究課題（以下、「継続研究課題」という。）の取扱いについて

①特別推進研究

- (1) 継続研究課題については、応募書類の提出は必要ありません（なお、科研費の交付を受けるためには、交付内定通知受領後、交付申請書等の必要書類を作成し、提出する必要があります。）。
- (2) ただし、研究計画の大幅な変更を行おうとする場合には、応募書類（研究計画調書）を提出しなければなりません。応募手続については、「応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等」（26頁参照）と同様となりますので、確認してください。この際、研究計画調書の作成に当たって、審査希望分野については、採択時と同じ分野を選択してください。
また、この場合、改めて審査を行うことになるため、変更が認められず、平成25年度以降の交付予定額を交付しないことがあります。
なお、研究計画の大幅な変更とは、具体的に①研究目的の変更・研究課題名の変更、②平成25年度以降交付予定の研究経費の年次計画の変更（産前産後の休暇又は育児休業を取得することに伴う研究経費の年次計画の変更を除く。）、③研究経費の増額・減額、研究期間の短縮等をいい、該当するかどうかについては、事前に日本学術振興会研究事業部研究助成第二課へ相談してください（91頁「問い合わせ先」を参照してください。）。

②特別推進研究以外の研究種目

- (1) 継続研究課題については、応募書類の提出は必要ありません（なお、科研費の交付を受けるためには、交付内定通知受領後等に、交付申請書等の必要書類を作成し提出する必要があります。）。
- (2) ただし、研究計画の大幅な変更を行おうとする場合には、応募書類（研究計画調書）を提出しなければなりません。応募手続については、「応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等」（26頁参照）と同様となりますので、確認してください（なお、継続研究課題の増額応募については、原則として認めません。また、科研費（基金分）については、研究の必要に応じて研究経費の年次計画の変更を行うことができますので、平成25年度以降交付予定の研究経費の年次計画の変更は、研究計画の大幅な変更には該当しません。）。
また、この場合、改めて審査を行うことになるため、変更が認められず、平成25年度以降の交付予定額を交付しないことがありますので、該当するかどうかについては、事前に日本学術振興会研究事業部研究助成第一課へ相談してください（91頁「問い合わせ先」を参照してください。）。
なお、継続研究課題について大幅な変更を行う場合でも、交付される研究費（「科研費（補助金分）」又は「科研費（基金分）」）は、当初交付されていた研究費から変わりません。
- (3) 原則として、継続研究課題を辞退して新しい研究課題を応募することは認めません。
ただし、研究が予想以上に進展し、継続研究課題の当初の到達目標を既に達成したため、研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合（※）は、平成24年10月25日（木）（必着）までに当該研究課題完了届及び理由書を提出した上で、新しい研究課題を応募することができます。
なお、理由書の内容について、新たな応募研究課題の審査会において不適切と判断された場合には、応募された新たな研究課題は審査の対象外となり、この場合であっても、既に完了した継続研究課題の平成25年度以降の科研費の交付を求めることはできませんので注意してください。

※ 「研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合」とは、「基盤研究（C）（一般）」から「基盤研究（B）（一般）」へ変更する場合などですが、「基盤研究（A）（一般）」から「基盤研究（A）（海外学術調査）」など、審査区分のみを変更する場合も含まれます。

2. 学生が研究組織に加わっている継続研究課題の取扱いについて

大学院生等の学生は、科研費に応募することができません。このため、学生については、その所属する研究機関又は他の研究機関において研究活動を行うことを職務として付与されている場合であっても、応募することができません。また、研究分担者又は連携研究者として参画することもできません。
ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する者については、ここでいう「学生」には含まれません。

また、平成22年度以前から研究代表者として研究を実施している場合に限り、引き続き当該研究課題を実施することができます。

3. 研究成果報告書の未提出者が研究代表者となっている継続研究課題の取扱いについて

新規研究課題と同様、研究終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うことがあります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている者が理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

V 研究機関の方へ

「科学研究費補助金（以下、「科研費（補助金分）」という。）」及び「学術研究助成基金助成金（以下、「科研費（基金分）」という。）」を併せて、「科学研究費助成事業－科研費－」として公募を行っています。

1 「研究機関」としてあらかじめ行っていただくべきこと

(1) 「研究機関」としての要件と指定・変更の手続き

研究者が、科研費に応募するためには、「研究機関」に所属していることが必要です。ここで言う「研究機関」として、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条では、

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関（注）

という4類型が定められています。

（注）1)から3)に該当しない機関が、研究機関となるためには、まず、文部科学大臣の指定を受ける必要がありますので、事前に文部科学省研究振興局学術研究助成課に御相談ください。
また、文部科学大臣の指定を受け、既に研究機関として認められている機関が、次の事項のいずれかについて変更等を予定している場合には、その内容を速やかに文部科学省研究振興局学術研究助成課に届け出てください。

- ① 研究機関の廃止又は解散
- ② 研究機関の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ③ 研究機関の設置の目的、業務の内容、内部組織を定めた法令、条例、寄附行為その他の規約に関する事項

また、研究者が科研費による研究活動を行うためには、研究機関は、以下の要件を満たさなければなりませんので御留意下さい。

<要件>

- ① 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ② 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

(2) 所属する研究者の応募資格の確認

科研費に応募しようとする研究者は、下記①及び②を満たさなければなりませんので、研究機関において十分に確認をしていただく必要があります。

なお、大学院生等の学生は、その所属する研究機関又は他の研究機関において研究活動を行うことを職務として付与される場合であっても、応募することができません。

科研費に応募しようとする研究者が満たさなければならない応募資格（14頁参照）

- ① 応募時点において所属する研究機関から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること

<要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
 - イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
 - ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合は除く。）
- ② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、平成25年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

科研費被雇用者は、通常、雇用契約等において雇用元の業務に専念する必要があります。このため、雇用元の業務に充てるべき勤務時間を前提として自ら科研費に応募することは認められません。

ただし、雇用元の業務以外の時間を明確にし、かつ、その時間をもって自ら主体的に科研費の研究を行おうとする場合には、次の点が研究機関において確認されていれば科研費に応募することが可能です。この場合には、研究代表者として応募することができるほか、研究分担者及び連携研究者等になることもできます。

- ・ 科研費被雇用者が、雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等で定められていること
- ・ 雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォートによって明確に区分されていること
- ・ 雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることのできる時間が十分確保されていること

(3) 研究者情報の登録 (e-Rad)

応募しようとする研究代表者のほか、研究組織を構成する研究分担者及び連携研究者は、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている者でなければなりません。

応募に当たって必要な研究者情報の登録(更新)は、所属研究機関の担当者がe-Radを利用し、手続きを行うこととしています(既に登録されている者であっても登録内容(「所属」、「職」等)に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要があります。)

具体的な登録方法については、e-Radの「所属研究機関用マニュアル(科研費の研究機関用)」を確認してください。

なお、e-Radによる研究者情報の登録については、登録期間(期限)を設けていませんので、随時可能となっています。

また、応募書類提出期限より後に研究計画調書の提出(送信)があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出(送信)できるよう、早めに研究者情報の登録(更新)を完了するようにしてください。

本手続については、応募に当たって研究機関内での取りまとめに支障を来さないよう、研究機関が行う重要手続きの一つとして位置付け、諸手続(研究機関内での周知等も含む。)を行うようにしてください。

(参考)「研究活動スタート支援」について

「研究活動スタート支援」は、研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者など、今回の公募に応募できない者を支援するものです。

この研究種目の平成25年度公募は、平成25年3月に予定しており、その応募資格は、

- | |
|---|
| <p>① 文部科学省及び日本学術振興会が平成24年9月に公募を行う研究種目(※1)の応募締切日(平成24年11月9日)の翌日以降に科学研究費助成事業の応募資格を得たため、当該研究種目に応募できなかった者</p> <p>② 平成24年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、文部科学省及び日本学術振興会が平成24年9月に公募を行う研究種目(※1)に応募できなかった者</p> |
|---|

とする予定です(詳細は、平成25年3月の公募要領を確認してください。)

e-Radへの研究者情報の登録等は研究機関が行うこととしていますので、上記①の対象となる可能性がある研究者情報の登録等に当たっては、注意してください。

(※1) 平成25年度科研費のうち「新学術領域研究」、「特別推進研究」、「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究」のことをいいます。

(4) 研究機関に所属している研究者についてのID・パスワードの確認

研究者が科研費に応募するには、e-Radにログインした上で電子申請システムにアクセスして手続きを行う必要があるため、研究者はe-RadのID・パスワードを保有していなければなりません。

このため、研究機関は、応募を予定している研究者について、その有無を確認していただく必要があります。特に、応募を予定している研究者が他の研究機関からの異動者である場合は、異動前の研究機関から付与されたID・パスワードは使用できませんので、あらためて所属する研究機関が付与する必要があります。

研究機関は、応募を予定している研究者でID・パスワードを有していない者がいる場合には、次のような対応をしていただく必要があります。

- ① 研究者にID・パスワードを付与するためには、研究機関は、研究機関用の電子証明書及びID・パスワードを有していることが必要です。これらを取得していない場合には、まず、e-Rad ポータルサイトより登録様式をダウンロードし、書面により登録申請を行ってください。
- なお、登録申請から「研究機関用のID・パスワード」が到着するまで、2週間程度かかります。
- ※1. e-Rad の電子証明書及びID・パスワードの取得については、e-Rad ホームページ「システム利用に当たっての事前準備」(<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>)で確認してください。
 - ※2. 既にe-Rad の電子証明書及びID・パスワードを取得している研究機関は、再度取得する必要はありません。
 - ※3. 取得した電子証明書及びID・パスワードは、科研費のすべての研究種目共通で使用することができますので、研究種目毎に取得する必要はありません。
- ② 研究機関用のID・パスワードを取得後、研究代表者として応募を予定している研究者に対し、研究機関においてID・パスワードを付与してください。各研究者のID・パスワードは、e-Rad に研究者情報を登録することにより発行されます。具体的な付与の方法については、e-Rad の「所属研究機関用マニュアル（科研費の研究機関用）」を確認してください。
- ※1. 一度付与した研究者のID・パスワードは研究機関を異動しない限り使用可能です。
 - ※2. 既にe-Rad のID・パスワードを付与した研究者に対しては、再度付与する必要はありません。
 - ※3. e-Rad の操作マニュアルは、必ず最新版を取得して利用してください。

(5) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出

科研費に応募する研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、公的研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況を報告しなければなりません。

したがって、科研費に応募する研究機関（既に科研費の継続課題がある研究機関を含む。）については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等の自己評価チェックリスト」を平成24年10月5日（金）までにe-Radを使用して文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に提出してください。提出がない場合には、電子申請システム上で、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められませんので、注意してください。

なお、平成24年4月以降に、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等の応募の際に、e-Radを使用して既に同チェックリストを提出している場合には、改めて提出する必要はありません。

e-Rad の使用に当たっては、研究機関用の電子証明書及びID・パスワードが必要になります。

e-Rad を使用したチェックリストの提出方法や様式等については、文部科学省ホームページ「「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等の自己評価チェックリスト」様式ファイルについて」(http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm)で確認してください。また、別途、文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室から、各研究機関(e-Rad に登録された事務代表者のメールアドレス)宛に電子メールで通知する予定です（通知は下記の問い合わせ先のホームページにも掲載する予定です。）。

注) チェックリストの提出後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含む。）による体制整備等の状況に関する現地調査に御協力いただくことがあります。

<問い合わせ先>

(ガイドラインの様式・提出等について)

文部科学省 研究振興局 振興企画課 競争的資金調整室

e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

(e-Rad への研究機関登録について)

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

0120-066-877 (受付時間 9:30~17:30 ※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く)

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

(6) 研究成果報告書の提出について

研究成果報告書は、研究者が所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。研究終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない場合には、以下のとおり取り扱うことがありますので、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

- ・ 研究終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うことがあるほか、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。
さらに、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

(7) 公募要領の内容の周知

公募要領の内容については、あらかじめ広く研究機関内の研究者の皆様に対してその内容を周知してください。特に、記載事項や応募書類の提出期限などについては、誤解の無いように周知をお願いします。なお、公募要領については、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ (<http://www.jspss.go.jp/j-grantsinaid/index.html>) でも御覧いただけますので、御利用ください。

2 応募書類（研究計画調書）の提出に当たって確認していただくべきこと

研究計画調書については、それぞれの研究機関ごとに内容を確認し、日本学術振興会へ提出していただくこととしています。その際、次の点には特に注意してください。

(1) 応募資格の確認

研究計画調書に記載された研究代表者、研究分担者及び連携研究者が、この公募要領に定める要件(14頁参照)を満たす者であるとともに、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されているか確認してください。

なお、その際、科研費の不正な使用等に伴い科研費の交付対象から除外されている者でないことについても必ず確認してください。

(2) 研究者情報登録の確認 (e-Rad)

応募に当たって必要な研究者情報の登録（更新）は、所属研究機関の担当者が e-Rad を利用し、手続きを行うこととしています。

既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要がありますので、十分確認してください。

(3) 研究代表者への確認

研究計画調書に記載された研究代表者、研究分担者及び連携研究者が、この公募要領に定める「Ⅱ 公募の内容」を確認した上で研究計画調書を作成していることを確認してください。

(4) 研究分担者承諾書の確認

研究代表者が作成した研究計画調書に記載されている研究分担者について、研究代表者が徴収した研究分担者承諾書を確認してください。

(5) 応募書類の確認

応募書類は、所定の様式と同一規格であるか確認してください。
 なお、各研究種目の応募書類の様式等は以下のとおりです。

研究種目	研究計画調書	
	前半	後半
	応募情報 (Web入力項目)	応募内容ファイルの様式
特別推進研究(新規)(英語版)	「電子申請システム」に入力	S-1-1 (1)
(日本語版)		S-1-1 (2)
特別推進研究(継続)		S-1-2
基盤研究(S)		S-1-6
基盤研究(A)		S-1-7
審査区分「海外学術調査」に係るもの		S-1-9
基盤研究(B)		S-1-7
審査区分「海外学術調査」に係るもの		S-1-9
基盤研究(C)		S-1-8
挑戦的萌芽研究		S-1-10
若手研究(A)		S-1-12
若手研究(B)		S-1-13
継続研究課題(研究計画の大幅な変更を伴う場合)		S-1-14

3 応募書類（研究計画調書）の提出等

- (1) e-Rad の I D ・パスワードにより e-Rad にログインした上で「電子申請システム」にアクセスし、研究代表者が作成した研究計画調書（PDF ファイル）の情報を取得し、その内容等について確認してください。
- (2) 内容等に不備のないすべての研究計画調書（PDF ファイル）について承認処理を行ってください（日本学術振興会に研究計画調書（PDF ファイル）を提出（送信）したことになります。）。

【研究計画調書の提出（送信）期限】

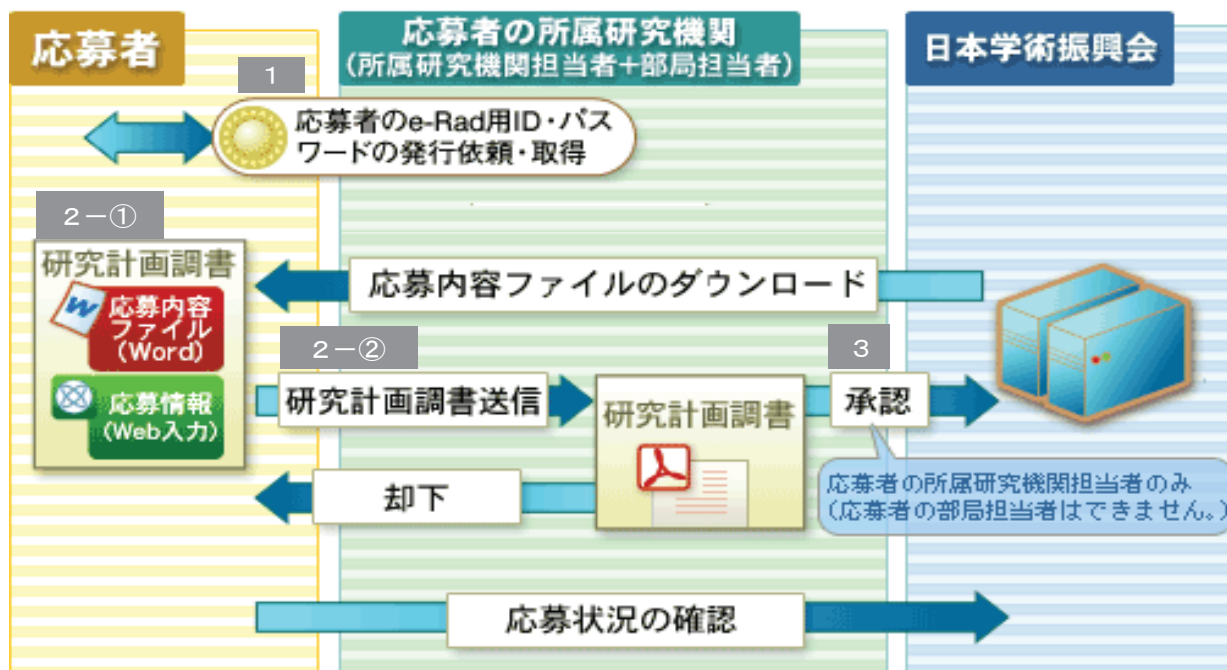
平成24年11月9日（金）午後4時30分（厳守）

※上記の期限より後に提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

※応募書類の提出（送信）後に、研究計画調書等の訂正、再提出等を行うことはできません。

- (3) e-Rad で使用する電子証明書や I D ・パスワードについては研究機関や個人を確認するものであることから、その取り扱い、管理についても十分留意の上、応募の手続を行ってください。
なお、電子申請手続の概要は以下のとおりですが、その詳細は、電子申請システムの「操作手引」を参照してください。

電子申請手続の概要



【応募者（研究代表者）の所属する研究機関の担当者】

- 1 応募者の所属研究機関担当者は、応募者に e-Rad の I D ・パスワードを発行する。

【応募者（研究代表者）】

- 2-① 応募者は受領した I D ・パスワードで e-Rad にログインした上で「電子申請システム」にアクセスし、応募情報（Web 入力項目）を入力、応募内容ファイル（添付ファイル項目）を添付することで、研究計画調書（PDF ファイル）を作成する。
- 2-② 応募者は、作成した研究計画調書（PDF ファイル）に不備がなければ、完了・提出操作を行うことで所属研究機関担当者に研究計画調書（PDF ファイル）を提出（送信）したことになる。

【応募者（研究代表者）の所属する研究機関の担当者】

- 3 応募者の所属研究機関担当者が研究計画調書（PDF ファイル）を承認することで、日本学術振興会に提出（送信）される。
なお、応募者の提出した研究計画調書（PDF ファイル）の不備又はその他の事由により承認しない場合は、却下し応募者に修正を依頼する。

(参考1) 審査等

1 審査

科研費の審査は、応募書類（研究計画調書）に基づき、日本学術振興会科学研究費委員会で行います。

「特別推進研究」は、人文・社会、理工、生物の3つの分野別の審査会において、審査委員が研究計画調書と審査意見書（国内及び海外の審査意見書作成者、各3名程度が作成）に基づき、ヒアリング対象課題の選定（合議審査）を行い、ヒアリング審査を行う予定です。

「基盤研究（S）」及び「基盤研究（A・B）」（審査区分「一般」）の審査は6人、「基盤研究（C）」、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究（A・B）」の審査は4人の審査委員が個別に審査する第1段審査（書面審査）と、第1段審査委員とは異なる審査委員による合議で審査する第2段審査（合議審査）により行う予定です。さらに、「基盤研究（S）」ではヒアリング審査を行う予定です。

「基盤研究（A・B）」（審査区分「海外学術調査」）については、人文科学、社会科学、理工、生物の4つの分野別の審査会における合議により審査を行う予定です。

なお、審査は非公開で行われ、提出された研究計画調書は返却しません。

2 審査の方法・着目点等

「評価ルール」（「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」（以下、「審査及び評価に関する規程」という。））は、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）に掲載しています。

（平成25年度に係る「審査及び評価に関する規程」については、10月上旬頃に本会ホームページにおいて公開する予定です。）

3 審査結果の通知

(1) 特別推進研究

- ① ヒアリング対象課題の選定結果については、文書で通知します。（3月予定）
- ② 審査結果に基づく採択、不採択については、研究機関に文書で通知します。（4月下旬予定）
- ③ 採択された研究課題の研究代表者に対して、審査結果の所見及び審査状況の総括を通知するとともに、審査結果の所見の概要を一般に公開する予定です。また、採択されなかった研究代表者には、審査結果の所見及び審査状況の総括に加え、審査を行った研究課題の中におけるおおよその順位を通知する予定です。

(2) 特別推進研究以外の研究種目

- ① 基盤研究（S）のヒアリング研究課題の選定結果については、研究機関に文書で通知します。（3月予定）
- ② 審査結果に基づく採択、不採択については、研究機関に文書で通知します（基盤研究（A・B・C）、挑戦的萌芽研究、若手研究（A・B）は4月上旬予定、基盤研究（S）は5月下旬予定。）。
- ③ 「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究（A・B）」に応募する者で、採択されなかった場合における第1段審査（書面審査）の結果の開示を希望する者には、細目（分野）におけるおおよその順位、各評定要素に係る審査委員の素点（平均点）及び「定型所見」について、電子申請システムにより開示する予定です。

なお、「基盤研究（S）」のヒアリング対象課題の研究代表者には、細目（分野）におけるおおよその順位、各評定要素に係る審査委員の素点（平均点）及び「定型所見」に加え、「審査結果の所見」を開示する予定です。

(参考2) 科学研究費補助金取扱規程

〔 昭和40年3月30日
文部省告示第110号 〕

改正 昭43文告309・昭56文告159・昭60文告127・昭61文告156・平10文告35・
平11文告114・平12文告181・平13文告72・平13文告133・平14文告123・平15文告149・
平16文告68・平16文告134・平17文告1・平18文告37・平19文告45・平20文告64・
平22文告177・平23文告93

科学研究費補助金取扱規程を次のように定める。

科学研究費補助金取扱規程

(趣旨)

第1条 科学研究費補助金の取扱については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「研究機関」とは、学術研究を行う機関であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 大学及び大学共同利用機関（別に定めるところにより文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
 - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 三 高等専門学校
 - 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するもの
- 2 この規程において「研究代表者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、法第2条第3項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）として当該事業の遂行に責任を負う研究者をいう。
- 3 この規程において「研究分担者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者をいう。
- 4 この規程において「連携研究者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、研究代表者又は研究分担者の監督の下に当該研究代表者又は研究分担者と連携して研究に参画する研究者をいう。
- 5 この規程において「研究協力者」とは、研究代表者及び研究分担者並びに連携研究者以外の者で、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において研究への協力を行う者をいう。

- 6 この規程において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による科学研究費補助金の他の用途への使用又は科学研究費補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用をいう。
- 7 この規程において「不正行為」とは、科学研究費補助金の交付の対象となつた事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等のねつ造、改ざん又は盗用をいう。
- 8 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、學術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第1項第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。）のうち、別に定めるところにより文部科学大臣が指定するものは、同項の研究機関とみなす。

（科学研究費補助金の交付の対象）

第3条 科学研究費補助金は、次の各号に掲げる事業に交付するものとする。

- 一 學術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者（日本學術振興會特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を行うものに限る。）又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であつて、研究者が一人で行う事業（以下「科学研究」という。）
 - 二 學術研究の成果の公開で、個人又は學術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。）
 - 三 その他文部科学大臣が別に定める學術研究に係る事業
- 2 独立行政法人日本學術振興會法（平成14年法律第159号。以下「振興會法」という。）第15条第1号の規定に基づき独立行政法人日本學術振興會（以下「振興會」という。）が行う業務に対して、文部科学大臣が別に定めるところにより科学研究費補助金を交付する。

（科学研究費補助金を交付しない事業）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（學術団体を含む。以下この条において同じ。）が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。ただし、第4号に掲げる者が、法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）以外にその交付を受けている事業と第6条第1項の計画調書上同一の計画に基づいて行う事業については、この限りでない。

- 一 交付決定取消事業において科学研究費補助金の不正使用を行つた者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 二 前号に掲げる者と科学研究費補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間
- 三 交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行つた補助事業者（前2号に該当する者を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌年度以降2

年間

- 四 第1号若しくは第3号に該当する研究代表者若しくは研究分担者と共同して交付決定取消事業を行った研究代表者若しくは研究分担者（前各号に該当する者を除く。以下この号において同じ。）又は第1号に該当する連携研究者が参画した交付決定取消事業若しくは同号に該当する研究協力者が協力した交付決定取消事業の研究代表者若しくは研究分担者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌1年間
 - 五 偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌年度以降5年間
 - 六 不正行為があつたと認定された者（当該不正行為があつたと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。以下この条において同じ。） 当該不正行為があつたと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して科学技術・学術審議会において相当と認められる期間
- 2 前条の規定にかかわらず、振興会法第18条第1項に規定する学術研究助成基金を財源として振興会が支給する助成金（以下「基金助成金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないとされた期間、科学研究費補助金を交付しない。ただし、第4号に掲げる者が、既に交付を受けている科学研究費補助金事業と第6条第1項の計画調書上同一の計画に基づいて行う事業については、この限りではない。
- 一 基金助成金の不正使用を行った者
 - 二 基金助成金の不正使用を共謀した者
 - 三 振興会法第17条第2項の規定により準用される法第11条第1項の規定に違反して基金助成金の使用を行った補助事業者（前2号に該当する者を除く）
 - 四 第1号若しくは第3号に該当する研究代表者若しくは研究分担者と共同して交付決定が取消された事業（以下「交付決定取消助成事業」という。）を行った研究代表者若しくは研究分担者（前号に該当する者を除く。以下この号において同じ。）又は第1号に該当する連携研究者が参画した交付決定取消助成事業若しくは同号に該当する研究協力者が協力した交付決定取消助成事業の研究代表者若しくは研究分担者
 - 五 偽りその他の不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
 - 六 基金助成金による事業において不正行為があつたと認定された者
- 3 前条の規定にかかわらず、国又は独立行政法人が交付する給付金であつて、文部科学大臣が別に定めるもの（以下この条において「特定給付金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、文部科学大臣が別に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。
- 一 特定給付金の他の用途への使用をした者又は当該他の用途への使用を共謀した者
 - 二 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、特定給付金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者
 - 三 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
 - 四 特定給付金による事業において不正行為があつたと認定された者

(補助金の交付申請者)

第5条 第3条第1項第1号及び第2号に係る科学研究費補助金（同条第2項に係るものを除く。以下「補助金」という。）の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

- 一 科学研究に係る補助金にあつては、科学研究を行う研究者の代表者
- 二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

(計画調書)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開（以下「科学研究等」という。）に関する計画調書を別に定める様式により文部科学大臣に提出するものとする。

- 2 前項の計画調書の提出期間については、毎年文部科学大臣が公表する。

(交付の決定)

第7条 文部科学大臣は、前条第1項の計画調書に基づいて、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

- 2 文部科学大臣は、補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、文部科学大臣に提出された計画調書について、科学技術・学術審議会の意見を聴くものとする。

第8条 前条第1項の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、文部科学大臣の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 文部科学大臣は、前項の交付申請書に基づいて、交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(科学研究等の変更)

第9条 補助金の交付を受けた者が、科学研究等の内容及び経費の配分の変更（文部科学大臣が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を得なければならない。

(補助金の使用制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金を科学研究等に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告書)

第11条 補助金の交付を受けた者は、科学研究等を完了したときは、すみやかに別に定める様式による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

- 2 前項の実績報告書には、補助金により購入した設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）がある場合にあつては、別に定める様式による購入設備等明細書を添付しなければならない。

- 3 第1項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う科学研究等に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 文部科学大臣は、前条第1項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、科学研究等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(研究成果報告書)

第13条 補助金の交付を受けた者は、文部科学大臣の定める時期までに、文部科学大臣の定めるところにより、第6条第1項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の文部科学大臣の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかつた者が、さらに文部科学大臣が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、文部科学大臣は、第7条第1項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとする。第3条第2項に係る科学研究費補助金又は基金助成金の研究成果報告書を、振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。
- 3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、文部科学大臣又は振興会が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、文部科学大臣は、第7条第1項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。

(帳簿等の整理保管)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(経理の調査)

第15条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(科学研究等の状況の調査)

第16条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、科学研究等の状況に関する報告書の提出を求め、又は科学研究等の状況を調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

- 第17条 文部科学大臣は、科学研究に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。
- 2 文部科学大臣は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第18条 第5条第1号に係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したと

きは、直ちに、当該設備等を当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

- 2 第5条第1号に係る補助金の交付を受けた者は、設備等を直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合において、文部科学大臣の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、当該研究上の支障がなくなるまでの間、当該設備等を寄付しないことができる。

第19条 第3条第1項第3号に係る科学研究費補助金に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。

(その他)

第20条 この規定に定めるもののほか、補助金の取扱に関し必要な事項は、そのつど文部科学大臣が定めるものとする。

附則

この規程は、昭和40年4月1日から実施する。

附則（昭和43・11・30文告309）

この規程は、昭和43年11月30日から実施する。

附則（昭和56・10・15文告159）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（昭和60・11・2文告127）

この告示は、昭和60年11月2日から施行し、昭和60年度分以後の補助金について適用する。

附則（昭和61・12・25文告156）

この告示は、昭和61年12月25日から施行し、昭和61年度以降の補助金について適用する。

附則（平成10・3・19文告35）

この告示は、平成10年3月19日から施行し、平成9年度以降の補助金について適用する。

附則（平成11・5・17文告114）

この告示は、公布の日から施行し、平成11年4月11日から適用する。

附則（平成12・12・11文告181）

この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附則（平成13・4・19・文告72）

この告示は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附則（平成13・8・2文告133）

1 この告示は、公布の日から施行する。

- 2 この告示の施行の際現に改正前の科学研究費補助金取扱規程第2条第3号の規定による研究機関である法人及び同条第4号の規定による指定を受けている機関は、改正後の科学研究費補助金取扱規程第2条第4号の規定による指定を受けた研究機関とみなす。

附則（平成14・6・28・文告123）

この告示は、公布の日から施行し、平成14年度以降の補助金について適用する。

附則（平成15・9・12・文告149）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定、第5条第1項、第3項及び第4項の改正規定並びに第6条第2項の改正規定は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第3条第3項の規定は、法第18条第1項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である交

付決定取消事業を行つた研究者が行う事業については、適用しない。

附則（平成16・4・1・文告68）

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第3条第3項第3号の規定は、この告示の施行前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行つた研究者については、適用しない。

附則（平成17・1・24・文告1）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第3条第4項及び第5項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である事業を行つた研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附則（平成18・3・27・文告37）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成19・3・30・文告45）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成20・5・19・文告64）

- 1 この告示は、公布の日から実施し、平成20年度以降の補助金について適用する。ただし、第2条第1項第4号の改正規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の施行の日から実施する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程（以下「新規程」という。）第4条第1項第1号及び第3号の規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月12日よりも前である法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業において不正使用を行つた者又は法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行つた補助事業者（法第2条第3項に規定する補助事業者等をいい、新規程第4条第1項第1号又は第2号に該当する者を除く。）については、適用しない。
- 3 新規程第4条第1項第4号の規定は、平成16年4月1日よりも前に交付の決定が行われた事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。
- 4 新規程第4条第1項第2号及び第5号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成17年1月24日よりも前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀した者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。

附則（平成22・12・28・文告177）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（平成23・6・2・文告93）

この告示は、公布の日から施行する。

(参考3)

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領
（平成15年10月7日規程第17号）

改正 平成16年4月14日規程第9号
改正 平成16年9月10日規程第14号
改正 平成17年2月2日規程第1号
改正 平成17年4月7日規程第7号
改正 平成18年4月14日規程第9号
改正 平成19年4月2日規程第12号
改正 平成20年6月10日規程第9号
改正 平成22年4月19日規程第6号
改正 平成22年9月7日規程第21号
改正 平成23年4月25日規程第18号
改正 平成23年4月28日規程第20号

(通則)

第1条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号。以下「取扱規程」という。）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この取扱要領は、科学研究費補助金（基盤研究等）交付要綱（平成11年4月12日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）第18条第1項及び独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年規程第1号）第16条の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する補助金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この取扱要領において「補助金」とは、交付要綱第3条に規定する以下のものをいう。

一 科学研究費のうち次に係るもの

イ 特別推進研究

ロ 基盤研究

ハ 挑戦的萌芽研究

ニ 若手研究

ホ 研究活動スタート支援

ヘ 奨励研究

二 特別研究員奨励費

- 三 学術創成研究費
 - 四 研究成果公開促進費（研究成果公开发表に係るものを除く。）
- 2 この取扱要領において「研究機関」とは、取扱規程第2条第1項に規定する研究機関及び同条第8項の規定により研究機関とみなすものをいい、学術研究を行う機関であって第一号から第四号に掲げるもの及び第五号に掲げるものをいう。
- 一 大学及び大学共同利用機関（文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
 - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 三 高等専門学校
 - 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの
 - 五 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第1号及び前2号に掲げるものを除く。）のうち、文部科学大臣が指定するもの
- 3 この取扱要領において「研究代表者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、法第2条第3項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）として当該事業の遂行に責任を負う研究者をいう。
- 4 この取扱要領において「研究分担者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者をいう。
- 5 この取扱要領において「連携研究者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、研究代表者又は研究分担者の監督の下に当該研究代表者又は研究分担者と連携して研究に参画する研究者をいう。
- 6 この取扱要領において「研究協力者」とは、研究代表者及び研究分担者並びに連携研究者以外の者で、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において研究への協力を行う者をいう。
- 7 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による科学研究費補助金の他の用途への使用又は科学研究費補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。
- 8 この取扱要領において「不正行為」とは、科学研究費補助金の交付の対象となった事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等のねつ造、改ざん又は盗用をいう。

（補助金の交付の対象）

- 第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。
- 一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者（振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を行うものに限る。）又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であつて、研究者が一人で行う事業（以下「科学研究」という。）

- 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。）
- 2 補助対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち補助金交付の対象として振興会が認める経費とする。

（補助金を交付しない事業）

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この条において同じ。）が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。ただし、第4号に掲げる者が、法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）以外にその交付を受けている事業と第7条第1項の計画調書上同一の計画に基づいて行う事業については、この限りでない。

- 一 交付決定取消事業において科学研究費補助金の不正使用を行った者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
 - 二 前号に掲げる者と科学研究費補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間
 - 三 交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者（前2号に掲げる者を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降2年間
 - 四 第1号若しくは第3号に該当する研究代表者若しくは研究分担者と共同して交付決定取消事業を行った研究代表者若しくは研究分担者（前各号に該当する者を除く。以下この号において同じ。）又は第1号に該当する連携研究者が参画した交付決定取消事業若しくは同号に該当する研究協力者が協力した交付決定取消事業の研究代表者若しくは研究分担者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌1年間
 - 五 偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降5年間
 - 六 不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。以下この条において同じ。） 当該不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 2 前条第1項の規定にかかわらず、振興会法第18条第1項に規定する学術研究助成基金を財源として支給する助成金（以下「基金助成金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないとされた期間、科学研究費補助金を交付しない。ただし、第4号に掲げる者が、既に交付を受けている事業と第7条第1項に規定する計画調書上同一の計画に基づいて行う事業については、この限りではない。
- 一 基金助成金の不正使用を行った者
 - 二 基金助成金の不正使用を共謀した者
 - 三 振興会法第17条第2項の規定により準用される法第11条第1項の規定に違反して基金助成金の使用を行った補助事業者（前2号に該当する者を除く）
 - 四 第1号若しくは第3号に該当する研究代表者若しくは研究分担者と共同して交付決定が取消された事業（以下「交付決定取消助成事業」という。）を行った研究代表者若しくは研究分担者（前号に該当する者を除く。以下この号において同じ。）又は第1号に該当する連携研究者

が参画した交付決定取消助成事業若しくは同号に該当する研究協力者が協力した交付決定取消助成事業の研究代表者若しくは研究分担者

五 偽りその他の不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者

六 不正行為があったと認定された者

3 前条第1項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する補助事業が、取扱規程第4条第3項の特定給付金等を定める件（平成16年8月24日文科科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）第1条に定める特定給付金を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、大臣決定第2条に定める期間、補助金を交付しないものとする。

一 特定給付金の他の用途への使用をした者又は当該他の用途への使用を共謀した者

二 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、特定給付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者

三 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者

四 特定給付金による事業において不正行為があったと認定された者

（補助金の交付申請者）

第6条 第4条第1項に係る補助金の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

一 科学研究に係る補助金にあつては、次に掲げる者

イ 研究機関に所属する研究者が科学研究を行う場合は、当該科学研究を行う研究者の代表者

ロ 研究機関に所属しない研究者（特別研究員を除く。）が一人で科学研究を行う場合は、当該研究者

ハ 特別研究員が科学研究を行う場合は、当該特別研究員

ニ 外国人特別研究員と受入研究者が共同して科学研究を行う場合は、当該受入研究者

二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

（計画調書）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開（以下「科学研究等」という。）に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。

2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。

（交付予定額の通知）

第8条 振興会は、前条第1項の計画調書に基づき、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

（配分審査等）

第9条 前条により補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は補助金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。

2 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

（交付申請書）

第10条 第8条の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第11条 振興会は、前条により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

2 振興会は、前項の調査の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

3 振興会は、補助金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。

一 補助金の交付を受けた者が、科学研究等の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと

ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微な変更についてはこの限りではないこと

二 補助金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、振興会の承認を得なければならないこと

三 補助金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならないこと

四 補助金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと

4 振興会は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 補助金の交付の申請をした者は、前条第4項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の使用制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金を科学研究等に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告書)

第14条 補助金の交付を受けた者は、科学研究等を完了したときは、速やかに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 前項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う科学研究等に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 振興会は、前条第1項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、科学研究等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(研究成果報告書)

第16条 補助金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、第7条第1項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書(以下「研究成果報告書」という。)を振興会に提出しなければならない。

2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第8条の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとする。取扱規程第13条第1項に係る科学研究費補助金の研究成果報告書又は独立行政法人科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)取扱要領第16条第1項に係る基金助成金の研究成果報告書を、文部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。

3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、第8条の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。

(帳簿関係書類等の整理)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(経理の調査)

第18条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(科学研究等の状況の調査)

第19条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、科学研究等の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

第20条 振興会は、科学研究に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

2 振興会は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第21条 第6条第1号イに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

2 第6条第1号ロに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により購入価格5万円以上の設備等

を購入したときは、研究期間終了までにそれを学校その他の教育又は研究の施設に寄付しなければならない。

- 3 第6条第1号ハ又はニに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が研究に従事し又は所属する研究機関に寄付しなければならない。
- 4 補助金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認める場合において、振興会の承認を得たときは、第1項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。
- 5 特別研究員は、第3項の規定にかかわらず、その特別研究員の資格を喪失するまでの間、設備等を寄付しないことができる。

(その他)

第22条 この取扱要領に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年10月7日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

第4条の2の規定は、法第18条第1項の規定の準用により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月12日前である交付決定取消事業を行なった研究者が行おうとする補助事業については、適用しない。

この取扱要領の適用日前に、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成11年6月9日規程第6号）の規定により日本学術振興会が行った科学研究費補助金の取扱いは、振興会がこの取扱要領中の相当する規定により行った補助金の取扱いとみなす。

附則（平成16年規程第9号）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 第4条の2第1項第3号の規定は、この規程の適用前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行った研究者については、適用しない。

附則（平成16年規程第14号）

この規程は、平成16年8月27日から適用する。

附則（平成17年規程第1号）

- 1 この規程は、平成17年1月24日から適用する。
- 2 第4条の2第2項及び第3項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの規程の適用日前である事業を行った研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附則（平成17年規程第7号）

この規程は、平成17年4月1日から適用する。

附則（平成18年規程第9号）

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附則（平成19年規程第12号）

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附則（平成20年規程第9号）

- 1 この規程は、平成20年6月10日から実施し、平成20年度以降の補助金について適用する。
- 2 改正後の取扱要領（以下「新要領」という。）第5条第1項第1号及び第3号の規定は、法第18条第1項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月12日よりも前である交付決定取消事業において不正使用を行った者又は法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者（新要領第5条第1項第1号又は第2号に掲げる者を除く。）については、適用しない。
- 3 新要領第5条第1項第4号の規定は、平成16年4月1日よりも前に交付の決定が行われた事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。
- 4 新要領第5条第1項第2号及び第5号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成17年1月24日よりも前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀した者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。

附則（平成22年規程第6号）

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

附則（平成22年規程第21号）

この規程は、平成22年9月7日から適用する。

附則（平成23年規程第18号）

この規程は、平成23年4月1日から適用する。

附則（平成23年規程第20号）

この規程は、平成23年4月28日から適用する。

(参考4)

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領
（平成23年4月28日規程第19号）

（通則）

第1条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（以下「助成金」という。）の取扱いについては、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「振興会法」という。）、振興会法第17条第2項において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに学術研究助成基金の運用基本方針（平成23年4月28日文科科学大臣決定）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 この取扱要領は、学術研究助成基金補助金交付要綱（平成23年4月28日文科科学大臣決定）第7条第6号の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する助成金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって助成金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この取扱要領において「研究機関」とは、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号。以下「取扱規程」という。）第2条第1項に規定する研究機関及び同条第8項の規定により研究機関とみなすものをいい、学術研究を行う機関であって第一号から第四号に掲げるもの及び第五号に掲げるものをいう。

- 一 大学及び大学共同利用機関（文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
- 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 三 高等専門学校
- 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの
- 五 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第1号及び前2号に掲げるものを除く。）のうち、文部科学大臣が指定するもの

2 この取扱要領において「研究代表者」とは、助成金の交付の対象となる事業において、法第2条第3項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）として当該事業の遂行に責任を負う研究者をいう。

3 この取扱要領において「研究分担者」とは、助成金の交付の対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者をいう。

4 この取扱要領において「連携研究者」とは、助成金の交付の対象となる事業において、研究代表

者又は研究分担者の監督の下に当該研究代表者又は研究分担者と連携して研究に参画する研究者をいう。

- 5 この取扱要領において「研究協力者」とは、研究代表者及び研究分担者並びに連携研究者以外の者で、助成金の交付の対象となる事業において研究への協力を行う者をいう。
- 6 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による助成金の他の用途への使用又は助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。
- 7 この取扱要領において「不正行為」とは、助成金の交付の対象となった事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等のねつ造、改ざん又は盗用をいう。

(助成金の交付の対象)

第4条 この助成金の交付の対象は、学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であって、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において助成金の管理を行うものに限る。）とする。

- 2 助成対象となる経費は、助成金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち助成金交付の対象として振興会が認める経費とする。
- 3 補助事業の期間は、振興会が決定した期間とする。ただし、助成金の交付を受けた者は、振興会の承認を経て、補助事業期間を1年間延長することができる。また、産前産後の休暇又は育児休業を取得する場合には、振興会の承認を経て、補助事業を中断する期間に応じて、1年間を超えて、延長することができる。

(助成金を交付しない事業)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、助成金を交付しない。ただし、第4号に掲げる者が、法第17条第1項の規定により助成金の交付の決定が取消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）以外にその交付を受けている事業については、この限りでない。

- 一 交付決定取消事業において助成金の不正使用を行った者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る助成金の返還の命令があった年度の翌年度以降2年以上5年以内の期間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 二 前号に掲げる者と助成金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について助成金を交付しないこととされる期間と同一の期間
- 三 交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反して助成金の使用を行った補助事業者（前2号に掲げる者を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る助成金の返還の命令があった年度の翌年度以降2年間
- 四 第1号若しくは第3号に該当する研究代表者若しくは研究分担者と共同して交付決定取消事業を行った研究代表者若しくは研究分担者（前各号に該当する者を除く。以下この号において同じ。）又は第1号に該当する連携研究者が参画した交付決定取消事業若しくは同号に該当する研究協力者が協力した交付決定取消事業の研究代表者若しくは研究分担者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る助成金の返還の命令があった年度の翌1年間
- 五 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該助成金の返還の命令があった年度の翌年度以降5年間

- 六 不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。以下この条において同じ。）当該不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 2 前条第1項の規定にかかわらず、取扱規程第4条第1項又は独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（以下、「補助金取扱要領」という。）第5条第1項の規定により、科学研究費補助金を一定期間交付しないこととされた者が行う事業については、その期間、助成金を交付しないものとする。ただし、取扱規程第4条第1項第4号又は補助金取扱要領第5条第1項第4号の規定により科学研究費補助金を交付しないこととされた者が、既に助成金の交付を受けている事業については、この限りではない。
- 3 前条第1項の規定にかかわらず、科学研究費補助金取扱規程第4条第3項の特定給付金等を定める件（平成16年8月24日文部科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）第1条に定める特定給付金を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、大臣決定第2条に定める期間、助成金を交付しないものとする。
- 一 特定給付金の他の用途への使用をした者又は当該他の用途への使用を共謀した者
 - 二 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、特定給付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者
 - 三 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
 - 四 特定給付金による事業において不正行為があったと認定された者

（助成金の交付申請者）

第6条 第4条第1項に係る助成金の交付の申請をすることができる者は、補助事業を行う研究者の代表者とする。

（計画調書）

第7条 助成金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ補助事業に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。

2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。

（交付予定額の通知）

第8条 振興会は、前条第1項の計画調書に基づき、助成金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

（配分審査等）

第9条 前条により助成金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は助成金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。

2 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

（交付申請書）

第10条 第8条の通知を受けた者が助成金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する

時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第11条 振興会は、前条により助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。
- 2 振興会は、前項の調査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定を行うものとする。
- 3 振興会は、助成金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。
- 一 助成金の交付を受けた者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと
ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微な変更についてはこの限りではないこと
 - 二 助成金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、振興会の承認を得なければならないこと
 - 三 助成金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならないこと
 - 四 助成金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと
- 4 振興会は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第12条 助成金の交付の申請をした者は、前条第4項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(助成金の使用制限)

- 第13条 助成金の交付を受けた者は、助成金を補助事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実施状況報告書)

- 第14条 助成金の交付を受けた者は、最終年度を除く各年度終了後2ヶ月以内に、別に定める様式により補助事業の実施状況及び助成金の収支状況を明らかにした実施状況報告書を振興会に提出するものとする。
- 2 振興会は、提出された実施状況報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合することを確認する。

(実績報告書)

第15条 助成金の交付を受けた者は、補助事業を完了したときは、速やかに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第16条 振興会は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の交付を受けた者に通知するものとする。この場合において、補助事業のうち最終年度を除く年度に実施された部分の確認においては、第14条第2項により確認した内容に基づいて行うことができるものとする。

(研究成果報告書)

第17条 助成金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、第7条第1項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を振興会に提出しなければならない。

- 2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第8条の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとし、また、既に助成金の交付決定がなされている場合にあつては、助成金の支払を留保するものとする。取扱規程第13条第1項又は補助金取扱要領第16条第1項に係る科学研究費補助金の研究成果報告書を、文部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。
- 3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、第8条の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。また、前項の規定により助成金の支払いを留保されている者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、留保を解除するものとする。

(帳簿関係書類等の整理)

第18条 助成金の交付を受けた者は、助成金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、助成金の交付を受けた事業終了後5年間保管しておかなければならない。

(経理の調査)

第19条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、その助成金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(補助事業の状況の調査)

第20条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、補助事業の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

第21条 振興会は、補助事業に係る実施状況報告書、実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

2 振興会は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第 22 条 第 6 条に係る助成金の交付を受けた者が、助成金により設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を購入したときは、直ちにそれを当該助成金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

2 助成金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認める場合において、振興会の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。

(その他)

第 23 条 この取扱要領に定めるもののほか、助成金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則（平成 23 年規程第 19 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 28 日から適用する。

(参考5)平成24年度科研費(補助金・基金分)の交付状況等

1. 平成24年度科研費(補助金・基金分)の交付状況

(1)新規採択分

平成24年4月現在

研究種目	研究課題数			配分額	1課題あたりの配分額	
	応募	採択	採択率		平均	最高
科学研究費	件 〔 89,800 〕 86,874	件 〔 25,759 〕 24,673	% 〔 28.7 〕 28.4	千円 〔 62,176,350 〕 56,640,420 〔 16,879,536 〕	千円 〔 2,414 〕 2,296	千円 〔 32,900 〕 34,400
特定領域研究 *1	〔 177 〕 9	〔 80 〕 9	〔 45.2 〕 —	〔 239,600 〕 25,400	〔 2,995 〕 2,822	〔 3,300 〕 3,000
新学術領域研究 *2 (研究領域提案型)	〔 4,072 〕 2,822	〔 1,147 〕 712	〔 28.2 〕 25.2	〔 3,683,150 〕 2,596,900 〔 779,070 〕	〔 3,211 〕 3,647	〔 9,000 〕 10,000
基盤研究(A)	〔 2,180 〕 2,251	〔 565 〕 535	〔 25.9 〕 23.8	〔 7,478,000 〕 6,985,500 〔 2,095,650 〕	〔 13,235 〕 13,057	〔 32,900 〕 34,400
基盤研究(B) *3	〔 10,127 〕 9,875	〔 2,592 〕 2,440	〔 25.6 〕 24.7	〔 14,688,900 〕 13,200,800 〔 3,960,240 〕	〔 5,667 〕 5,410	〔 14,300 〕 13,300
基盤研究(C) *4	〔 32,177 〕 32,899	〔 9,620 〕 9,857	〔 29.9 〕 30.0	〔 15,564,500 〕 15,332,520 〔 4,599,756 〕	〔 1,618 〕 1,555	〔 4,200 〕 3,800
挑戦的萌芽研究 *4	〔 12,734 〕 12,559	〔 3,809 〕 3,759	〔 29.9 〕 29.9	〔 5,916,100 〕 5,692,800 〔 1,707,840 〕	〔 1,553 〕 1,514	〔 3,400 〕 3,100
若手研究(A) *3	〔 1,907 〕 1,796	〔 459 〕 399	〔 24.1 〕 22.2	〔 3,859,300 〕 3,243,100 〔 972,930 〕	〔 8,408 〕 8,128	〔 21,700 〕 19,700
若手研究(B) *4	〔 22,688 〕 20,867	〔 6,787 〕 6,255	〔 29.9 〕 30.0	〔 10,396,800 〕 9,213,500 〔 2,764,050 〕	〔 1,532 〕 1,473	〔 3,400 〕 3,400
奨励研究	〔 3,738 〕 3,796	〔 700 〕 707	〔 18.7 〕 18.6	〔 350,000 〕 349,900	〔 500 〕 495	〔 900 〕 800
研究成果公開促進費	〔 1,045 〕 961	〔 521 〕 491	〔 49.9 〕 51.1	〔 1,139,090 〕 1,029,060	〔 2,186 〕 2,096	〔 26,900 〕 20,000
合 計	〔 90,845 〕 87,835	〔 26,280 〕 25,164	〔 28.9 〕 28.6	〔 63,315,440 〕 57,669,480 〔 16,879,536 〕	〔 2,409 〕 2,292	〔 32,900 〕 34,400

(注1) []内は、前年度を示す。

(注2) []内は、間接経費(外数)。

(注3) *1は、平成24年度の新規・継続領域に係る公募はなく、平成23年度に設定期間が終了した研究領域の取りまとめのみが公募対象。

(注4) *2は、平成24年度の新規領域については審査中であるため、継続領域の新規課題のみ計上。

(注5) *3は、一部基金化研究種目であるため、「配分額」欄及び「1課題あたりの配分額」欄には平成24年度の当初計画に対する配分額を計上。

(注6) *4は、基金化研究種目であるため、「配分額」欄及び「1課題あたりの配分額」欄には平成24年度の当初計画に対する配分額を計上。

(注7) 「特別研究促進費」及び「特定奨励費」は除く。

(2)新規採択+継続分

平成24年4月現在

研究種目	研究課題数			配分額	1課題あたりの配分額	
	応募件	採択件	採択率%		平均	最高
科学研究費	[127,403] 130,324	[63,310] 67,961	[49.7] 52.1	[149,213,117] 155,012,892 [46,134,148]	[2,357] 2,281	[213,000] 159,200
特別推進研究 *1	[64] 59	[64] 59	[—] —	[4,891,900] 4,571,600 [1,371,480]	[76,436] 77,485	[213,000] 159,200
特定領域研究	[599] 117	[501] 117	[83.6] —	[3,206,600] 882,500	[6,400] 7,543	[45,000] 42,000
新学術領域研究 *2 (研究領域提案型)	[5,116] 4,842	[2,191] 2,732	[42.8] 56.4	[17,285,350] 21,045,350 [6,313,605]	[7,889] 7,703	[122,400] 135,400
新学術領域研究 *3 (研究課題提案型)	[78] 1	[78] 1	[—] —	[540,900] 3,869 [1,161]	[6,935] 3,869	[7,900] 3,869
基盤研究(S) *1	[337] 348	[335] 348	[—] —	[8,243,100] 9,229,300 [2,768,790]	[24,606] 26,521	[83,600] 87,900
基盤研究(A)	[3,562] 3,784	[1,940] 2,054	[54.5] 54.3	[18,059,800] 18,888,800 [5,666,640]	[9,309] 9,196	[32,900] 34,400
基盤研究(B) *4	[15,983] 15,837	[8,421] 8,358	[52.7] 52.8	[33,172,735] 32,515,800 [9,754,740]	[3,939] 3,890	[14,300] 13,300
基盤研究(C) *5	[48,621] 51,301	[26,062] 28,211	[53.6] 55.0	[29,056,997] 31,815,351 [9,544,605]	[1,115] 1,128	[4,200] 3,800
挑戦的萌芽研究 *5	[14,576] 16,541	[5,651] 7,735	[38.8] 46.8	[7,665,964] 9,476,700 [2,843,010]	[1,357] 1,225	[3,400] 3,100
若手研究(S) *3	[108] 50	[107] 47	[99.1] 94.0	[1,352,100] 540,100 [162,030]	[12,636] 11,491	[22,800] 19,000
若手研究(A) *4	[2,617] 2,646	[1,165] 1,244	[44.5] 47.0	[6,626,303] 6,921,164 [2,076,349]	[5,688] 5,564	[21,700] 19,700
若手研究(B) *5	[31,183] 30,211	[15,274] 15,557	[49.0] 51.5	[17,922,189] 17,942,303 [5,382,691]	[1,173] 1,153	[3,400] 3,400
研究活動スタート支援 *1	[821] 791	[821] 791	[—] —	[839,179] 830,155 [249,047]	[1,022] 1,050	[1,500] 1,500
奨励研究	[3,738] 3,796	[700] 707	[18.7] 18.6	[350,000] 349,900	[500] 495	[900] 800
研究成果公開促進費	[1,084] 1,006	[560] 536	[51.7] 53.3	[1,280,990] 1,166,960	[2,287] 2,177	[26,900] 20,000
学術創成研究費 *6	[18] —	[18] —	[—] —	[1,208,300] — [—]	[67,128] —	[89,500] —
合 計	[128,505] 131,330	[63,888] 68,497	[49.7] 52.2	[151,702,407] 156,179,852 [46,134,148]	[2,375] 2,280	[213,000] 159,200

(注1) 本資料は、今年度採択された新規課題に既に採択されている継続課題を加え集計したものの。

(注2) []内は、前年度を示す。

(注3) []内は、間接経費(外数)。

(注4) *1は、平成24年度の新規課題については審査中であるため、継続課題のみ計上。

(注5) *2は、平成24年度の新規領域については審査中であるため、継続領域の新規課題及び継続課題を計上。

(注6) *3は、平成24年度の新規募集なし。

(注7) *4のうち、新規課題は一部基金化研究種目であるため、「配分額」欄及び「1課題あたりの配分額」欄には平成24年度の当初計画に対する配分額を計上。

(注8) *5のうち、平成23年度及び平成24年度採択課題は基金化研究種目であるため、「配分額」欄及び「1課題あたりの配分額」欄には平成24年度の当初計画に対する配分額を計上。

(注9) *6は、平成24年度の新規募集、継続課題なし。

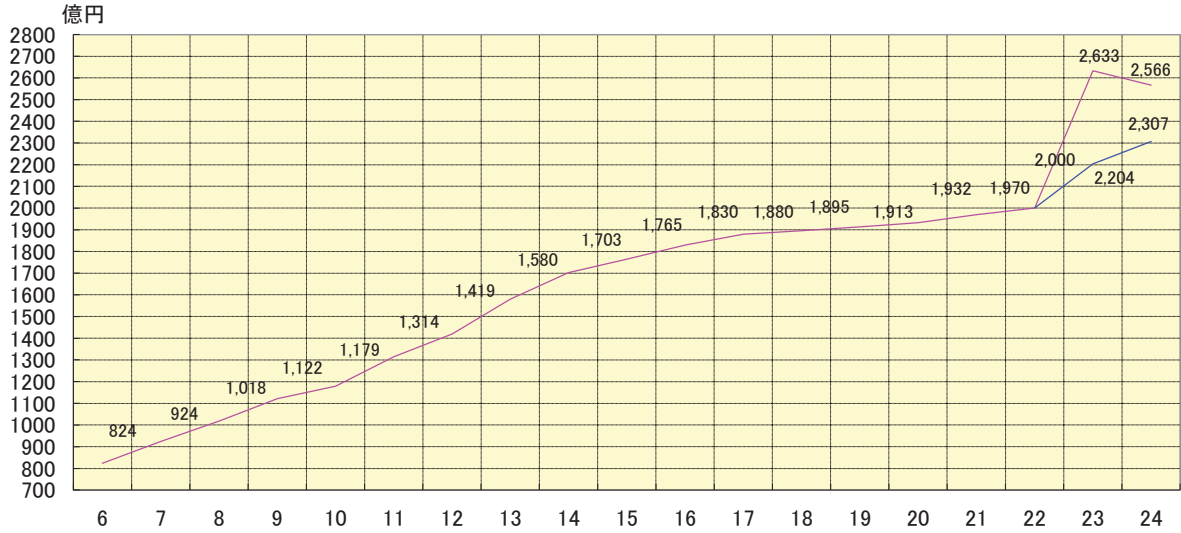
(注10) 「新学術領域研究(研究領域提案型)」「生命科学系3分野支援活動」、「特別研究促進費」及び「特定奨励費」は除く。

2. 予算額等の推移

○目的・性格

科学研究費助成事業(科研費)は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であり、ピア・レビュー(専門分野の近い複数の研究者による審査)により、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

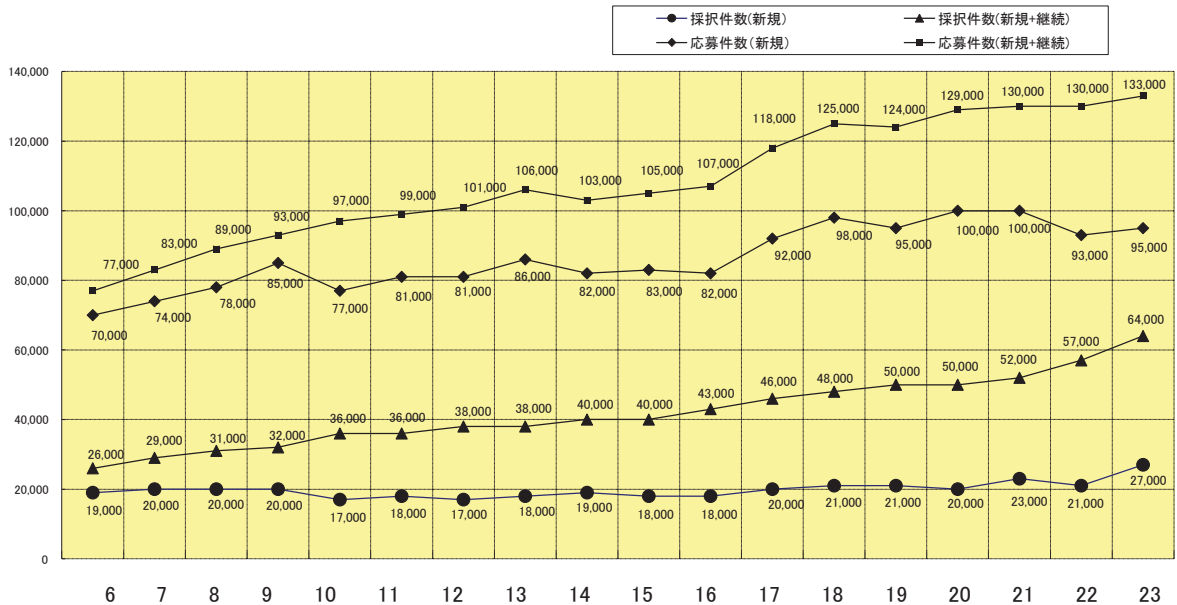
○予算額・助成額の推移



年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
予算額(億円)	824	924	1,018	1,122	1,179	1,314	1,419	1,580	1,703	1,765	1,830	1,880	1,895	1,913	1,932	1,970	2,000	2,633	2,566
対前年度伸び率(%)	12.0	12.1	10.2	10.2	5.1	11.5	8.0	11.3	7.8	3.6	3.7	2.7	0.8	0.9	1.0	2.0	1.5	31.7	-2.5
助成額ベース(億円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,204	2,307
対前年度伸び率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.7

※平成23年度から一部種目に基金化を導入したことに伴い、予算額に翌年度以降に使用する研究費が含まれることとなったため、予算額が当該年度の助成額を示さなくなったことから、平成23年度以降、当該年度の助成額を集計している。

○応募・採択の状況



○採択率(上段:新規、下段:新規+継続)

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
採択率(%)	27.0	27.6	26.1	24.6	22.2	21.8	21.6	21.1	22.7	21.4	22.5	21.6	21.5	22.2	20.3	22.5	22.1	28.1
採択率(%)	33.8	35.2	35.1	34.0	37.6	36.1	37.3	35.8	38.5	37.9	40.7	38.6	38.6	40.4	38.4	40.3	44.2	48.4

問い合わせ先等

1 この公募に関する問い合わせは、研究機関を通じて下記あてに行ってください。

(1) 公募の内容に関すること：

- ・ 公募要領全般
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課
電話 03-3263-4682, 4798, 1878, 0964, 4764, 4796,
- ・ 補助金分（特別推進研究、基盤研究（S）、若手研究（S））
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第二課
電話 03-3263-4254 （特別推進研究担当）
03-3263-4388 （基盤研究（S）、若手研究（S）担当）
- ・ 補助金分（基盤研究（A））【全研究課題】
（基盤研究（B）、若手研究（A））【平成23年度以前採択課題】
（基盤研究（C）、挑戦的萌芽研究、若手研究（B））【平成22年度以前採択課題】
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課
電話 03-3263-4779, 4758, 0996, 4724
- ・ 基金分（基盤研究（C）、挑戦的萌芽研究、若手研究（B））【平成23年度以降採択課題】
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課
電話 03-3263-1057, 1843, 1845, 0992
- ・ 一部基金分（基盤研究（B）、若手研究（A））【平成24年度採択課題】
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課
電話 03-3263-4779, 4758, 0996, 4724

(2) 日本学術振興会科研費電子申請システムの利用に関すること：

- ・ コールセンター
電話：0120-556-739（フリーダイヤル）
受付時間：9：30 から 17：30

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く
- ・ 上記以外の電話
独立行政法人日本学術振興会総務部企画情報課システム管理係
電話：03-3263-1902、1913

(3) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の利用に関すること：

- ・ e-Rad ヘルプデスク
電話：0120-066-877（フリーダイヤル）
受付時間：9：30～17：30

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く
※上記フリーダイヤルが利用できない場合
電話：03-5638-5361

<留意事項>

- ①e-Rad の操作方法
e-Rad の操作方法に関するマニュアルはポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp>）から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。
- ②システムの利用可能時間帯
（月～金）午前6：00～翌午前2：00まで
（土・日）午後0：00～翌午前2：00まで
なお、祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトで予めお知らせします。

(4) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等の自己評価チェックリスト」に関すること：

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室
電話：03-6734-4014

(5) 「バイオサイエンスデータベース」に関すること：

独立行政法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター
電話：03-5214-8491

- 2 この公募要領に記載している内容は、日本学術振興会のホームページでご覧いただけます。
また、応募書類の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ
<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>